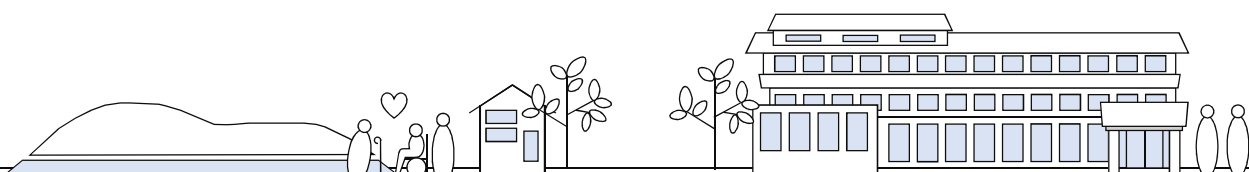


川西町第3次総合計画

後期基本計画

第2期 まち・ひと・しごと総合戦略

令和5年3月
奈良県川西町



はじめに

「幸せ」続く 川西町の実現へ

わたしたちのまち、川西町はコンパクトな町域ながら、農村田園環境、区画の整った住宅街、工業団地が整理され、「住む」にも「働く」にもバランスの取れた町です。また、奈良盆地のほぼ中央に位置していることから、県内どこへでもアクセスできることや主要道路と鉄道によって大阪、京都、名古屋ともつながっていることから、今後も人が集まり活動する舞台としてポテンシャルが高い町だと考えております。一方で、東京への一極集中や少子高齢化による人口減少、地方創生による自治体間競争など、本町への逆風も吹いている状況にあります。

そんな中、今後も持続して地域を維持し、住む人、働く人、関わる全ての人のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）が実現できるよう、中期のビジョンとして「川西町第3次総合計画後期基本計画」、そうした人が増えてさらに川西町の活力が増すよう「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しました。

計画を策定するにあたって、よりよい未来が実現するよう「人・企業が集まるまちづくりの推進」「子育て・教育の支援強化」「シニアの生活支援強化」「行財政改革の推進」を施策の4つの柱として設定しています。あわせて、実現したいビジョンが一致するSDGs（持続可能な開発目標）の視点も導入しました。

今後本計画をもとに、住民の皆さまが地域の中で安心とワクワクを感じ、住むことに誇りを感じてもらえるようなまちづくりを進めていきますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたりご審議いただきました委員の皆さまをはじめ、アンケートやパブリックコメントなどで協力をいただきました住民の皆さまに心からの感謝を申し上げます。



まちづくりの4つの柱

「人・企業が集まるまちづくりの推進」
「子育て・教育の支援強化」
「シニアの生活支援強化」
「行財政改革の推進」

令和5年（2023年）3月

川西町長 小澤 晃 広

目次

第1章 総合計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の役割	3
3. 計画の構成と期間	4
4. 計画の推進	5
5. S D G s の設定	6

第2章 後期基本計画

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

1. 健康・医療	12
2. 高齢者福祉	14
3. 子育て支援	16
4. 障害者福祉	18
5. 社会保障	20
6. 地域福祉活動	22
7. 男女共同参画	24

分野Ⅱ 教育と文化に関すること

1. 人権教育・人権啓発	28
2. 学校教育	30
3. 青少年教育	32
4. 生涯学習	34
5. スポーツ	36
6. 文化・芸術	38
7. 歴史	40

分野Ⅲ 生活環境に関すること

1. 住環境	4 4
2. ごみ・リサイクル	4 6
3. 防犯・交通安全	4 8
4. 防災	5 0
5. 地域コミュニティ・住民協働	5 2

分野Ⅳ 都市基盤に関すること

1. 道路	5 6
2. 上下水道	5 8
3. 公共交通	6 0
4. 駅周辺整備	6 2

分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

1. 農業	6 6
2. 商工業	6 8
3. 企業誘致	7 0
4. 雇用・労働	7 2
5. 観光	7 4

分野Ⅵ 行財政運営に関すること

1. 広域連携・広域行政	7 8
2. 広報・広聴	8 0
3. 行政経営・財政運営	8 2

分野Ⅶ 土地利用に関すること

土地利用の基本方針	8 5
土地利用構想図	8 8
1. 土地利用	9 0

第3章 まち・ひと・しごと総合戦略

プロジェクトⅠ 人・企業が集まるまちづくりの推進

- 1. 商工業を活性化する 97
- 2. 地域への新しい人の流れをつくる 99

プロジェクトⅡ 子育て・教育の支援強化

- 1. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 104

プロジェクトⅢ シニアの生活支援強化

- 1. 健康長寿と生涯活躍を実現する 108
- 2. 安心して安全な暮らしを持続可能なものとする 110

プロジェクトⅣ 行財政改革の推進

- 1. 多様な主体と連携した地域運営をおこなう 113
- 2. 持続可能でクリエイティブな行政経営 114

付録 参考資料 117

第1章

総合計画後期基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 総合計画後期基本計画策定の趣旨

川西町では町の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去3次にわたり総合計画が策定されてきました。平成29年（2017年）に策定された第3次総合計画では「安心 すくすく 豊かな心を育む かわにし」を将来像として、32の施策の取組により、まちづくりを進めてきました。

後期基本計画では、これまで推進された前期基本計画の内容を継承しつつ、本町における課題や変化する社会情勢などを見極め、持続可能な地域社会の形成に向けたまちづくりの方向性を明らかにするために策定するものです。

(2) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨

急速な少子高齢化の進展による人口減少や東京圏への人口一極集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、地方を活性化するための基本的な理念を定める「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、本町において人口減少を克服し、将来わたって活力ある地域社会を実現していくために、平成28年に第1期のまち・ひと・しごと総合戦略（以下、「第1次総合戦略」という）を策定し、人口ビジョンを踏まえて人口目標を設定して計画的に施策の展開を図ってきました。

当初の計画を令和4年度まで延伸しており、このたび計画期間が満了を迎えるにあたり、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」などを勘案し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築したうえで、第2期まち・ひと・しごと総合戦略（以下、「第2期総合戦略」という）を策定するものです。

2. 計画の役割

(1) 川西町総合計画

本町の目指すべき将来像とこれを実現するための基本的な方向を明らかにするとともに、行政の各分野における計画や方針を総括する計画です。そのため、行政の最上位計画として位置づけられ、行政が実施する施策、事業を示すとともにその進行管理を適切に行う役割を担います。また、町内の住民や団体、企業とともに進めるまちづくりの共通の目標として、町政に対する理解と協力、積極的な参画を促す役割を担います。さらに、国や奈良県に対して、計画の実現に向けて支援と協力を要請する際に、本町の基本的な考え方を説明する役割を担います。

(2) 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の基本的な考え方などに基づき、本町の人口ビジョンを踏まえ、デジタル技術や時代にあった手法などを活用した地域課題の解決や活性化施策等を位置づけています。



3. 計画の構成と期間

総合計画は「基本構想」と「基本計画」で構成されています。この計画では「基本計画」の見直しを行うこととし、現行計画で定めた施策の体系や「取組方針」や「成果指標」などを見直し、「後期基本計画」として更新します。

また、本計画では第2期総合戦略を重点プロジェクトとして位置づけることとし、総合計画と第2期総合戦略との一体的な推進を図ることとします。

なお、社会情勢や本町を取り巻く環境などの急激な変化を考慮し、計画の変更が必要となった場合は、計画期間中であっても計画の見直しを図ります。

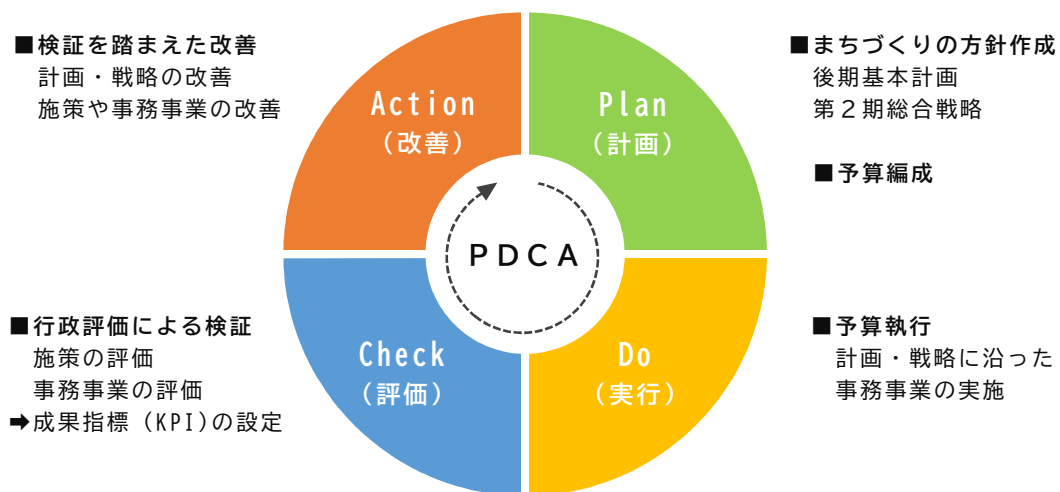
	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想										
基本計画						延伸				
総合戦略										

基本構想	まちづくりの基本理念、まちの将来像、その具体化のための施策の大綱を示すもの。 計画期間は10年（平29年度～令和8年度）
基本計画	基本構想を実現するための施策と基本的方向及び体系を示すもの。計画期間は5年で前期計画と後期計画に分かれる。 （→今回の見直し対象）
総合戦略	第1期を平成27年度から令和4年度までとし、第2期では総合計画と一体的に令和5年度から令和8年度までの期間として策定。 （→今回の見直し対象）

4. 計画の推進 （基本構想からの一部抜粋）

（１）計画の推進に向けたPDCAサイクル

計画を策定した後、進捗管理を行うことは迅速かつ効果的な行政経営につながります。そのためにはPDCAサイクルの構築が必要です。今回、Planとして後期基本計画・第2期総合戦略を策定、Doとして予算執行の実施、Checkとして施策評価や事務事業評価による検証、Actionとして行政評価による検証により施策や計画等の改善という、一連のプロセスを実行します。



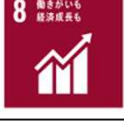
（２）協働の推進

今日では、自分の暮らしや地域の暮らしのことは自分たちで決めること多くなっています。住民ニーズが多様化しており、行政だけの視点では住民ニーズを踏まえた自治体運営や住民サービスが提供できにくくなってきているためです。そこで、本町では住民はもとより地域に関わりのある人や企業の声に積極的に耳をかたむけ行政経営に活かしていきます。

5. S D G s の設定 (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)

S D G s は持続可能でよりよい社会の実現を2030年度までに目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に記載されました。後期基本計画及び第2期総合戦略では、新たな視点として、施策体系ごとの事業をS D G s で定められている17の目標に分類し、持続可能なまちづくりを推進します。

■ S D G s の17の目標

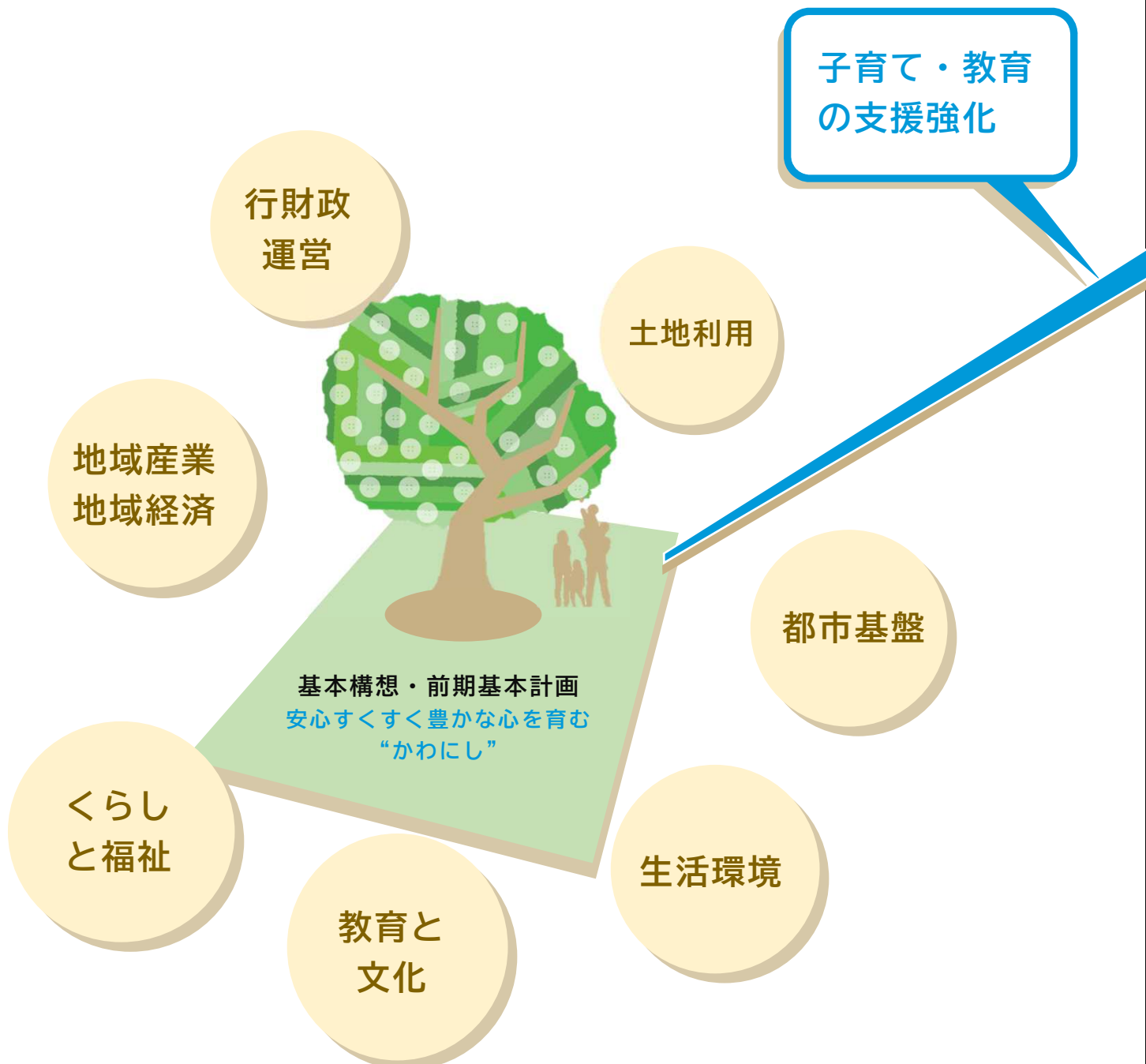
 1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	

第2章

後期基本計画

後期基本計画の体系

住民の皆さんと作成した長期ビジョンである第3次川西町総合計画の基本構想とこれまでの前期基本計画を踏襲しつつ、時代の変化に合わせた「人・企業が集まるまちづくりの推進」「子育て・教育の支援強化」「シニアの支援強化」「行財政改革の推進」を重点プロジェクトとして位置づけ、安心すくすく豊かな心を育む“かわにし”の将来像を目指します。また、町の取組みが社会により影響を与えることによって、持続可能な社会構築に貢献することを目指します。



持続可能な 社会の構築

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

行財政改革
の推進

人・企業が集まる
まちづくりの推進

シニアの
生活支援強化

基本構想で設定されている32施策を4つの柱
(4つの重点プロジェクト)の視点で再構築

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

1. 健康・医療



- 健康寿命の延伸への取組み
- 感染予防に対する取組み
- 健康づくり活動

こんな視点も



- ・健康的な食生活の定着
- ・健康サポーターとの連携

3. 子育て支援



- 妊娠期から切れ目ない支援
- 保育サービスの充実
- 学童保育サービスの充実
- 子育て家庭交流の場の確保

こんな視点も



- ・乳幼児の健康増進（食育など）
- ・保育所等の待機児童ゼロを継続
- ・すべての乳幼児との面談を行い、適切なサービスや支援につなげる

2. 高齢者福祉



- 介護予防の地域づくり
- 高齢者の生活支援
- 介護保険制度の健全で円滑な運営
- 認知症施策
- 在宅医療と介護連携

こんな視点も



- ・認知症サポーターの養成

4. 障害者福祉



- 生活支援拠点機能の充実
- 障害のある人が暮らしやすい地域づくり
- 相談支援体制の充実・強化

こんな視点も



- ・相談支援窓口の利用促進
- ・まほろば「あいサポート運動」

すべての人に健康と福祉を



所得や財産が少ない人に過度な負担がかからない仕組みづくり



すべての人が能力が活かされ、社会的に取り残されない地域づくり

5. 社会保障



- 住民の健康意識の向上と国民健康保険制度の安定
- 社会保障制度の周知と窓口の円滑化
- マイナンバーカードの普及促進



・相談窓口の円滑化

こんな視点も

6. 地域福祉活動



- 相談支援体制の充実
- 見守り活動の充実
- 地域福祉活動を担う人材育成
- 民生児童委員活動に対する支援



- ・アウトリーチ型による支援
- ・自立した生活への支援

こんな視点も

7. 男女共同参画



- 性別に関わらず社会進出ができる環境
- 各審議会への積極的な女性委員登用



- ・固定的な性別役割分担の見直し

こんな視点も

11 住み続けられるまちづくりを



住み続けられるまちづくり

16 平和と公正をすべての人に



ルールに則った、
適切で公正な制度運営

パートナーシップの知見を活かした
効果的な住民参画と官民連携

17 パートナーシップで目標を達成しよう



分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

1. 健康・医療

住民一人ひとりが、疾患の早期発見・早期治療に取り組み、健康長寿を目指します。また、予防に取り組みやすいまちとなることで、住民が健康について予防的意識をもち、健康でいきいきと生活できることを目指します。

【現状と課題】

- ・ だれもがより長く元気に活躍できるよう、住民一人ひとりの健康意識を高め個々の心身の状況に応じ運動習慣を身につけることが求められています。川西町では「週2回以上運動する」割合は成人期で約4割、中でも青年期での割合が低く約3割となっています。
- ・ 近年の食生活やライフスタイルなどの変化により、全国的に青年期や壮年期の死亡原因の上位を悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患といった生活習慣病または自殺が占めています。川西町でも同様の状況であったりリスク要因を抱えていたりすることから、生活習慣病予防対策や自殺防止対策を強化することが求められています。また、高齢期になるまで健康が大きく損なわれることなく、たとえ病気になっても重症化や要介護状態に至らず、自立した生活機能をできる限り維持し続けるという「健康寿命」の延伸も大きな課題となっています。
- ・ 住民の健康意識向上のため、各種検診の未受診者に対する情報提供や受診勧奨等の対策を一層進める必要があります。川西町では成人期での胃・肺・大腸がん検診を「毎年受けている」割合はそれぞれ2割台となっている一方で「ほとんど、または全く受けたことがない」割合は4割以上となっています。
- ・ 健康づくりの観点から、子どもだけではなく成人や高齢者を対象とした食育の取り組みが必要です。住民向けアンケートでは、成人期の6割半ばが「食育に関心がある」と答えていますが、「食育に関心がある」と答えている割合は世代が下がるほど低い状況です。

CHECK

健康寿命とは？平均寿命との違い

健康寿命とは「日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる生存期間」のことです。奈良県では健康寿命を「平均余命から平均介護期間を差し引いた期間」で定義しています。この算出方法で算出した日本人の健康寿命は男性で18.24年、女性で21.29年となっています（令和元年度算出値）。

平均寿命と健康寿命の差は、日常生活の制限を受ける期間を意味します。たとえ平均寿命が長くても健康寿命との差が大きい場合、介護などを必要とする状態が長期間となり、医療費や介護費が増えるなど生活の負担も大きくなってしまいます。

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103, P107



【取組方針】

1

健康寿命の延伸に向けた取組の推進

- ・ 疾病の早期発見・早期予防を目的として、がん検診や健康診断の受診勧奨とともに検診等を受けやすい環境整備に努めます。また、広く住民向けの身体やこころの健康をテーマとした教室やセミナー等を開催し、身体とこころの健康維持に対する意識向上を図ります。

2

感染症予防に対する取組の推進

- ・ 様々な感染症や予防接種の目的及び効果について十分な情報発信を行うことにより、感染症予防に対する意識の向上を図ります。また、予防接種を希望する人が接種を受けやすい環境整備に努めます。

3

健康づくり活動の推進

- ・ 健康サポーターと連携しながら、食生活や運動習慣の定着などの生活習慣病予防に重点をおいた健康づくり活動を住民の自発的な取組みを地域ぐるみで行えるよう支援します。

【成果指標】

項目		目標値 (R8)	参考値
健康寿命 奈良県公表データから抜粋 ※1	男性	20年	19.18年 (R1)
	女性	21年	20.24年 (R1)
がん検診の受診率 ※2 奈良県公表データから抜粋	胃がん	7.0%	5.8% (R3)
	肺がん	7.0%	5.1% (R3)
	大腸がん	10.0%	8.0% (R3)
健康サポーター活動の参加人数 担当課による集計 (年間延べ)		100人	90人 (R1)

※1：「令和元年（H30-R02）市町村別健康寿命（65歳平均自立期間）の算出について」

※2：算出方法（受診者数率／4月1日現在の40歳以上の全住民数）×100

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

2. 高齢者福祉

地域包括ケアシステムの構築を進めることにより、住民が高齢になっても川西町に住み続けたい、高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けたいと感じられるまちを目指します。

【現状と課題】

- ・ 高齢者人口（65歳以上）は令和3年から減少に転じていますが、総人口が漸減していることから、本町の高齢化率は年々上昇し35%を超えています。反対に生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少しています。特に介護分野での働き手の減少は、サービス事業者の職員確保が課題となっています。高齢化の進展に伴い、認定者数の増加と給付費の増大により介護保険料の上昇が今後続くと思込まれます。
- ・ 高齢者独居、高齢夫婦二人暮らしなどの世帯や後期高齢者の増加に伴い、相談件数が増加傾向にあります。高齢者が自分らしく自宅で暮らせるよう、本人や近隣住民、介護サービスだけでなくイン

フォーマルサービスも含めて高齢者の生活を支えていく環境づくりが必要です。

- ・ 近年、入院期間が短くなり、介護ニーズに加え医療ニーズのある高齢者が在宅で過ごすことが増える傾向があり、最期まで在宅生活ができるよう、医療と介護連携が必要となっています。



【成果指標】

項 目	目標値（R8）	参考値
自主体操グループの実施団体数 担当課による集計	15団体	12団体（R3）
認知症サポーター養成講座受講者数 担当課による集計（累計）	445人	364人（R3）
介護給付費適正化事業の実施率 担当課による集計	100%	100%（R3）

重点プロジェクト

4つの柱

総合戦略：P107



【取組方針】

1

介護予防の地域づくりの推進

- ・ 高齢者が生きがいをもって自立した生活が営めるよう、社会貢献できる場や身近な地域で主体的に介護予防活動に取り組む場の増加を目指します。また、高齢者のフレイル対策の効果的な実施を目指し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を他課との連携の中で取り組みます。

2

高齢者の生活支援の充実

- ・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し（川西町社会福祉協議会に委託）、地域の支え合いの住民意識の醸成と介護保険サービスやインフォーマルサービス等、必要な社会資源やサービスの整備を目指します。地域包括ケアの一翼を担う地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが有機的に連携を図れる体制づくりを推進します。

3

介護保険制度の健全かつ円滑な運営

- ・ 介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度で、介護保険料の収納率を向上することで、安定した介護保険事業の運営に努めます。あわせて、高齢者が増加する中、介護保険制度を持続可能にするために、必要な人に適切な保険給付が行われるよう、介護給付適正化を推進します。

4

認知症施策の推進

- ・ 認知症に対する理解の促進や予防・早期発見のための知識の普及を図ります。認知症の人同士が繋がることや集まり意見交換するための場づくり等を通じて、認知症の人の社会参加や生きがい作りを支援していきます。認知症の人やその家族を地域で見守り、支えていく体制づくりに取り組みます。

5

在宅医療と介護連携の推進

- ・ 疾病を抱えても、自宅等で住み慣れた生活の場で療養し自分らしい生活を続けられるように地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療、介護サービスの提供ができる体制づくりに努めます。

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

3. 子育て支援

個々の子育てニーズに寄り添った支援を切れ目なく充実していくことで、一人ひとりが望むライフスタイルの実現を後押しします。

【現状と課題】

- 全国的な傾向と同様に、川西町でも少子高齢化が進み、20代後半から30代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生数も低下傾向にあります。少子化傾向である一方で、核家族化、ひとり親世帯の増加、共働き世帯の増加、支援を要する児童の増加などの課題があり、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援施策の積極的展開により、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。
- 母子保健分野においては、各種教室・イベントへの参加者数の減少が見られるため、事業形態の見直し等が求められています。
- 保育・学童保育分野では、共働き世帯の増加による保育ニーズに対して、サービスの更なる充実が求められています。



【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
出生から3歳までの乳幼児との面談率 担当課による集計（年1回以上の面談）	100%	100% (R3)
保育所の待機児童数 担当課による集計（累計）	0人	0人 (R3)
学童保育所の待機児童数 担当課による集計（累計）	0人	0人 (R3)
子育て支援センターの利用人数 担当課による集計（年間延べ）	2,500人	1,677人 (R3)

重点プロジェクト

4つの柱

総合戦略：P103



【取組方針】

1

妊娠期からの切れ目のない支援

- ・ 妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進、育児不安に対し、ワンストップで対応し、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目のない支援を行います。妊娠中や出産後に支援が必要な家庭を対象に、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、地域で安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制を確保します。
- ・ 妊娠を希望する家庭に対しては、不妊治療などに関する情報提供を行うとともに、保健師や助産師が丁寧に寄り添った相談支援を行います。

2

保育サービスの充実

- ・ 核家族や共働き家庭の増加、また、保育無償化等の影響により、就学前保育施設等の保育ニーズが高止まりする中で、適切な保育サービスの充実を図ります。

3

学童保育サービスの充実

- ・ 児童にとって魅力的であり、保護者にとっては安心して就労等の社会経済活動が継続できる学童保育サービスの充実に努めます。

4

子育て家庭交流の場の確保

- ・ 少子化や核家族化がますます進む中で、子育て家庭の孤立を防ぐため、地域における親子交流の場の確保に努めます。

CHECK

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた国の制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

川西町でも地域の子育て家庭の状況や、子育て支援のニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。現在、第2期（令和2年度～令和6年度）の計画の期間で、『子どもたちの笑顔あふれるまち』を計画の基本理念としています。



分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

4. 障害者福祉

障害のある人もない人も地域住民の理解と協力のもとで自立し安心して暮らすことのできるまちを目指します。

【現状と課題】

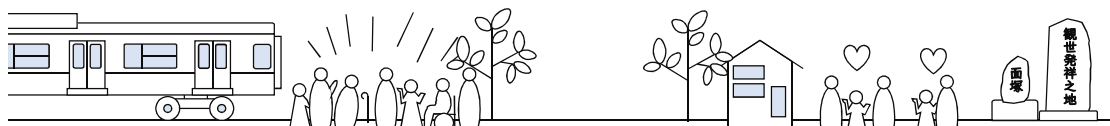
- 障害者の概念は、障害者基本法で定められる身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、発達障害者支援法に定める自閉症等の発達障害や高次脳機能障害、難病も含まれ、非常に幅広く、障害のある人の生活における問題も多様化・複雑化しています。そのため、その相談内容や福祉サービスのニーズも多様化・複雑化してきています。このような中で、相談員にも、より専門的かつ総合的な知識と技術が求められ、個々のニーズにあった相談支援体制の充実が課題となっています。
- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、支援環境の整備が課題となっています。
- 障害のある人もない人も共に理解し合え、助け合い、支え合える地域づくりを目指し、地域の人々が障害の特性を理解し、地域、団体、企業、行政が連携・協働することが必要であるといえます。

CHECK

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103, P107



【取組方針】

1

相談支援体制の充実及び強化

- 多様化・複雑化する障害者の相談内容に対応するべく、身近な相談支援者や窓口の周知を行うとともに、相談員の専門的・総合的知識の向上を図ります。

2

地域生活支援拠点機能の充実

- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を既存の資源を活用することにより面的に整備していきます。

3

障害のある人が暮らしやすい地域づくり

- 障害のある人もない人も共に理解し合え、助け合い、支え合える地域づくりを目指し、地域、企業、学校等において、まほろば「あいサポート運動」の推進を行います。

CHECK

まほろば「あいサポート運動」とは？

奈良県で平成25年8月から取り組んでいる運動で、障害の有無にかかわらず、

- ① 障害の内容・特性
- ② 障害のある方が困っていること
- ③ 配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを理解し実践する「あいサポーター」を養成し、県民運動としてひろげていくことにより、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すものです。



【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
相談支援の利用人数 担当課による集計（年間延べ）	1,300人	1,166人 (R3)
まほろば「あいサポート研修」の受講者数 担当課による集計（年間）	20人	16人 (R3)

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

5. 社会保障

社会保障制度の周知や窓口の円滑化などを行うことにより、住民のだれもが安心した地域生活を送ることを目指します。

【現状と課題】

- 国民健康保険制度では、法改正によって平成30年度から都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなりました。町の役割は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担うこととなっています。本町も保険者として、医療費の抑制や住民生活の向上のため住民に対して、生活習慣病の発生抑制のための生活改善、定期的な検診の受診を促し、健康意識の向上の啓発に努める必要があります。
- 国民年金制度では、少子高齢化による世代間の給付と負担のバランスが崩れてきており、若年層の不安感があります。制度への理解促進や、給付や猶予が必要な人が年金事務所につながるよう窓口での案内に努める必要があります。
- 全国的に、経済状況や雇用形態の変化により、失業者や生活困窮者が増えていることから、生活保護の相談窓口の円滑化を図る必要があります。
- 社会保障が確実に必要な人につながるよう「マイナンバー」制度の周知とマイナンバーカードの普及を図る必要があります。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P107, P112



【取組方針】

1

住民の健康意識の向上と国民健康保険制度の安定

- ・ 医療費の増加の原因でもある生活習慣病の予防の重要性を啓発します。また一人ひとりの状態に応じた相談事業などの充実に努めます。

2

社会保障制度の周知と窓口の円滑化

- ・ 関係機関と連携を図り、社会保障制度の広報周知と窓口の円滑化に努めます。

3

マイナンバーカードの普及促進

- ・ 必要な人に必要な社会保障制度がつながり、適正な制度の執行ができるよう「マイナンバーカード」の普及促進に努めます。

CHECK

マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバー制度の導入のポイントは、次のとおりです。

- ① 国民の利便性の向上
- ② 行政の効率化
- ③ 公平・公正な社会の実現

特に③については、国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。このことから、後期基本計画では本項にマイナンバー制度について位置づけています。



マイナンバー

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
特定健診の受診率 データヘルス計画中間評価（国保連合会）	39.0%	29.8% (R3)
マイナンバーカードの交付率 交付実績報告通知（奈良県）	80.0%	43.6% (R3)

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

6. 地域福祉活動

住民一人ひとりが地域の一員であることを認識しつつ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、連携・協働することができる地域力を高めます。

【現状と課題】

- 平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となりました。個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられています。さらに平成29年には、社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。
- 川西町においては、近年の人口減少、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみの世帯の増加が著しく、また、社会情勢や生活環境等の変化によりライフスタイルや価値観が多様化する中で、住民一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきていると思われます。これらの課題を解決するため、行政による福祉サービスだけでなく、地域住民が互いの福祉ニーズを認識し、助け合い・支え合いの精神により、住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられる社会の実現を目指す必要があります。

CHECK

民生委員・児童委員とは？

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていただいています。民生委員は児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103, P107, P112

子育て・教育の
支援強化シニアの
生活支援強化行財政改革
の推進

【取組方針】

1

相談支援体制の充実

- 地域の身近な相談相手である民生児童委員に加え、社会福祉協議会に配置されているコミュニティソーシャルワーカーの更なる周知を図り、アウトリーチ型による地域住民の悩みや困り事の把握及び相談支援を行うことで、適切な支援につなげます。

2

見守り活動の充実

- 高齢者や障害者に限らず、一人暮らしや引きこもりがちな人等も参加できる集いの場や交流の場を確保し、地域住民の互いの見守り活動を促進します。

3

地域福祉を担う人材育成

- 幅広い年齢層に対しボランティア活動についての情報提供を行い、積極的にボランティア活動に参加できる環境づくりを行います。

4

民生児童委員活動に対する支援

- 援助を必要とする人ができる限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域の民生児童委員による相談支援その他の援助活動を支援します。そのため、地域課題の共有や福祉に関する情報の提供、研修会、委員間の意見交換などを実施します。

【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
地域の福祉活動（助け合い）に関する満足度 アンケート調査（「満足」「やや満足」「ふつう」）	70%	64.0% (R3)

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

7. 男女共同参画

性別（男女・LGBTQ）に関わらず互いにその人権を尊重し合い、あらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

【現状と課題】

- ・全国的には、性別によらないライフスタイルの多様化や世帯構成の変化への対応等といった課題を世代・性別を超えて解決する取組が求められています。
- ・「男は仕事、女は家事・育児・介護等を担う」という固定的な性別役割分担意識がこれまでの生活スタイルの中から払拭しきれていません。性別、年齢、働き方などを問わず、自分らしく生き、職業生活、家庭生活、地域生活にバランスよく参画できるよう、意識醸成や環境づくりに努める必要があります。



CHECK

LGBTQとは？

LGBTQとは、次の5つの単語の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつとしても使われることがあります。

- ・L=Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）
- ・G=Gay（ゲイ、男性同性愛者）
- ・B=Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）
- ・T=Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）
- ・Q=QueerやQuestioning（クイアやクエスチョニング）

※Qを表す「クイア」は、もともと「不思議な」「風変わりな」「奇妙な」などを表す言葉で、同性愛者への侮蔑語でしたが、現代では、規範的な性のあり方以外を包括する言葉としても使われています。「クエスチョニング」は、自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等を表す言葉です。

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103, P112

子育て・教育の
支援強化行財政改革
の推進

【取組方針】

1

性別に関わらず社会進出ができる環境づくり

- ・ 性差によって、社会生活、家庭生活および社会進出に不均衡・不平等が生じないように、研修会や講座、広報活動を通じて啓発に努めます。
- ・ 行政組織内においては、職場と家庭生活の調和（ワークライフバランス）が実現できるよう職員に対し、育児参加に関する情報提供に努めます。また、性別関係なく職場で活躍できるようハラスメント抑止に努めます。

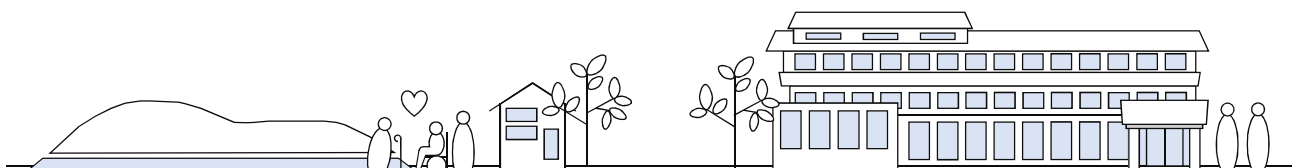
2

各審議会等への積極的な女性委員登用

- ・ 多様な人材の活躍の機会を拡大するため、各審議会や行政委員会等委員においては、性別を問わない委員登用を進めます。

【成果指標】

項目	目標値（R8）	参考値
男女共同参画に関する研修の参加人数 担当課による集計	60人	42人（R1）
男性職員配偶者出産休暇の取得率 担当課による集計	100%	50%（R3）
男性職員の育児休暇取得率 担当課による集計	100%	50%（R3）



分野Ⅱ 教育と文化に関すること

1. 人権教育・人権施策



- 人権教育の推進
- 人権の保障



- ・より多くの人が進んで参加できる機会をつくる

こんな視点も

2. 学校教育



- 「確かな学力」の育成
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 安全な学校づくりと防災教育の充実
- 子育て家庭への経済的支援の充実
- 就学前教育の充実と幼小中接続事業の推進



- ・就学援助制度の充実

こんな視点も

3. 青少年教育



- 青少年を非行・犯罪から守る環境づくり
- 家庭や地域の教育力の向上
- 体験活動の促進と指導者の育成

4. 生涯学習

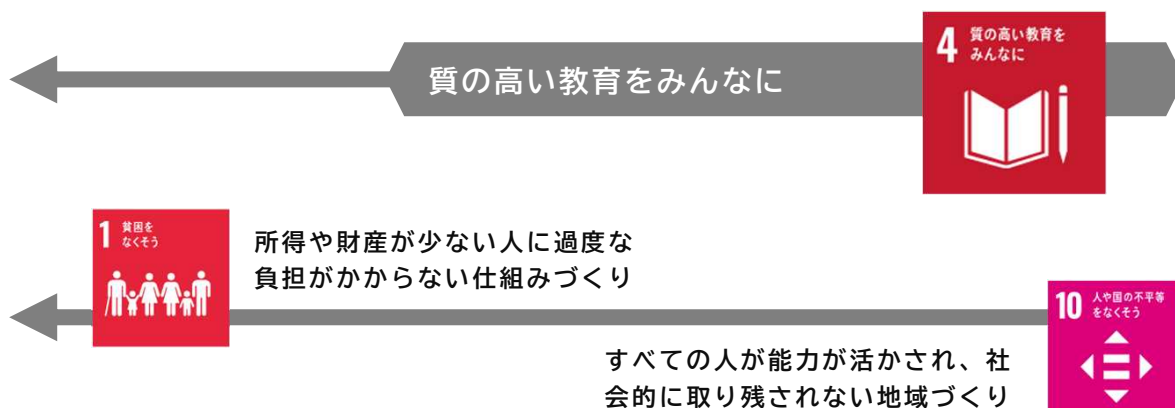


- 生涯学習活動の支援
- 図書館の利用促進



- ・学んだことを地域に還元できる仕組みづくり

こんな視点も



5. スポーツ



- 活力あるスポーツの場の環境づくり
- 競技スポーツの振興
- スポーツ習慣の定着



- ・ スポーツ推進委員などとの連携

こんな視点も

6. 文化・芸術



- 活力ある文化芸術活動への支援
- 魅力ある文化施設機能の充実



- ・ 文化芸術活動に取り組む団体への支援

こんな視点も

7. 歴史



- 文化財の保護および継承
- 文化財の整備および活用
- 観世流能楽の普及・継承



- ・ 地域への理解を深めることによるシビックプライドの醸成

こんな視点も



住み続けられるまちづくり



ルールに則った、
適切で公正な制度運営

パートナーシップの知見を活かした
効果的な住民参画と官民連携



分野Ⅱ 教育と文化に関すること

1. 人権教育・人権啓発

憲法に定められた基本的人権が確立された「人権尊重のまち」を目指します。

【現状と課題】

- ・ 現在もなお同和問題、ジェンダーを起因とする差別、マイノリティへの差別など、差別にかかわる事象が後を絶たない状況にあります。新型コロナウイルス等への偏見などによる人権侵害も確認されています。また、スマートフォンやSNSの普及により、インターネット上での人権侵害もなくなる状況にあります。
- ・ 障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、だれもが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」を推進するための具体的な取り組みが必要といえます。
- ・ これまで人権についての正しい認識と人権尊重に対する取り組みを進めてきました。引き続き、川西町

人権教育推進協議会等による研修会や人権擁護委員の活動支援、各種啓発イベント等を通じて、今後も人権尊重に向けた取組みの継続が求められています。また、さらに多様な立場の人々が積極的に参画できるような仕組みづくりも必要といえます。



【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
人権教育研修講座の参加者数 担当課による集計（年間延べ）	300人 ※1	229人 (R1)
人権教育地区別懇談会開催自治会数 担当課による集計	20団体	4団体 (R3)
町民集会参加者数 担当課による集計	300人	232人 (R2) ※2

※1：町民集会参加者数を除く

※2：86人＋動画配信の視聴回数179回で計算

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103



【取組方針】

1

人権教育の推進

- あらゆる人権問題を、他人事ではなく自分たちの問題として捉え、差別を許さない感性と行動力を身に付けるために、各種講座や研修会、懇談会等などを実施します。それらに、より多くの住民が進んで参加できるような企画・運営に努めます。

2

人権の保障

- さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発活動を行います。また、LGBTQの人々や人種や国籍の異なる人々など、マイノリティへの誤解と偏見を解消し、理解を深められるよう啓発に努めます。さらに、人権擁護委員と連携し、人権問題に関する悩みや不安への相談機会の確保に努めます。

CHECK

人権啓発活動

●人権を確かめあう日（毎月11日）

『毎月11日は「人権を確かめあう日」』は、平成元年4月に市町村人権・同和問題「啓発連協」が提唱してはじまった活動で、地域の住民が毎月11日に今一度、人権について考え行動し、人権意識を高めあおうとするものです。毎年4月11日を中心に、奈良県各地で「人権を確かめあう日」にちなんだ集会が開かれています。磯城郡では3町共催で『「人権を確かめあう日」磯城郡集会』を開催しています。



●差別をなくす強調月間（7月1日～31日）

昭和44年7月に同和对策事業特別措置法が制定されたことを記念して、奈良県では毎年7月を「差別をなくす強調月間」としています。この月間に合わせて、奈良県や県内市町村では、あらゆる差別をなくすための様々な取り組みが行われています。川西町でも『差別をなくす町民集会』や特設相談所の設置などの取り組みを実施しています。

●人権週間（12月4日～10日）

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和24年以来、『人権デー（12月10日）』を最終日とする1週間を『人権週間』と定めています。期間中、「世界人権宣言」の趣旨を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に繋がる活動が実施されます。川西町でも、町の人権擁護委員の皆さんと協力して、特設相談所の設置や街頭啓発活動などの取り組みを実施しています。

分野Ⅱ 教育と文化に関すること

2. 学校教育

夢と希望にあふれ、いきいきとした子どもたちの育成と魅力あふれる学校（園）づくり、また、学校（園）を地域の核となる存在にすることを目指します。

【現状と課題】

- 平成29年度に学習指導要領が改定され、幼稚園（平成31年度）、小学校（令和2年度）、中学校（令和3年度）と順を追って実施が開始されています。「道德・外国語の教科化、プログラミング的思考の学習」への対応とともに、「GIGAスクール構想の実現」事業で目指すべき「情報活用能力」の育成に道が開けました。これによって、授業改善が本格的に進展しつつあります。
- 学習指導要領を踏まえた「確かな学力」の育成だけでなく、社会の変化（社会の高度情報化やグローバル化による価値観やライフスタイルの多様化の拡大、相対的所得格差の拡大、地域の少子高齢化、地球温暖化をはじめとする自然環境の変化、多発する自然災害など）に対応した個々の支援、心の教育の充実と体験活動の展開も求められています。
- 幼児期の教育や保育は、生涯にわたる人格形成を培うためにも大切なものです。就学前から小・中学校までの教育を見通した教職員の研修や実践教育、一貫した教育の推進が求められています。

【成果指標】

項目		目標値（R8）	参考値
国語・算数の学力 全国学力・学習状況調査の平均正答率	国語	県平均以上	57%（R3）
	算数	県平均以上	68%（R3）
教職員の情報活用指導力 教育情報化実態調査における「教員のICT活用指導力」の状況（できる・ややできる）		85%以上	79.80%（R2）
地域学校協働活動の充実 地域社会との連携及び協働、外部人材の活用（行事数・授業時数）		7回	0回（R3）
児童の自己実現・自己効力感 全国学力・学習状況調査の「学校に行くのは楽しいと思いますか」への肯定的回答率		県平均以上	78.9%（R3）

重点プロジェクト

4つの柱

総合戦略：P103



【取組方針】

1

「確かな学力」の育成

- ・「指導の個別化と学習の個性化」を実現する教職員や支援員を配置、教職員の指導力向上や児童と向き合う時間を確保するための働き方改革を推進し、確かな学力の向上に努めます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善、及び障害特性や特別支援教育の基礎的な理解、異文化理解や多文化共生といった指導に必要な教職員研修を実施します。
- ・「GIGAスクール構想」やICTの活用により、時代に沿った「情報活用能力」の育成に努めます。

2

地域に開かれた学校づくりの推進

- ・学校運営協議会の設置、及び地域学校協働活動との連携による「地域と共にある学校づくり」を推進します。地域や保護者との教育課題共有に向けた教育活動・行事への参画を進めるとともに、地域との協働による体験学習や地域理解の学習機会を創出します。

3

安全な学校づくりと防災教育の充実

- ・本町の特性や災害リスクを踏まえた上で、総合学習、社会、生活科の機会などで、学年に沿った防災教育を実施していきます。また、地域の防災訓練等への参画も継続していきます。教職員に対しては、被災時のマニュアルを共有し、円滑な避難誘導できるよう備えます。

4

子育て家庭への経済的支援の充実

- ・保護者の経済的な理由により児童の就学機会の喪失につながらないよう、就学援助制度の充実に取り組むとともに、障害特性に応じた支援を充実するために特別支援教育の就学奨励に努めます。
- ・子育て家庭に経済的支援を行うことで、家庭の事情によって、教育機会や教育を受けられる環境が損なわれない仕組みづくりに努めます。

5

就学前教育の充実と幼小中接続事業の推進

- ・就学前から小・中学校までの教育を見通した教職員の研修、実践交流、一貫したカリキュラム作りや指導方法の工夫改善を検討し、組織的に取り組みます。
- ・幼保小の架け橋プログラムを通じ、スタートカリキュラムの改善と普及に取り組めます。

分野Ⅱ 教育と文化に関すること

3. 青少年教育

次世代を担う青少年の育成を学校、地域、家庭が連携して行うことにより、地域の教育力の充実と向上を目指します。

【現状と課題】

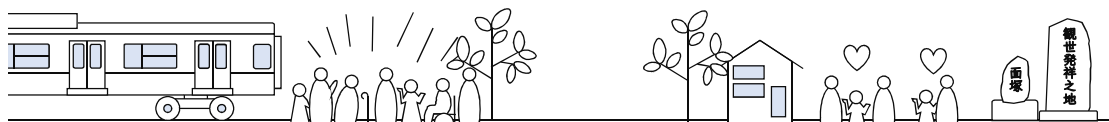
- 全国的に少子化や核家族化が進んだことから、青少年と地域との交流機会が減少し、人間関係も希薄化しています。家庭や地域の教育力の強化とともに、子どもを見守ることで非行や犯罪から守る環境づくりが必要です。
- 本町は、各世代間の交流を促進するため、子ども教室（合唱、和太鼓、琴、能楽）を開講しています。また、子どもセンターなどでは、野外活動などを取り入れた各種の体験活動に取り組み、青少年教育の一躍を担っています。
- 川西町見守り隊が平成18年に発足しました。子どもたちを見守り、小学校の登下校時に街頭監視を実施しています。また、幼・小・中学校のPTAで組織された「連合PTA」も青少年見守り活動を展開しています。また、青少年指導員連絡協議会が県教委・県警と連携してコンビニエンスストアを中心に、有害図書の状況を巡視しています。

CHECK

川西町見守り隊

約300名の地域住民からのボランティアの皆さまによって「川西町見守り隊」が組織され、川西小学校の児童らの登下校の見守り活動を行っています。

本町としても有意義な活動であると考えており、支援を継続していきたいと考えています。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103



【取組方針】

1

青少年を非行・犯罪から守る環境づくり

- ・ 青少年を非行や犯罪から守る環境づくりのため、川西町見守り隊、連合PTA等と連携して危険箇所マップや、有害環境に関する情報を保護者や子どもたちに提供します。また、川西町見守り隊への参加啓発に取り組みます。

2

家庭や地域の教育力の向上

- ・ 家庭や地域の教育力向上に向けて、学校、地域、家庭がひとつになって、家庭教育の重要性の啓発を行うとともに、親子で参加する事業の実施に取り組みます。また、奈良県の学校・地域パートナーシップ事業補助金を活用して、放課後学習事業の充実を図ります。

3

体験活動の促進と指導者の育成

- ・ 青少年が健やかに成長するためには、さまざまな経験や体験活動が重要となってきました。これらの教育活動に積極的に取り組むと共に、青少年活動リーダーの育成にも取り組みます。また、子ども教室の活動を活性化させ、その成果を発表できる場についても確保していきます。
- ・ 青少年世代の世代間交流や地域への愛着が醸成されるよう、中高生や大学生が地域社会に参画できるように促します。

【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
子ども教室の加入率 ※ 担当課による集計（登録児童数／小学校就学児童数）	25%	15% (R3)
川西町見守り隊の登録者数 担当課による集計	317人	317人 (R3)

※：合唱、和太鼓、琴、能楽

分野Ⅱ 教育と文化に関すること

4. 生涯学習

住民が生涯学習で習得した学習成果を学校や地域活動に活かし、地域の活性化を目指します。

【現状と課題】

- ・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等整備に関する法律」が施行され、国民が生涯にわたって学習する機会が求められています。その推進体制の整備や機会の提供を総合的に促進する措置が執られています。
- ・本町では、高齢者教室として講演及び社会見学等を実施しています。また、世代間交流事業を実施し、高齢者と子どもがふれあうことのできる場を提供しています。人生100年時代を見据え、高齢者への学習機会だけでなく地域を支える子育て世代（子どもを含む）への学習機会の充実が必要です。
- ・生涯学習活動を行うことは、個人の資質向上に繋がりますが、自分で学習するだけに留まらず、その学習成果を町内の活動に還元する事によって、さらなる波及効果が

見込めます。今後は、そのような還元の場合を充実させることも重要です。学校支援活動、社会教育活動、地域活動、ボランティア活動など、生涯学習の成果を生かす機会の充実が必要です。また、生涯学習に関わる各種情報をタイムリーにとりまとめて、わかりやすく住民に発信していくことが必要です。

- ・図書館は住民のニーズに沿った蔵書を揃えるとともに、図書館だよりやホームページにより情報提供を行っており、地域の生涯学習の拠点として機能しています。今後、読み聞かせ会や企画展、イベントなどの充実によって、新規利用者やリピーターを増やすことで、利用者数のさらなる向上を目指す必要があります。

【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
高齢者教室の登録人数 (各年度4月時点) 担当課による集計	250人	198人 (R3)
図書館の利用者数 (年間延べ人数) 担当課による集計	10,000人	8,003人 (R3)

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P103, P107



【取組方針】

1

生涯学習活動の支援

- ・ 地域における住民の主体的な生涯学習活動を支援するとともに、多様な生涯学習機会を提供する社会教育関連団体を支援します。また、生涯学習に関するさまざまなジャンルで個人の知識、技能、経験等を有している人と、学習者をつなぐ仕組みや、学習者が学んだことを地域に還元できる仕組みをつくります。
- ・ 住民のニーズにこたえることができるように、広報やホームページを活用して定期的に学習機会に関する情報を発信します。文化会館やふれあいセンター等についても、住民が町内外のさまざまな生涯学習情報を得ることができるように、会館内にテーマごとの情報コーナーを設け、情報発信の場としても活用します。

2

図書館の利用促進

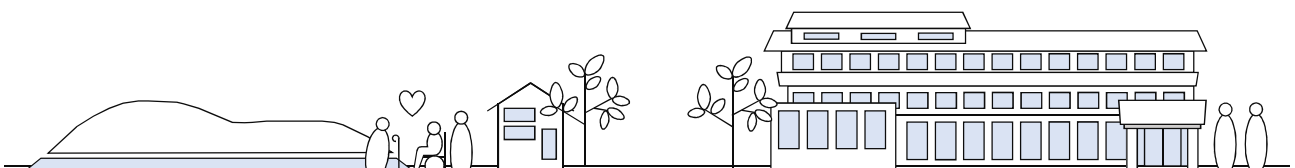
- ・ 図書館では、利用促進のため取り組んでいる図書のリクエスト、他館からの図書の取寄せ等のサービスについていっそうの充実に努めます。

CHECK

町立図書館（川西文化会館内）

児童サービスに力を入れており、子どもたちに読みつがれてきた本やおすすめの本を中心に、約4万冊の児童書を所蔵。おはなし会など図書に親しむためのイベントも開催しています。

また、観世流能の発祥の地にちなみ、能の入門書から研究書、能面、能装束の資料など約650点を集めた「能のコーナー」を設けています。



分野Ⅱ 教育と文化に関すること

5. スポーツ

スポーツ、レクリエーションを通して、健康や体力づくりに対する関心を高め「元気なまちづくり」を目指します。また、活力にあふれ、身近にスポーツが楽しめる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

- ・スポーツ庁が、「地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係団体と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現」「健康寿命の延伸にスポーツ実施率の向上を通じて貢献すること」を推進しています。
- ・本町では、平成19年4月に総合型地域スポーツクラブが立ち上げられました。町スポーツ協会、町スポーツ少年団や川西町スポーツ推進委員と連携をとり、競技スポーツの振興、競技力向上、普及、啓発活動、社会体育の活性化に取り組んでいます。一方、指導者の高齢化が進んでおり、若い世代の指導者の育成・確保が必要といえます。
- ・幼児から高齢者まで幅広く運動に親しむことができるスポーツクラブが立ち上げられたり、イベントがおこなわれたりしています。幅広い年齢層の人が継続してスポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。
- ・令和3年度の総合型地域スポーツクラブ会員数は634人と町の人口の約7.6%に相当します。会員数は減少傾向にありますが、県内他市町村と比較しても会員数は多く活動も活発に行われています。
- ・室内スポーツの拠点となっている中央体育館（昭和58年竣工）など、施設の老朽化による維持・修繕費の増加に対する対応が必要です。また、令和13年度奈良県で予定されている国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けての環境整備などが急務となっています。

【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
中央体育館の利用人数（年間延べ人数） 担当課による集計	25,000人	23,120人 (R3)
町スポーツ推進委員の実技指導回数 担当課による集計	12回	12回 (R3)

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103



【取組方針】

1

活力あふれるスポーツの場の環境づくり

- ・ 住民のニーズにあったスポーツ、レクリエーションの充実を図っていくとともに、体力の維持、心身の健全な発達に寄与していく環境づくりに努めます。また、住民がスポーツに取り組む環境が持続できるよう、老朽化している施設設備についても計画的な維持管理に努めます。

2

競技スポーツの振興

- ・ 競技スポーツの振興を図るため、川西町スポーツ協会、川西町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携して、競技スポーツ選手の発掘と強化育成などを進め、競技力の一層の向上に努めます。

3

スポーツ習慣の定着

- ・ これまでスポーツ習慣が定着していない人のために、関係団体と連携し、若年層を含めた幅広い年齢層が継続的に実施できるスポーツ体験教室や大会を実施します。また、グラウンドや広い競技場を必要とする既存のスポーツだけでなく、幅広い年齢層で実施可能なニュースポーツの普及啓発を継続的に行います。

CHECK

総合型地域スポーツクラブ

川西町で活動している総合型地域スポーツクラブとして、NPO法人川西スポーツクラブ 通称「カワスポ (kawa-spo)」があげられます。地域のために、地域の住民が主体となり運営する地域のスポーツクラブとして、幼児からシニアまで幅広い年齢層の人たちが日々スポーツを楽しんでいます。リーズナブルな金額で参加できる多種多様なスポーツ教室の開催や地域で活動するクラブ活動の活動サポートなど、その活動は多岐にわたっています。小学校全児童の44%が会員として活動するなど、スポーツの裾野拡大にも貢献しています。



分野Ⅱ 教育と文化に関すること

6. 文化・芸術

多くの住民が文化や芸術に親しむことができるまちを目指します。

【現状と課題】

- 川西文化会館では、住民の文化芸術活動育成の役割を担っています。文化芸術活動に取り組む団体が十分な活動を行うことができるよう、支援や助成に取り組んでいます。また、住民が芸術に触れられる機会として、文化鑑賞会やワークショップなどを開催しています。一方で文化協会では、会員の高齢化が進み若年会員が減少している状況にあります。
- 川西文化会館コスモスホールの運営には、住民の有志で組織されたホールスタッフが協力してくれています。ホールスタッフ会議を実施し、サロンコンサートなどを企画・運営しています。
- 文化芸術に触れられる機会や住民活動の発表の場の周知のため、情報発信の充実が必要です。

CHECK

観世流能のふるさと

大和国（現在の奈良県）は能のルーツとなった「猿楽」が盛んな地域でした。川西町結崎には「結崎座」と呼ばれる一座があり、室町時代の初期には観阿弥・世阿弥の父子が登場。京都に進出し、将軍・足利義満に取り立てられます。観阿弥・世阿弥父子は、京都の文化を吸収し、庶民の芸能であった猿楽を、優雅で洗練された芸術に進化させました。京都で観阿弥・世阿弥父子の名が上がるにつれ、本来の「結崎座」より「観世座」の名の方が世間に通用するようになったようです。

川西町では、プロの公演やワークショップ、小学校の授業での体験学習、子ども教室のメニュー化、プロの能楽師の指導による結崎観世会の活動など、現在も能に触れられる機会の確保に努めています。

写真提供：能楽師：山本章弘（山本能楽堂）



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P103



【取組方針】

1

活力ある文化芸術活動への支援

- ・住民ニーズにあった文化鑑賞会を実施します。あわせて各種教育機関等と連携し、子どもや若年世代を中心とした次世代の育成に努めます。ワークショップなどを通じて、住民が文化芸術に触れられる機会づくりに取り組みます。
- ・文化芸術活動に取り組む団体が十分に活動できるよう活動支援を行います。

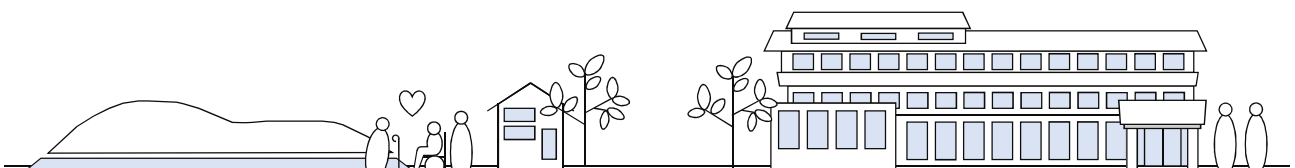
2

魅力ある文化施設機能の充実

- ・中核的な文化施設である川西文化会館など、町内文化施設の適切な管理と運営の充実を図り、多様な文化活動の機会確保に努めます。
- ・さまざまな発信ツールの活用により、情報の充実を図ります。

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
川西文化会館の貸館利用人数 (年間延べ人数) 担当課による集計	12,500人	11,661人 (R3)



分野Ⅱ 教育と文化に関すること

7. 歴史

先人達が積み重ね創りあげてきた歴史風土を後世へ伝承し、住民が身近な場所で歴史を感じながら暮らすことのできるまちづくりを目指します。

【現状と課題】

- かつては文化遺産等に関しては、「保存」を主とした施策を行ってきました。現在は保存に加え「活用」を図っていくことに舵を切ってきています。本町には国指定7件、県指定6件、町指定8件の指定文化財が所在し、小規模な町としては非常に密度の高い状況となっています。これら文化遺産関係の普及啓発・保存活用のため、情報発信の強化が必要です。
- 本町には、全国屈指の規模や出土品を誇る「史跡・島の山古墳」が所在し、保存活用に向けた検討を行っています。また、現地には発掘調査の成果をまとめた説明板を設置し、情報発信に努めています。
- 本町は、ユネスコ無形文化遺産である能楽のうち、観世流能の発祥地として伝承が残る面塚が所在しています。発祥の地として能の後世への継承が必要ですが、本町と能の所縁について、知らない住民が多い状況にあります。結崎観世会による普及活動や、小学校の総合学習として能の演目の練習、放課後子ども学習事業として夏休みの短期集中講座として能楽講座を実施するなどの取組を行っています。

CHECK

史跡・島の山古墳

川西町は「太子道」など、古くから権力者との関わりがあったことが推察されます。島の山古墳は奈良盆地の中央部、寺川と飛鳥川に挟まれた場所に位置しています。周囲に濠をめぐらせた典型的な前方後円墳で、全国で33番目の規模に相当します。

まだ、だれが埋葬されているかはわかっていませんが、古墳の規模から大王クラスの御陵であったのかもしれない。築造されたのは、4世紀末から5世紀初めであったと推察されています。平成6年（1994年）から本格的な発掘調査が開始。前方部の埋葬施設から4世紀の遺物が未盗掘の状態出土しました。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96



【取組方針】

1

文化財の保護および継承

- 文化財の調査や適切な保存管理を行うとともに活用を図っていきます。講座等の機会を通じて、住民の文化財に対する意識を向上させ、文化財の保護の機運を高めていきます。
- 伝統行事に関して、映像等のアーカイブを形成し後世に記録を残していきます。

2

文化財の整備および活用

- 住民が地域への理解を深め、シビックプライドが醸成されるよう、文化財の整備・活用を図っています。
- 飛鳥時代における聖徳太子の通学道とされる太子道（筋違道）、「島の山古墳とその周辺の整備」など、歴史的文化遺産を整備し、保存活用を図ります。島の山古墳の整備については、国や県と協議しながら、検討委員会を設置して住民同士の憩いの場、学びの場として史跡公園化計画を進めていきます。

3

観世流能楽の普及・継承

- 「観世流能楽発祥の地」として町内外にその認知を広げ、住民にとって町の誇りとして感じてもらえるようなプロモーションに取り組みます。
- 能は嗜むことでその理解を深められることから、子どもから大人まで多くの住民が能に触れることができる能楽関係のイベント等を継続的に実施します。

【成果指標】

項目	目標値（R8）	参考値
島の山古墳整備の進捗度 担当課による進捗管理	工事着手	古墳部分の 地中調査（R3）

分野Ⅲ 生活環境に関すること

1. 住環境



- クリーンキャンペーンを通じた美化意識の向上
- 地球環境の保全に向けた啓発
- 公園の適切な維持管理
- 空き家対策の取組み
- 町営住宅の維持管理

こんな
視点も



- ・持続可能なインフラ（公園）
- ・クリーンキャンペーンへの地元事業者や自治会の参加

2. ごみ・リサイクル



- 資源回収団体の活動推進
- ごみ分別細分化や高齢者のごみ出し負担軽減
- ごみを増やさない意識づくりの推進

こんな
視点も



- ・高齢者の負担軽減
- ・食品ロスの削減
- ・ごみ分別の細分化による環境負荷の軽減

持続可能な生活環境



だれひとり社会的に取り
残されない地域づくり



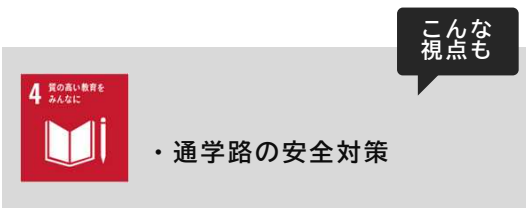
環境に配慮した循環型社会の形成



3. 防犯・交通安全



- 防犯意識の向上
- 地域と連携した防犯対策の推進
- 交通安全対策の充実



4. 防災



- 地域防災計画の見直し
- 防災体制の強化
- 消防団及び奈良県広域消防組合との連携
- 住宅耐震化の推進

5. 地域コミュニティ・住民協働



- 地域コミュニティ活動の意識醸成
- 地域コミュニティ活動への支援
- 地域コミュニティ活動を担う人材の育成



住み続けられるまちづくり



ルールに則った、
適切で公正な制度運営

パートナーシップの知見を活かした
効果的な住民参画と官民連携



分野Ⅲ 生活環境に関すること

1. 住環境

町民の多様なライフスタイルに合った住環境が整備され、誰もが快適に生活できるまちを目指します。また、環境問題を理解し地域の美化意識を高め、一層住みやすいまちを目指します。

【現状と課題】

- ・ 吸い殻や飲料容器のポイ捨てや、堤防敷きなど人通りが少ない場所でゴミの不法投棄が発生しています。住民の美化意識の高揚を図り、パトロールの強化や地域住民や企業などと協働で取り組む美化活動の継続が必要です。
- ・ 地球を構成する一員として、環境負荷軽減に率先して取り組み、地球温暖化防止の意義やその取組について、啓発・周知が求められています。
- ・ 公園管理では、長寿命化計画に基づき町内25公園の全ての対象遊具の改修が完了しました（平成30年度完了）。引き続き、安全性と快適性の維持への取り組みが必要です。
- ・ 高齢化や人口減少に伴い、町内の空き家が増えつつあります。適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしています。樹木や雑草繁茂で苦情のあった空き家に対しては、所有者等に通知し対応を依頼しています
- ・ が、相続人の所在が定まらず対応できないケースが多くみられます。毎年、空き家コンシェルジュによる空き家セミナーと個別相談会を実施し、空き家バンクの活用を促していますが、利活用に向けたマッチングが進まない状況にあります。
- ・ 公営住宅は同時期に複数戸建設されているため、経年劣化による修繕・改修が同時期に複数発生している状況にあります。令和2年度に建設年度と耐用年数によるストック状況、高齢化に向けたバリアフリー化やライフサイクルコストの縮減に向けた適正な維持管理について記載した公営住宅等長寿命化計画を改正しました。この計画を実現できるように迅速に修繕・改修を図り、住環境の維持に努めています。あわせて入居者に対して、老朽化した住宅から状態が良く耐用年数に余裕のある住宅への転居を進め、ストックの適正化に努めています。

【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
クリーンアップキャンペーンの参加者数 担当課による集計	160人	154人 (R1)
公園利用者等からの苦情件数 公園利用者等からの苦情件数	0回	7回 (R3)
危険空き家除去費補助金の活用件数 担当課による集計	3件／年	1件／年
空き家バンク登録件数 空き家コンシェルジュによる集計	10件／年	約10件／年 (R3)

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P112



【取組方針】

1

美化意識の向上と不法投棄等の抑止

- ・ クリーンキャンペーンを行うことにより地域住民の美化意識の向上を図ります。地元事業者や自治会から多数参加してもらえるよう周知に努めます。
- ・ ポイ捨てや不法投棄が発生しないよう、多様な手段での美化意識の啓発活動やパトロール等による抑止活動に努めます。

2

地球環境の保全に向けた啓発

- ・ 省エネルギー・省資源・カーボンニュートラルに向けた取組をはじめ、日常の生活や事業活動を見直し、地球環境への負荷を軽減するよう取り組むなど、環境意識向上にむけた啓発に努めます。

3

公園の適切な維持管理

- ・ 安全かつ快適な都市公園の維持に努めます。公園遊具は、長寿命化計画により平成30年度で全て改修済みのため、年1回、専門技術者による法定点検と日常点検を実施し、要補修箇所の把握と修理を迅速に行います。

4

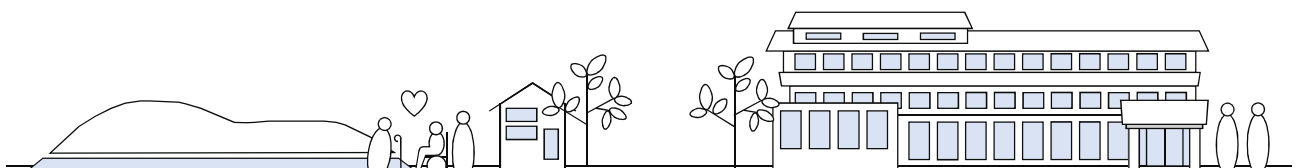
空き家対策の取組

- ・ 所有者に対して空き家バンクへの登録を促すことで流通と促進を図ります。また適切に管理されていない空き家等に対しては、法令に基づいた助言や指導等を行い除却や修繕等の対策を促します。

5

町営住宅の維持管理

- ・ 町営住宅については、管理区分に定められた修繕を適切かつ迅速に実施し、良好な住環境の維持管理に努めます。



分野Ⅲ 生活環境に関すること

2. ごみ・リサイクル

住民や事業所から排出される一般ごみの減量化や再利用化がより進み、また、地域による資源回収団体等の活性化により、資源循環型のライフスタイルが構築され、ごみの少ない環境に優しいまちを目指します。

【現状と課題】

- ・ 人口が減少していることからごみ量も減少が想定されます。（突発的な要因で増加する年度もあります。例としては、実家の片づけなどで一時的に多量のごみを処分するなどによって、家庭からのごみが増加するケースがあります。）
- ・ 本町は山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加し、10市町村のごみ処理ルールを統一することとなっています。新ごみ処理施設への移行に向けて分別の細分化が進められています。高齢化が進む中、ごみの出し間違いを抑止するための周知・啓発が必要です。（令和2年度から、紙類などの資源回収を開始しました。スプレー缶の分別回収は新施設稼働と同時に分別回収を実施することになります。）
- ・ 資源ごみの回収については、地域住民で組織される資源回収団体に

よる回収機会の利用を促していますが、少子高齢化の影響によって団体の活動が減少傾向にあります。一方で、町の資源ごみの回収実績は増加傾向にあります。



【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
年間1人あたりのごみ排出量 担当課による集計（可燃・不燃／直接搬入含む）	190.6kg	195.5kg (R3)
資源ごみ収集率（ごみの総処理料に対する割合） 担当課による集計	10.24%	8.74% (R3)

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P107



【取組方針】

1

資源回収団体の活動推進

- ・ 子ども会や自治連合会などへ活動実施を直接働きかけ、助成制度の周知を行い、啓発を進めます。

2

ごみ分別細分化や高齢者のごみ出し負担の軽減

- ・ ごみ分別パンフレット、広報紙、ホームページなどさまざまな方法により分別の周知を行います。あわせて、福祉政策や見守り活動と連携した「ふれあい収集」により、高齢者等のごみ出し負担軽減を図ります。

3

ごみを増やさない意識づくりの推進

- ・ 資源ごみの分別、食品ロスの削減、生ごみの減量化など持続可能な循環社会の確立について周知を図ります。

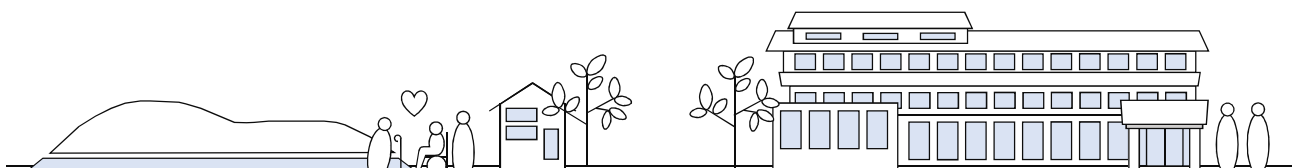
CHECK

山辺・県北西部広域環境衛生組合

平成28年4月、近隣の10市町村（大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町）でごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的とした一部事務組合を設立しました。現在、環境面に最大限の配慮をした安全で安心なごみ施設を建設するために事業を進めているところです。



（完成イメージ）



分野Ⅲ 生活環境に関すること

3. 防犯・交通安全

行政・地域・警察・学校の連携を深め、地域ぐるみで防犯・交通安全対策を行い、誰もが安全かつ安心して生活できるまちづくりを目指します。

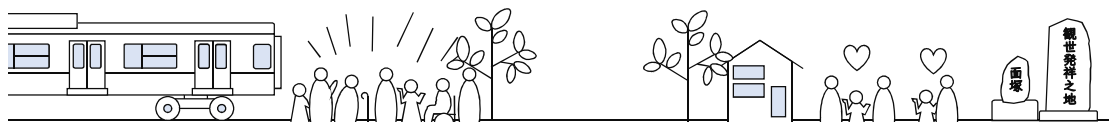
【現状と課題】

- ・ ライフスタイルの多様化や地域社会の連帯感が希薄になり、地域社会が有していた犯罪抑止機能が低下しています。また、県内においても高齢者をターゲットとした特殊詐欺や不審者情報に関する案件が発生しています。行政・地域・警察・学校の連携を深め、子どもや高齢者を守る効果的な防犯活動を行うことが求められています。
- ・ 県内の交通事故も毎年発生件数がほぼ横ばいで推移しており、本町では、警察や交通安全母の会などの関係機関と連携し、交通安全に対する啓発活動に取り組むとともに、地域からの要望や協議により交通事故危険箇所の点検や交通安全施設の整備を進めています。通学路等における交通安全施設の整備を進める必要があります。

CHECK

川西町特殊詐欺等防止対策機器購入費補助

近年、高齢者をターゲットとした特殊詐欺や不審な電話が増えてきていることを受け、令和4年から防犯機能を備えた電話用機器（防犯電話）の購入・設置費用を補助する制度を創設しました。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P103, P107

子育て・教育の
支援強化シニアの
生活支援強化

【取組方針】

1

防犯意識の向上

- ・ 自分の身は自分で守るという意識醸成を進め、高齢者をターゲットとした特殊詐欺などの犯罪情報や学校や幼稚園周辺、通学路等で発生する不審者情報を防災無線、広報誌、SNSなどを通じて住民周知を行い、防犯意識の向上に努めます。また、児童に対する防犯教育についても防犯ブザーの配布等により、警察や関係機関と連携しながら推進に努めます。

2

地域と連携した防犯対策の推進

- ・ 子どもたちの安全確保のための見守り体制については、小学校の登下校における「川西町見守り隊」の見守り活動など地域住民との連携協力により防犯対策を推進します。また、町内に設置する防犯灯については、次期取替時にスムーズな業務実施ができるよう関係業務を進めます。

3

交通安全対策の充実

- ・ 行政・地域・警察・学校の連携により交通安全教育及び交通安全啓発を推進し交通安全意識の全体的な向上を図るとともに、交通事故危険箇所の点検や交通安全施設の整備を継続的に推進します。また、磯城郡3町で構成する交通安全を目的とした磯城サミットにより、交通安全問題の共有及び広域的な交通安全対策の実施に努めます。

【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
刑法犯の発生件数 (人口千人あたりの刑法犯認知件数) 奈良県警による集計	2.5件	2.9件 (R3)
町内交通事故(人身事故)発生件数 奈良県警による集計	0件	10件 (R3)

分野Ⅲ 生活環境に関すること

4. 防災

地域住民の防災意識が向上し、自主防災組織の育成をはじめ、風水害や地震などの災害に強いまちを目指します。

【現状と課題】

- これまでに経験したことのない台風等による風水害や今後予想される南海トラフ地震などの発生に備え、防災体制の充実を積極的に進めていく必要があります。自然災害による重大な事象に対して、地域防災計画などをより一層充実させ、いざという時に迅速かつ的確な対応ができるよう備えることが求められています。また、河川氾濫や内水氾濫に備え、河川改修や貯水池・遊水地の整備事業に取り組む必要があります。
- 本町では、川西町自主防災連絡協議会が設置され、各自主防災会で実施される防災訓練に対する助成を行っています。また、想定最大規模降雨による浸水区域を盛り込んだ洪水ハザードマップを新たに作成し周知に努めました。

今後も災害が発生した際の地域住民への周知方法などを充実させる必要があります。防災備蓄品については、防災倉庫や町内避難所に常時備えており、不測の事態が発生した場合の体制整備を行いました。

- 住宅の耐震化については、震災発生時の安全性や避難路の確保等のために進めています。令和2年度に川西町耐震化促進計画の改正を行い、耐震診断・耐震改修などの支援制度の拡充を図りました。耐震診断・耐震改修ともに制度利用者が増加するとともに、その反響から一定の周知・認識が図れたところです。一方で、耐震診断を受けた結果、耐震基準に満たないにも関わらず改修に進展しないケースが多いことが課題といえます。

【成果指標】

項 目	目標値（R8）	参考値
地域防災計画の策定 担当課による進捗管理	改訂 （R6まで）	策定（H28） 改訂（H30）
防災訓練の実施 担当課による集計	1回／年	※ 実施なし（R2）
「聞く」音声確認メール・「見る」防災情報メールの登録者数 担当課による集計（年度末時点）	1,100人	700人（R3）
耐震診断の実施戸数 担当課による集計（累計）	25戸	23戸（R3）
耐震改修の実施戸数 担当課による集計（累計）	15戸	6戸（R3）

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P112



【取組方針】

1

地域防災計画の見直し

- 大規模な風水害や大地震に備え、地域防災計画を見直し、本町で想定される災害の特性や災害時における対処方法、避難場所や危険箇所等の情報提供、防災訓練の実施等を推進するとともに、住民への防災意識の啓発や知識の普及を図ります。また、行政・地域・住民の役割をそれぞれ認識し、自分たちのまちは自分たちでまもるという意識の向上を図ります。

2

防災体制の強化

- 突発的な災害への対応については、連絡体制の整備や避難体制の強化を図るとともに、いつおこるかわからない災害に備えます。そのため避難所機能や災害時備蓄品の確保に努めます。また、河川氾濫や内水氾濫については、関係機関と連携を取りながら、対策の促進を図ります。

3

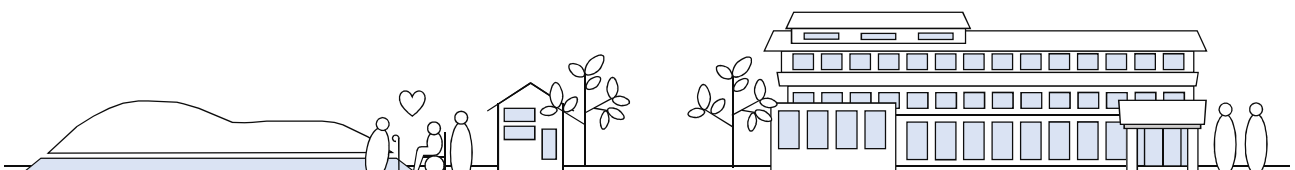
消防団及び奈良県広域消防組合との連携

- 地域の安全を確保するために消防団と連携し、消火活動や水防活動の充実を図ります。また、奈良県広域消防組合と連携し、防災訓練や普通救命講習を行うことで一人でも多くの生命を守る意識向上を図ります。

4

住宅耐震化の推進

- 耐震診断及び耐震改修に係る補助事業を実施します。耐震化の推進に向けた啓発、対象所有者への周知を図ります。過年度に耐震診断を実施した所有者等に対しては耐震改修を促す通知文を発送します。



分野Ⅲ 生活環境に関すること

5. 地域コミュニティ・住民協働

地域課題の解決や住民同士の交流のために、様々な分野で住民活動が活発に行われるまちづくりを目指します。

【現状と課題】

- 全国的に人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、社会環境が大きく変化しています。そんな中、地域内の様々な課題や多種多様なニーズに対し、従来の行政サービスだけでは対応は難しく、自治会や住民団体などの地域住民の役割が重要になっています。
- まちの活力を維持していくためには、地域住民組織やボランティア、各種団体などによる住民の自発的な活動が必要不可欠といえます。
- 本町の自治会加入率は約78%で、奈良県平均74.67%（奈良県自治連合

会／令和4年4月1日現在）と比較すると高いものの、地域における交流機会の減少や連帯感の希薄化が進んでいます。一方、地域での高齢者や子どもに対する見守り活動、清掃活動など地域活動の活発化は犯罪の抑制にも効果をあげています。こうしたなか、地域コミュニティの形成に大きな役割をもつ自治会活動の担い手の確保、交流機会の拡充による団結力の向上など自治会組織の活性化を図る必要があります。

CHECK

住民提案型まちづくり事業

川西町では、住民が自らの力で地域の課題を解決し、地域の活力を生み出そうとする活動を応援しています。これまでもイベントやお祭りの開催や地域の景観を良くする活動、交流の場を創る活動などに支援を行ってきました。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P112



【取組方針】

1

地域コミュニティ活動の意識醸成

- ・ 地域コミュニティ活動の重要性を広く周知し、地域づくりの担い手としての行動を促進するための意識を高め、地域コミュニティ活動への参加意識を醸成します。また、転入時の窓口案内や開発事業者への協力を呼びかけることで、地域コミュニティ活動の基礎組織である自治会への加入を促進します。

2

地域コミュニティ活動への支援

- ・ 良好な地域社会の形成、住民福祉の増進、住民主体による地域活性化を図るため、自治会や住民団体への活動を支援します。また、地域コミュニティ活動の拠点である公民館の改修等への支援を行うとともに、だれもが活動に参加できるよう空き店舗などを活用した拠点整備を行います。

3

地域コミュニティ活動を担う人材育成

- ・ 地域コミュニティを支える人材が活動できる場や機会を設け、良好な地域社会の形成、住民福祉の増進、住民主体による地域活性化を図ります。

【成果指標】

項 目	目標値（R8）	参考値
自治会加入率 担当課による集計（自治会加入者／全住民）	80%	78%（R3）
住民提案型事業の参加団体数 担当課による集計	10団体	7団体（R3）

分野Ⅳ 都市基盤に関すること

1. 道路



- 地域の内外を結ぶ道路網の整備
- 町内道路維持補償
- 道路交通の安全確保
- 橋梁の予防保全型管理

4 質の高い教育をみんなに

16 平和と公正をすべての人に

こんな視点も

- ・通学路の安全確保
- ・交通事故の抑止

2. 上下水道



- 上水道管路施設の維持管理・改築更新
- 下水道管渠の維持管理

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

14 海の豊かさを守ろう

こんな視点も

- ・安全でおいしい水の確保と供給
- ・衛生的な環境づくり



3. 公共交通



- コミュニティバスの再編
- コミュニティバス等を利用することが困難な人への移動支援
- 公共交通に関する情報提供の充実

こんな視点も



- ・高齢者等の生活利便性の向上
- ・マイカーから公共交通への転換

4. 駅周辺整備



- だれもが安全快適に駅へアクセスできる道路環境整備
- 交流・にぎわいが創出される施設整備

こんな視点も



- ・通勤利便性の向上
- ・安全な道路環境による交通事故抑止

11 住み続けられるまちづくりを



住み続けられるまちづくりを

16 平和と公正をすべての人に



ルールに則った、
適切で公正な制度運営

パートナーシップの知見を活かした
効果的な住民参画と官民連携

17 パートナーシップで目標を達成しよう



分野Ⅳ 都市基盤に関すること

1. 道路

生活道路及び歩行空間の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整備されたまちを目指します。

【現状と課題】

- 京奈和自動車道（国道）や大和中央道（県道）など、地域の内外を結ぶ道路網の整備が計画されています。京奈和自動車道（国道）については一般部の早期開通を目指し、国へ要望（予算確保等）を行っているものの、開通時期の見通しが立っていません。大和中央道（県道）は、用地買収が進んでいますが、用地買収が難航している部分があります。
- 町道については維持補修を推進しています。交付金・起債対象事業として、平成27年度から令和3年度までに町道下永吐田線等の舗装打替（25,736㎡）、その他の町道維持補修として舗装修繕（9,517㎡）を実施しました。一方で、社会資本整備交付金事業により執行予定の路線については、舗装工事に係る国費配分額が低く、事業執行が困難な状況にあります。
- 道路交通の安全確保については、道路パトロール及び通学路合同点検を実施し、通学路等の危険箇所の早期発見と対策を行っています（グリーンベルト設置：642m／横断指導線設置 転落防止柵設置 等）。引き続き、歩道と車道の分離ができない道路での歩行者の安全確保に努めていく必要があります。
- 橋梁については、予防保全型管理を推進しています。

【成果指標】

項 目	目標値（R8）	参考値
町内道路全般に対する満足度 住民アンケート	35%	19.1%（R3）
交通安全対策に対する満足度 住民アンケート	20%	14.1%（R3）

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P112



【取組方針】

1

地域の内外を結ぶ道路網の整備

- ・ 京奈和自動車道一般部の橋台橋脚工事が現在施行中です。引き続き早期開通に向けた工事の実施及び予算確保に努めてもらえるよう関係機関に要望します。また、大和中央道の用地買収が円滑に進むよう、地権者交渉に協力するなど、関係機関との連携を密にし早期開通を目指します。

2

町内道路維持補修の推進

- ・ 社会資本整備事業と公共施設等適正管理推進事業債を活用し事業の進捗を図ります。限られた予算の中、優先順位を見極め効率的な事業執行に努めます。
- ・ 道路パトロールや住民からの通報によって、道路損傷箇所の状況を把握し迅速な対応を図ります。

3

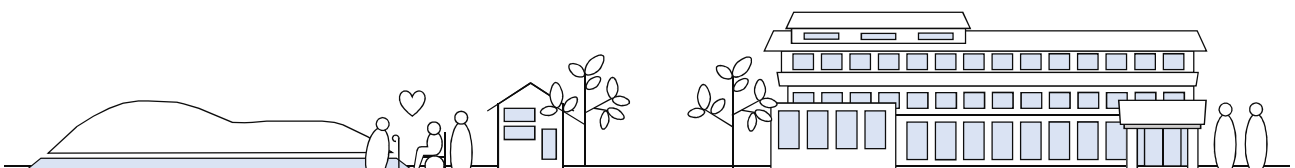
道路交通の安全確保

- ・ 交通量が多く、交通安全施設である路面標示が消えている区間を重点的に復旧していきます。
- ・ 通学路合同点検で危険箇所を早期発見し迅速な安全確保の対応に努めます。

4

橋梁の予防保全型管理の推進

- ・ 「橋梁長寿命化修繕計画」によって大規模橋梁（15m以上）については修繕対応済であることから、今後小規模橋梁（2m以上）の修繕工事を着手していきます。



分野Ⅳ 都市基盤に関すること

2. 上下水道

上水道では、安全でおいしい水を確保し、安定した供給体制を確立、維持していくことを目指します。下水道では、快適で衛生的な生活環境を維持していくことを目指します。

【現状と課題】

- ・ 上水道事業では、上水道管の布設替工事を計画的に実施してきました。また、量水器交換作業についても計画どおり完了しています。令和4年4月からは磯城郡3町での経営統合により「磯城郡水道企業団」として業務が行っています。
- ・ 下水道事業では、管渠清掃工事・人孔蓋改築工事・下水道施設点検業務を計画どおり実施してきました（令和3年度人孔蓋改築箇所数：500箇所）。町域の人孔蓋改築対象箇所数は2,200箇所あり、令和2年からの2箇年で550箇所の改築工事が完了し、進捗率は25.0%となっています。引き続き交付金を活用した改築工事を実施します。

CHECK

磯城郡水道企業団

令和4年4月から磯城郡3町（川西町、三宅町、田原本町）の水道事業経営を一体化した磯城郡水道企業団が水道事業を開始しました。

背景としては、人口減少等による水需要の減少や老朽化施設の更新・耐震化対応による投資費用の増大、熟練職員の退職による技術力の低下などが大きな課題として認識され、多くの自治体で水道事業における安定した経営基盤をどのように維持していくのか懸念されてきました。このような状況の中で、奈良県とともに磯城郡3町における水道事業広域化の検討が開始されました。

水道事業の広域化は、施設整備では県営水道への転換・直結配水による更新費用の抑制、管理体制では磯城郡3町の水道事業の経営統合による事業の効率化を行っています。

引き続き、安心・安全な水の安定供給のため、住民の皆さまに信頼される水道事業の運営に努めます。また今後、奈良県内市町村との更なる広域化についても検討を進めていく予定です。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P112



【取組方針】

1

上水道管路施設の維持管理、改築更新

- 水道事業者が抱える課題を、単独で対応していくには限界があります。人口減少に伴う給水収益の先細りによって適切な更新事業費の確保が困難になることや、水道事業の維持に対して十分な技術力・人員の確保が困難になっていくことが明らかであるといえます。このことから、令和4年4月から磯城郡3町（川西町・三宅町・田原本町）の水道事業を経営統合し、「磯城郡水道事業企業団」で水道事業全般の業務を行うこととなりました。経営統合によって、上水道管路施設の維持管理、改築更新については企業団で取り組まれることになります。
- 今後も引き続き、水道の理想像である「持続」「強靱」「安全」の確保により、安全・安心な水道水を将来に渡って持続的に供給するため、上水道施設の適切な維持管理を行い快適な生活環境と水環境の保全を図ります。

2

下水道管渠の維持管理の推進

- マンホール蓋の耐用年数の経過や機能低下等によって修繕改築工事が必要となっています。修繕を早急に完了させるため、交付金活用や改築箇所数の整合性を見極めを行い事業を推進します。
- 管渠清掃及び下水道施設点検業務を計画的に実施します。

【成果指標】

項目	目標値（R8）	参考値
公共下水道水洗化率 （水洗化人口／処理区域内人口） 担当課による集計	98%	97.3%（R3）
マンホール蓋改築工事進捗率 （町域マンホール箇所数／改築箇所数） 担当課による集計	100%	25.0%（R3）

分野Ⅳ 都市基盤に関すること

3. 公共交通

マイカーが利用しやすい環境と公共交通が機能的に整備された環境が共存することで、マイカーを使えなくなっても公共交通で移動ができるまちを目指します。

【現状と課題】

- ・ 町内の公共交通機関としては近鉄橿原線の結崎駅があります。駅から一定以上の距離がある地域（交通空白地）の住民の輸送を補完するため、コミュニティバスを運行しています。コミュニティバスの主な利用者である女性高齢者の運転免許保有率も上昇傾向にあり、利用者は減少傾向にあります。
- ・ コミュニティバスはおおむね町内を網羅するように運行していますが、利用区間・利用時間帯・利用者に大きな偏りがあり、事業採算性も非常に低い状況が続いています。一方で、利用者は限られていますが、その多くは運転免許を持たない高齢者であり、日常生活に必要な不可欠な存在になっているといえます。
- ・ 住民の外出時の交通手段の6割以上を「自動車」が占めており、自動車による移動が定着しています。

買い物・通院でよく行く目的地は町内が多く、次いで多い場所は買物では天理市・大和郡山市・田原本町、通院では天理市・田原本町となっています。今後、高齢者が免許返納後にも移動しやすい環境を整えていくことが必要といえます。



【成果指標】

項 目	目標値 (R8)	参考値
町の公共交通施策の利用者数 (延べ) 担当課による集計	10,000人	7,621人 (R3)

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P107



【取組方針】

1

コミュニティバスの再編

- ・ コミュニティバスを持続可能なサービスとして維持していくために、利用実態や移動ニーズを踏まえた、路線・ダイヤ・停留所に再編します。

2

コミュニティバス等を利用することが困難な人への移動支援

- ・ コミュニティバスを利用したくても利用することが困難な人が一定数存在しますが、コミュニティバスの充実には限界があります。コミュニティバス以外の手段で、こうした人々も移動しやすい環境を整えます。

3

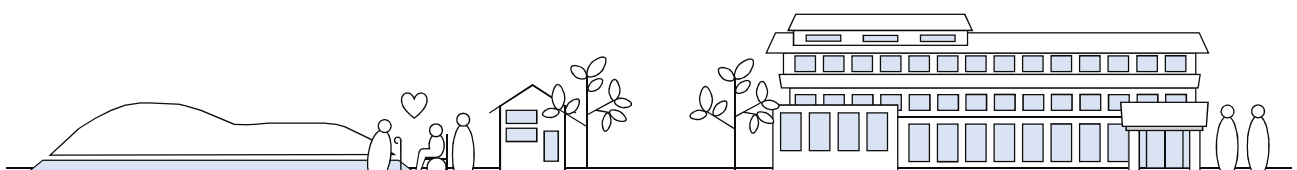
公共交通に関する情報提供の充実

- ・ 免許返納前にも、返納後の地域内の移動のイメージを持ってもらえるよう、広報紙やホームページ・SNSなどのウェブ媒体を活用して広報していくとともに、より使いやすくなるための支援（乗換えアプリへの情報掲載）も行っていきます。

CHECK

コミュニティバス「川西こすもす号」

川西町では、平成24年度からコミュニティバスを試験運用し、翌25年度以降から本格運行を行っています。近鉄結崎駅と駅から遠い交通空白地とを結ぶために自家用有償運送（交通空白地有償運送）として実施しています。交通の空白地解消だけでなく、買い物や通院など住民の生活の足として活用されていますが、利用者が減少傾向にあります。



分野Ⅳ 都市基盤に関すること

4. 駅周辺整備

近鉄結崎駅を「まちの玄関口」として、だれもが安全快適にアクセスできる道路環境と交流・にぎわいが生まれる拠点施設の整備を進めていきます。

【現状と課題】

- これまで近鉄結崎駅周辺の安全円滑な交通環境の実現と、町の玄関口にふさわしい交流・にぎわい空間の創出を目的として駅周辺整備事業を実施してきました。令和4年度までに、駅利用者の安全な利用環境の整備として駅舎・駅前ロータリーが、交流賑わい空間として駅前広場が完成しました。
- 一方、駅へのアクセス道路において狭小な部分があり安全性が危惧されています。だれもが安全快適に駅へアクセスできる道路環境整備が求められています。
- また、2つの工業団地の最寄り駅である結崎駅は町外から多くの人を訪れる場所であるといえます。新たな付加価値の創出や町の魅力発信の場としての期待は大きく、交流・賑わいの取組が促進される施設整備が求められています。

【成果指標】

項 目	目標値（R8）	参考値
町道踏切の拡幅事業の進捗 （踏切部・前後道路部における整備延長） 担当課による進捗管理	52m ※1	20m（R3）※2
併設施設の整備工事の進捗 担当課による進捗管理（→下記【CHECK】欄）	供用開始 （R6末）	未実施

※1：踏切部12m＋前後道路20m×2

※2：踏切西側

CHECK

併設施設の整備工事の進捗確認

R4（1年目）：施設方針の決定
R5（2年目）：設計業務の完了

R6（3年目）：建築工事の完了・供用開始

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96



【取組方針】

1

だれもが安全快適に駅へアクセスできる道路環境整備

- ・ 歩行者、自転車、自動車、バス等すべての交通が近鉄結崎駅に、安全・円滑にアクセスできるように周辺の道路環境整備に取り組みます。そのため、町道踏切の拡幅（前後道路を含む）に取り組みます。

2

交流・にぎわいが創出される施設の整備

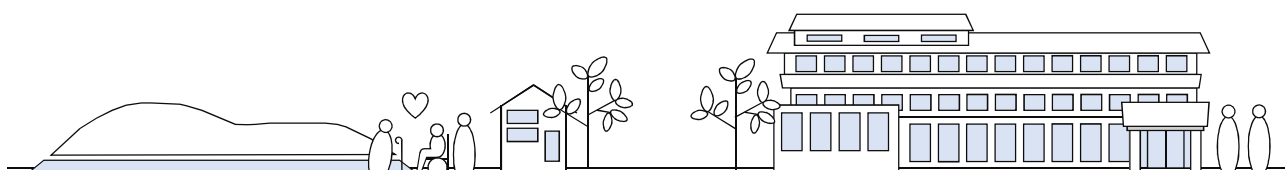
- ・ 「まちの玄関口」としてふさわしい場として、交流・にぎわいが創出される施設整備をおこないます。そのため、併設施設の整備や遊具の設置に取り組みます。

CHECK

町の玄関口「近鉄結崎駅」

川西町唯一の鉄道駅として、「まちの玄関口」を担う近鉄結崎駅。交通アクセスの不便さや歩行者の安全確保などの課題を解決していくため、令和2年度から道路や広場、駅施設の整備工事に取り組んできました。令和4年2月には駅前広場が完成、同年6月には駅舎がリニューアルオープンしました。

町の玄関口として交流やにぎわいの場となるよう引き続き、周辺のアクセス環境や併設施設などの整備が予定されています。



分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

1. 農業



- 地域の農業を支える担い手の育成と確保
- 地域ブランドの育成と高収益作物の生産振興



- ・農業環境の整備（農業用水の確保）
- ・農村環境の保持

こんな視点も

2. 商工業



- 町内事業所の経営安定化支援
- 後継者育成と起業家の創業支援
- 魅力的な地場産業の振興
- 企業と連携したまちづくり
- 域内消費活性化



- ・貝ボタンの振興

こんな視点も



3. 企業誘致



- まちづくりの方針に沿った企業誘致
- 企業活動が円滑におこなえる環境整備と支援

こんな視点も



・企業誘致による新しい雇用の創出

4. 雇用・労働



- 雇用促進の支援
- 町内企業情報・雇用情報の発信
- 就労支援による社会参画促進

こんな視点も



・企業と協働した雇用・労働環境の整備

5. 観光



- 地域資源の活用・魅力発信
- 広域連携による情報発信
- 観光での来訪者を関係人口につなげる仕組みづくり
- 観光ボランティアの育成

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



地域の経済成長と発展

16 平和と公正をすべての人に



ルールに則った、
適切で公正な制度運営

パートナーシップの知見を活かした
効果的な住民参画と官民連携

17 パートナーシップで目標を達成しよう



分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

1. 農業

担い手の確保や育成、地域ブランドや収益性が高い作物の生産拡大によって、地域営農の安定と耕作放棄地の抑制を図ります。

【現状と課題】

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足が進んでいます。現在、農業経営の中心を担うのは「団塊の世代」と呼ばれる世代で、若年世代の営農はごくわずかです。今後の離農や経営規模の縮小が心配されます。耕作放棄地を増やさないためにも、作付け委託要望への対応や多方面からの担い手の確保と育成が必要です。
- ・ 農村環境の維持には、地域の農地を集積・集約した上で集落営農組織を設立し、軌道に乗れば農業法人に発展させることが有効と考えられています。これを牽引し旗振りできる担い手が輩出されないことや、採算面や後継者の不安から集落営農に踏み出せないことが課題といえます。
- ・ 地域ブランドとして「結崎ネブカ（平成20年：地域団体商標登録）」の育成に取り組んできました。デリケートな特性であるがゆえに作付けが難しいため、生業としては受け入れられず、地域貢献やライフワークとして取り組む生産者が多いことが現状です。最近では、生産者の高齢化による生産力低下、気候変動による病害虫の発生、コロナ禍による市場低迷など、生産量が年々低下しています。地域ブランドとして価値を高めていくには、安定した品質でより多くの場に出荷することが必要です。そのため、県やJA等と連携して生産者や生産量を増やすための講習会や有効と考えられる試験栽培を実施しています。

CHECK

室町時代、天から降ってきた伝説のねぎ「結崎ネブカ」

「室町時代、翁の能面とともに天から降ってきた」と伝わる伝説のねぎが「結崎ネブカ」です。戦前まで大和を代表する野菜として知られていましたが、柔らかく折れやすい性質から市場流通に向かず次第に作られなくなっていきました。平成14年、そんな結崎ネブカを復活させるプロジェクトが、川西町商工会とJAならけん川西支店（当時）などによってスタート。自家消費のために残されたきた種を譲り受けることから始まりました。試験栽培、試験販売を経て、平成17年ごろに市場流通に復活。今では、学校給食など食育の取組で使われたり、コロッケや焼酎などの加工品開発が進んだりするだけでなく、公式マスコットキャラクター「ネッピー」とともに町のPRにも活躍しています。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96



【取組方針】

1

地域の農業を支える担い手の育成と確保

- ・ 高齢等による離農や作付け委託要望に対応するため、農業の担い手確保に取り組めます。農地中間管理事業を活用するなど、町内だけでなく多方面から担い手が参画できるよう促します。担い手が安定して経営を続けられるよう環境を整備するとともに、耕作放棄地の発生予防に努めます。
- ・ 意欲ある担い手に、地域農業の牽引者として支援し、農地集積・集約化を図ります。あわせて、集落営農の組織化に向けての気運を醸成します。

2

地域ブランドの育成と高収益作物の生産振興

- ・ 結崎ネブカを次世代に継承できるよう、生産者育成や圃場確保を支援するとともに、地域ブランドとしての価値が高まるようマーケティング活動を図ります。
- ・ 高収益作物の生産振興や省力化・生産力向上のための技術支援など、担い手の所得向上にむけた取組を関係機関等連携しながら進めていきます。また、レクリエーション、コミュニティ形成、就農支援の場づくり、景観形成など、農業が持つ多面的な機能を発揮できるように産官学など他分野連携を進めます。

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
認定農業者等の担い手への農地集約面積 担当課による集計	34ha	29ha (R3)
耕作放棄地面積 農地パトロール（農業委員会）による集計	4.0ha	5.74ha (R4)
結崎ネブカの生産者数 生産部会会員者数（奈良県農業協働組合）	30人	21人 (R4)

分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

2. 商工業

新たな事業者の育成や地域産業が成長することで、町内消費や町内生産が拡大され、地域経済が循環するまちを目指します。

【現状と課題】

- 全国的に企業の東京一極集中が進み、地方経済が衰退しています。これを是正するため、地方都市では地域産業の育成を行うとともに、地方への企業移転による地域経済の発展を目指しています。また、新型コロナウイルスの蔓延、世界情勢、燃料費高騰等により景気は低迷しています。
- 経済センサスによると、川西町の事業者（全産業）は平成28年で296社、令和3年で288社となっており、微減しています。町内経済を活性化するためにも、既存事業者の支援に加え、企業誘致活動や起業・創業しやすい環境の整備が必要です。起業・創業希望者には、伴走型でサポートし、創業につなげていく必要があるため、平成30年度から創業支援の窓口を川西町商工会に設けています。
- 既存事業者には現状の課題を解決し、持続可能な経営の支援を行う必要があり、令和4年度からビジネスサポートセンターKoCo-Biz(ココビズ)と連携し、事業者の相談窓口を設けています。

CHECK

海のない町の貝ボタン

全国トップシェアを誇る川西町の貝ボタン産業。明治期に農家の副業として川西町に伝わってきました。原材料となる貝は赤道直下の国から輸入されることから、海沿いの地域であるかどうかは関係ありませんでした。戦後、大量生産・大量消費の時代になると合成樹脂のボタンが市場を席捲しましたが、天然素材の奥深い光沢からハイブランドやオーダーメイドの洋服などには欠かせないパーツであることには変わりありませんでした。現在では、SDGsなど持続可能な社会を目指す上でも再注目されています。



【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
町内の事業所数 経済センサス（基礎調査）	330事業所	333事業所 (R1)
製造品出荷額等 工業統計	85,000百万円	81,809百万円 (R1)

重点プロジェクト

4つの柱

総合戦略：P96



【取組方針】

1

町内事業者の経営安定化支援

- 町内事業者の経営健全化支援を実施するために、金融機関等と連携した取組みや各種資金融資制度の活用促進を行います。また、商工業振興の主体的組織である川西町商工会の活動を支援します。

2

後継者育成と起業家の創業支援

- 町内事業者の経営が持続可能となるよう後継者育成や事業承継の支援、町内に新たな産業を創出し町内経済の活力となるよう意欲ある起業家に対しての創業支援を実施します。実施にあたっては、奈良県・川西町商工会及び町内金融機関等の関係機関と密接に連携しながら、重点的かつ効果的な支援となるよう努めます。

3

魅力的な地場産品の振興

- 川西町の地場産業を支援し、そのブランド力や付加価値を高めることで、産業を持続可能なものとし、地域の魅力創出につなげていく必要があります。ふるさと応援寄附金等を通じて、B to C 取引や異業種との連携の契機となるよう事業者に働きかけます。

4

企業と連携したまちづくりの推進

- 企業活動の持続可能性を高め、まちの活気創出を目的に「川西まち企業リンク」を設立し、雇用と人権の問題や周辺環境の整備、従業員輸送などの諸課題について、ともに解決していくことを目指します。

5

域内消費活性化の促進

- 食料品や生活用品等の買い物先である事業者が、撤退せず持続的に地域生活のインフラとして機能できるよう働きかけます。住民の域内消費を促すとともに、交通機能や交流機能との連携によって、アクセス確保や利用の動機付けを図ります。

分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

3. 企業誘致

周辺環境に配慮した良好な工業団地が形成され、職住近接の住みやすいまちを目指します。

【現状と課題】

- ・ 本町の特徴として、5.93km²という小さな町域の中に2つの工業団地が存在していることがあげられます。平成16年以降、町内企業の製造品出荷額等は県内町村の中では1位を維持し、法人関係の税収は町の財源基盤の重要な下支えになっています。
- ・ 本町は、北に西名阪自動車道（大和まほろばスマートインターチェンジ）、南に京奈和自動車道（三宅インターチェンジ）など交通アクセスが優れていることから企業からの立地希望が多く、それに応えるべく唐院工業団地の拡張に取り組んできました。令和4年度には約11haの産業用地を創出し、その面積の約9割に工業系の企業を誘致することができました。
- ・ 一方、国の動向として、人口減少や災害リスクによる土地活用の規制強化など都市計画の考え方に大

きな変化が起こっています。まちづくり全体の視点から土地利用計画を見直したうえで、商工業者の誘致活動を進めていく必要があります。また、立地した企業が本町にとどまり、持続的に成長・発展ができるように行政の立場から環境整備や事業継続に向けた支援をしていく必要があります。



【成果指標】

項 目	目標値（R8）	参考値
商業系・工業系の用途地域における 立地企業数 担当課による集計	15事業所以上	15事業所（R3）

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96



【取組方針】

1

まちづくりの方針に沿った企業誘致の促進

- 人口減少や災害リスクに伴う開発規制への対応、大和平野中央田園都市構想との連携、農商工住のバランスなど、持続可能なまちづくりの視点で川西町の中長期的な土地利用を検討し、それに沿った商工業者の誘致活動を進めていきます。

2

企業活動が円滑におこなえる環境整備と支援

- 立地された企業が本町にとどまり、持続的に成長・発展ができるように、企業誘致に関連する道路インフラ等の整備や支援を推進していきます。そのため、「川西まち企業リンク」を通じて、企業課題の解決に向けた取組を進めるとともに、周辺環境のインフラ整備等に取り組めます。

CHECK

川西町の工業団地

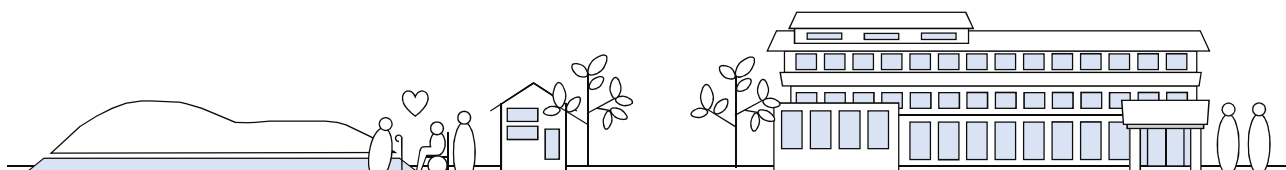
高度経済成長期に拡大した日本の工業化の波は、昭和30年代から阪神工業地帯の外縁部の奈良県内にも及びました。川西町は、西名阪自動車道（昭和44年開通／天理～亀山間は昭和41年に開通）や国道25号線に近く、大阪への交通が便利な地点に位置し、従業員の通勤も近鉄結崎駅やJR法隆寺駅から便利なため、大阪などから機械や印刷などの工場が相次ぎました。

唐院工業団地は昭和39年から用地取得が始まり、昭和41年から造成・分譲が開始され、昭和45年に分譲が終了しました。結崎工業団地は昭和40年から用地取得が始まり、昭和48年から造成開始、昭和49年から分譲が開始され、昭和58年に分譲を終了しています。

当時、新しい工業団地は各地区に工場が分散していた従来のものとは機能的にも景観的にも異なり、規模の大きな企業が集中した大規模なもので、雇用面をはじめ本町へ大きなインパクトを及ぼしました。



(写真出典：国土地理院)



分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

4. 雇用・労働

町内企業の雇用を後押しするとともに、町内で働く人が働きやすいまちづくりを進め、持続可能な地域経済を構築します。

【現状と課題】

- ・ コロナ禍を契機として、ICTを活用した多様な働き方改革が推進され、テレワークやクラウドソーシング、在宅ワークなどの新たなビジネススタイルが始まっています。
- ・ 本町の女性人口に対する女性就業者の割合（国勢調査2020年）は42.8%となっており、奈良県平均（42.6%）とほぼ同じですが、全国平均（46.5%）と比べて低くなっています。女性の就労を促進するため、女性が働きやすい環境を作ることが必要です。
- ・ 2つの工業団地が形成され多様な企業が立地していることから、職

住近接によるワークライフバランスの充実を実現できることを川西町の魅力の一つとして捉え、町内の企業の雇用情報を町民に周知していくことが有効といえます。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96



【取組方針】

1

雇用促進の支援

- ・雇用は企業活動にとって必要不可欠であり地域経済を支える大きな要素です。また雇用による人の往来は、地域内での消費や交流にとっても重要な要素であるといえます。さらに、雇用を契機とした移住・定住など、持続可能なまちづくりにとって多面的に影響するものといえます。このことから、町内企業への雇用活動への支援と町内で働きやすい環境づくりに努めます。

2

町内企業情報および雇用情報の発信

- ・町内の企業情報や雇用情報を整理し、わかりやすく町内外に発信することで、住民の町内就労促進や町内企業の雇用確保に努めます。

3

就労支援による社会参画促進

- ・世代や性別を問わず、働く意欲を持つ全ての人々が働ける環境づくりに目指します。特に、子育て中の女性や子育てを終えた女性が働きやすい環境を整え、スムーズに社会復帰できるように努め、就労支援を通じた女性の社会参画を促進するとともに、女性がいきいきと輝ける社会づくりを目指します。

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
町内事業所の新規求人数 ハローワークによる集計（年間）	700人	448人 (R3)
町内で就労している町民の人数 国勢調査	1,200人	936人 (R2)
町内で就労している町外在住者の人数 国勢調査	3,000人	2,643人 (R2)

分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

5. 観光

観光を町と町外の人との接点の1つと捉え、観光での来訪者を関係人口につなげていくための仕組みづくりに取り組めます。

【現状と課題】

- 全国的に、コロナ禍を契機にマイクログリーン（自宅から1時間から2時間圏内の近隣観光）による観光需要が増加しています。この対応に加え、ポストコロナによる観光振興も同時に考えていく必要があります。
- 川西町は周辺市町村に、全国的にも人気のある観光スポットに囲まれています（北：奈良市内／西：法隆寺／南：飛鳥・藤原京）。それらに比べると知名度が低く、観光客から通過されてしまう傾向にあります。
- 観世流能の発祥の地であることもあまり知られておらず、そのことを活かした観光資源の開発ができていません。さらに、歴史資源について説明できる案内人が少なく、川西町ならではの魅力を対外的に発信できていません。
- 川西町単体でのプロモーションでは、訴求力に乏しいことから、周辺市町村と連携することで、発信力を高め、歴史資源の魅力の奥行きを深めるよう取り組んでいます。

CHECK

観世発祥の地『面塚』

川西町には次のような伝説が残っています。「室町時代のある日のこと、天がにわかには曇り轟音とともに、翁の能面と一束のねぎが降ってきた。能面はその場に丁寧に葬り、ねぎは持ち帰って植えたところ見事に生育し結崎ネブカとして名物となった」というもの。川西町が観世流能の発祥の地であることにちなんだものです。

この伝説の地が面塚で、「面塚」の石碑と「観世発祥之地」と刻まれた石碑が建っています。石碑の建立は昭和11年で、発祥之地の碑は二十四世宗家観世左近師の筆によるものです。現在は周辺の公園が整備され、毎年「面塚さくらまつり」が開催されるなど、町民の憩いの場となっています。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96



【取組方針】

1

地域資源の活用・魅力発信

- 島山古墳や面塚のような歴史資源、結崎ネブカや貝ボタンのような地元特産品を多くの人の目に留めてもらい、認知度を高め、「通過される場所」から「立ち寄ってもらう場所」への転換を図るプロモーションを行います。

2

広域連携による情報発信

- 川西町が持っている資源や魅力を周辺市町村の観光資源とパッケージにして発信することで、幅広い層からの認知を得よう取り組みます。そのため、周辺の市町村と連携したプロモーション活動を行います。

3

観光での来訪者を関係人口につなげる仕組みづくり

- マイクロツーリズムの傾向を好機と捉え、県内や近隣府県の人からの観光を契機とした興味を関係人口創出につなげていく仕組みづくりを検討します。

4

観光ボランティアの育成・登録者数増加

- 川西町の住民が町の魅力を知ったり再発見したりすることで、シビックプライドを育み、住民自らが町の魅力発信の担い手となるよう働きかけます。その一環で、観光ボランティアを育成し、ボランティア登録者数を増やすことで、知識向上を図り、外部からの来訪者への案内・説明を充実させます。

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
広域連携で実施する観光イベントへの参加者数 担当課による集計	12,000人	9,152人 (R1)
史跡ボランティアガイドの登録者数 担当課による集計	10人	0人 (R3)

分野VI 行財政運営に関すること

1. 広域連携・広域行政



- 広域連携事業
- 官民連携事業
- 多様な主体と連携した関係人口創出



・ PFIやPPPの検討

こんな
視点も

2. 広報・広聴

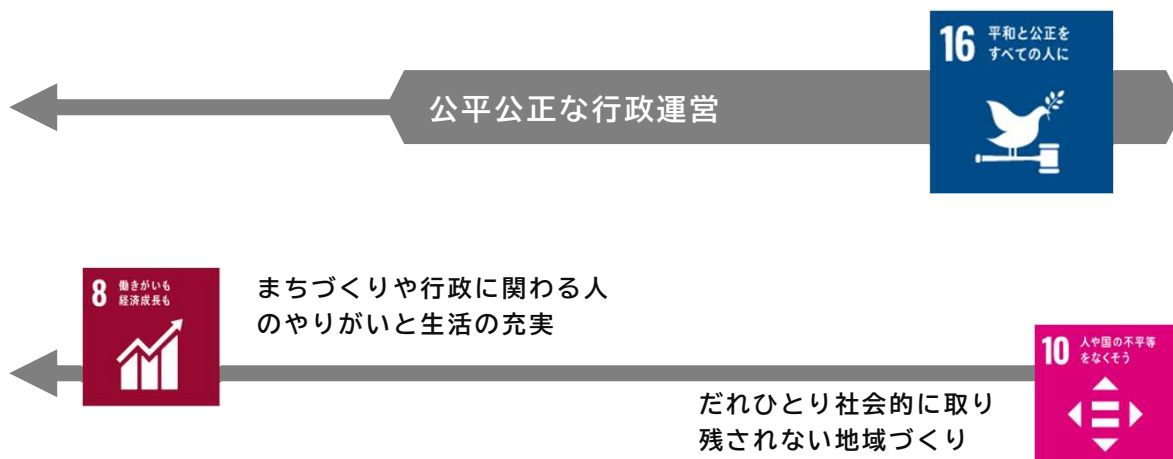


- 行政情報の発信と充実
- プロモーション戦略の構築
- 住民ニーズの把握と反映



・ 紙媒体以外の情報周知

こんな
視点も



3. 行政運営・財政運営

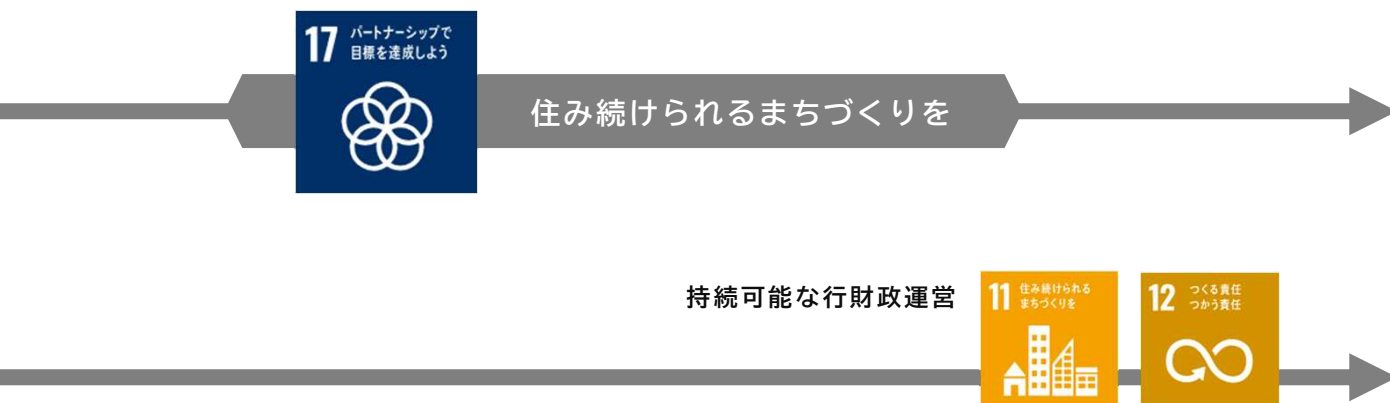


- 適切な人材マネジメント
- 歳入の安定確保
- 健全財政
- スマート自治体の推進

12 つくる責任
つかう責任

こんな視点も

・ 公共施設などのファシリ
ティマネジメント



分野Ⅵ 行財政運営に関すること

1. 広域連携・広域行政

近隣市町村や民間との連携により、住民サービスが維持・向上されるとともに効率のよい行政運営を目指します。また、連携によって新たな交流を生むことで関係人口を創出します。

【現状と課題】

- 全国的に人口減少社会・少子高齢化の進行に伴い、住民の暮らしを支える公共サービスがますます重要となる一方で、地域における社会や経済の変容、個々のライフスタイルや価値観が多様化しています。社会的課題も複雑化しており、住民が求める公共サービスの水準維持が困難な状況になっています。今後、自治体では、持続可能な公共サービスを提供できるよう体制をいかに構築していくのが課題となっています。
- 川西町では、廃棄物処理や消防救急等の分野で広域連携を行い、行政サービスの維持・向上や運営の効率化を進めてきました。平成26年度に奈良県広域消防組合を設立、平成27年度に大和まほろば定住自立圏構想に参加し、連携・協力することで、地域住民の暮らしを守

り、また、必要生活機能を確保し、組織強化を図りました。

- 企業の社会貢献、個人のプロボノ活動への機運が高まっている中、民間企業や個人と連携することで、行政に足りない知見や能力を活用していくことが重要となっています。



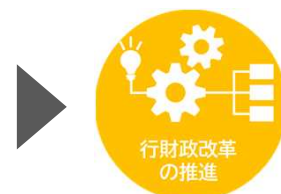
(写真：民間複業人材活用による実証実験)

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
県または市町村との連携事業数 担当課による集計（定住自立圏構想及び県・市町村との連携事業数／累計）	45件	40件 (R2)
協定締結団体数 担当課による集計 （大学及び民間事業者との連携協定数／累計）	20件	14件 (R2)

重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P112



【取組方針】

1

広域連携事業の推進

- 行政サービスを維持・向上するために、公共施設の相互利用、広域的な防災力強化等、近隣市町村との広域的な取り組みを進めます。また、定住自立圏構想を活用し、多岐にわたる政策分野において協力を目指します。

2

官民連携事業の推進

- 行政と民間が連携して行政推進を行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、効率的かつ効果的に事業を進めます。必要に応じてPPPやPFI導入の可能性及び具体的手法の調査及び検討を行います。

3

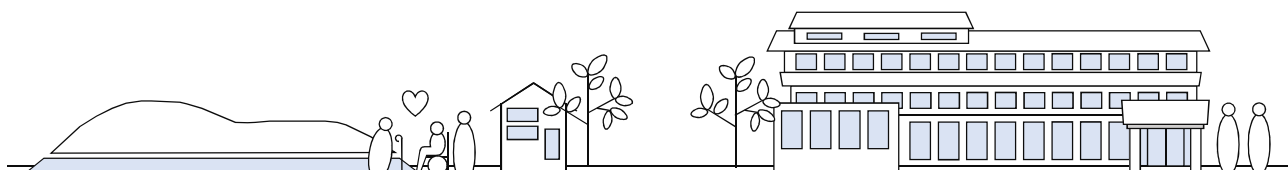
多様な主体との連携による関係人口創出

- 町外の団体・個人や大学などと連携した課題解決やまちづくりを進めることで、新たな交流を生み関係人口の創出による地域の活性化を目指します。

CHECK

全国川西会議（ネットかわにし）

平成7年の阪神・淡路大震災で被災した兵庫県川西市への支援を契機に全国の「川西」の名を持つ自治体（兵庫県川西市、山形県川西町、新潟県川西町（現在の十日町市）、奈良県川西町）で交流が始まりました。平成9年11月に「全国川西会議（ネットかわにし）」が設立され今日に至っています。平成10年には、災害時における応急対策活動の相互支援の協定が結ばれ、新潟県中越地震（平成16年）や山形県の豪雨災害（令和4年）などでも支援活動が行われてきました。



分野Ⅵ 行財政運営に関すること

2. 広報・広聴

対話を通して、住民の声が行政全体に行き届くとともに、町の取組が町内外に行き届くよう、まちの魅力発信を目指します。

【現状と課題】

- 個人が情報を取得する環境が多様となっています。町の情報発信のあり方を見ると、紙媒体（広報紙・チラシ）に比べると、ウェブ媒体（ホームページ・SNS）による行政情報の発信の機会が少なくなっています。
- スマートフォンやSNSの普及で、個人も情報発信の主体となっています。また、対面によらないオンライン上でのコミュニケーションも定着しつつあります。
- 全国的に地方創生の取組が活発になっています。他市町村との差別化を図らないとプロモーションが埋没し、ターゲットの目に留まらない恐れがあります。
- ライフスタイルの多様化で住民ニーズも多様化しています。行政運営に住民意見等が適切に反映されるよう、対話の機会や気軽な意見収集の場を設けることで、住民ニーズの汲み取りを行う必要があります。

CHECK

町のSNS活用

本町では、広報紙やホームページなどといった従来の広報媒体に加えて、Facebook、Instagram、LINEといったSNSを活用した情報発信を行っています。Facebookでは町でおこった出来事を紹介したり、Instagramでは町の魅力的な風景、LINEでは身近な生活情報を配信したりなど、それぞれのサービスと利用者の特性に応じた情報発信を行っています。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P112



【取組方針】

1

行政情報の発信の充実

- ・ 情報収集の手段の多様化に配慮し、多様な広報媒体での情報発信を行います。また、ユニバーサルデザインの視点に基づき、わかりやすく理解しやすい広報媒体の作成に努めます。

2

住民ニーズの把握と反映

- ・ ライフスタイルの多様化で住民ニーズも多様化しています。行政運営に住民意見等が適切に反映されるよう、対話の機会や行政に対する意見を気軽に提供してもらえる機会を設けることで、住民ニーズの汲み取りを行います。

3

プロモーション戦略の構築

- ・ 住民向けにはシビックプライドの醸成、町外向けにはタウンプロモーションの充実を図ります。そのために、町の特色を再確認し、ターゲットに応じた適切なプロモーション戦略を構築します。

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
町ホームページ（トップページ）の閲覧数 担当課による集計（1日あたり）	1,500回／日	1,090回／日 (R3)
SNSのフォロワー数 開設しているSNSのフォロワー等の数	2,250人	※1 1,976人 (R3)

※1：Facebook:1048+Instagram:545+LINE:383

分野Ⅵ 行財政運営に関すること

3. 行政運営・財政運営

行政事務の効率化、職員の能力向上および人材の確保、育成を目指します。また、将来に向けて必要な施策に重点的かつ効果的な投資が可能な安定した健全な財政運営を目指します。

【現状と課題】

- ・ 地方創生の動きの中、地域の実情に応じつつ、多様化するニーズに応じたきめ細かな住民サービスを提供することが求められています。長期的な費用対効果を意識し、将来にわたって継続的に住民サービスが提供できる財政基盤をつくる必要があります。
- ・ 生産年齢人口が減少する中、今後ますます多様化・複雑化する行政課題に対応できるよう職員を確保し、人材育成を図る必要があります。
- ・ 本町における情報通信技術活用は行政サービスの充実に向けて一定の進展はありますが、オンライン申請については未整備な部分が多い状況にあります。今後、行政手続きのオンライン化や手続きのワ

ンストップ化など、国の条件整備も見据えつつ全庁的に取り組んでいく必要があります。また、行政運営の効率化においても情報通信技術の活用により業務改善を進め、職員が本来行うべき業務に注力できる時間を確保することで、多様化する行政需要に対応できるようにしていく必要があります。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P112



【取組方針】

1

適切な人材マネジメント

- 職員採用については、外部人材等を活用することで従来の教養重視の採用から人物重視の採用へ方針を変更します。また、町職員に対し個々のスキルアップを目的とした能力開発研修を推進することで、多様な行政課題に対応できる人材育成を図るとともに、スタッフプライドの醸成を図ります。

2

歳入の安定確保

- 納税に対する理解を深め、公正公平な課税を行うことにより、安定した自主財源を確保します。また、専門的な徴収体制を引き続き継続し、滞納の解消を図ります。

3

健全財政の推進

- 歳出については、経常経費の抑制を引き続き継続します。町債発行については、交付税算入措置のある町債を活用することで、後年度の町民負担の抑制を行います。また、過去の町債については、今後も負担軽減のため繰上償還等を検討していきます。

4

スマート自治体の推進

- 情報通信技術を活用し、住民サービスの向上と内部業務の効率化と改善を行います。

【成果指標】

項目	目標値 (R8)	参考値
能力向上研修への受講職員数 ※1 担当課による集計	15人／年	7人／年 (R3)
経常収支比率 地方財政状況調査	全国平均以下	85.7 (R2) (全国平均 93.1%)
自治体の情報システムの標準化・共通化 担当課による進捗管理 ※2	100% (R7)	4.5% (R4/9月)

※1：奈良県市町村職員研修センターが主催する能力開発研修への参加者数

※2：目標時期を令和7(2025)年度とし、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行への進捗状況。

分野Ⅶ 土地利用に関すること

土地利用



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

CHECK

土地利用計画とは？

川西町は都市計画法により、新興住宅地や工業団地等の「市街化区域」と、それ以外の区域を対象とした「市街化調整区域」に分けられています。「市街化区域」では、法律にもとづいて住宅の専用地域や商業の地域など（用途地域）に分けられ、その条件に合わせた開発を認めることにより用途の混在を防ぎ、整序された街並みが保たれています。一方、「市街化調整区域」では、そのような地域ごとの区分はなく、基本的に開発を抑制する区域として、一律に住宅や店舗等の建築が厳しく制限されています。

「市街化区域」と「市街化調整区域」の区分により、道路や公園などの公共施設が効率的に整備され、開発と保全のメリハリある土地利用が進められるとともに、良好な自然環境が守られてきました。一方で町域の大半を占める「市街化調整区域」においては、厳しい建築制限が行われてきたこと等により、居住者が減少するなど地域活力の低下が懸念されています。

そのため、総合的な土地利用計画がない市街化調整区域を含めた土地利用の方針を示す「土地利用計画」を総合計画の基本計画内に策定することにより、計画的かつ適正な土地利用を誘導し、町全体の活性化を目指します。

なお、基本的には本計画を策定しただけで開発・建築行為の規制が緩和されるわけではありません。本計画に沿って都市計画法にもとづく「地区計画」などを活用し、地区ごとに用途や面積等のルールをさらに詳細に定めることにより一定の開発・建築行為が可能となります。

分野Ⅶ 土地利用に関すること

土地利用の基本方針

1. 土地利用の基本方針

土地は、限られた資源であり、町民生活や産業活動等のあらゆる活動の共通基盤であることから、その利用のあり方は、まちの発展や町民生活の向上と密接に結びついています。

本町が目指す「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」の実現に向けて、河川や緑地等の自然環境等の保全と開発を調和させた総合的、かつ、計画的な土地利用を推進します。

人口減少社会に対応するため、不足する都市機能を誘導することにより、日常生活に必要なサービスが住まいなどの徒歩圏に在ることに加えて、奈良盆地内外から人が集まり交流する、賑わいのあるコンパクトシティの実現を目指し、持続可能な都市経営を図ります。

2. 土地利用の方向性

基本方針に基づき、第2次総合計画における土地利用の考え方を継承しつつ、3つのエリア区分、7つの拠点および2つの軸を設定し、土地利用にかかわる基本的な考え方を次ページのとおり定めます。

(1) 3つのエリア区分

- ・市街地エリア
- ・既存居住エリア
- ・田園居住エリア

(2) 7つの拠点

- ・教育交流拠点
- ・にぎわい交流拠点
- ・産業交流拠点
- ・産業拠点
- ・歴史やすらぎ拠点
- ・社会福祉拠点
- ・健康増進拠点

(3) 2つの軸

- ・広域連携軸
- ・地域生活軸

次ページへ

分野Ⅶ 土地利用に関すること

土地利用の基本方針（つづき）

（１）エリア区分

市街地 エリア	用途地域や地区計画など土地利用のルールを定め、計画的なまちづくりを進めます。 都市機能を誘導し、集約することにより、日常生活に必要なサービスを持続的に確保できる市街地の形成を進めます。
既存居住 エリア	既に整備された都市基盤を活かし、無秩序な土地利用を防ぎ、良好な居住環境の維持・向上を目指した住宅を中心としたまちづくりを進めます。
田園居住 エリア	無秩序な土地利用を防ぎ、優良な農地や豊かな自然環境の保全と産業の活性化とのバランスを考慮しながら、地域の事情に応じたまちづくりを進めます。 自然と農業環境との調和を大切にし、持続可能なコミュニティおよび集落の形成を進めます。

（２）拠点

教育交流 拠点	役場を中心とした公共施設、教育施設、文化施設等の集積を維持し、本町の行政サービスと教育文化の拠点としての機能維持および強化を進めます。
にぎわい交流 拠点	本町の玄関口として、結崎駅周辺地域への交流機能と利便性を高め、商業施設等の誘導を図ります。情報発信とてなしの空間となる交流施設や情報発信機能の整備を進め、都市機能の充実を進めます。
産業交流 拠点	本町の広域連携軸（都市計画道路）の沿道に、商業施設または商業施設との親和性の高い企業等の誘導を図ります。将来に続くまちづくりを進めるため、町民及び道路利用者の利便性を高めるとともに、町外からの来訪者の増加を図り賑わいと交流を創出し、地域経済の活性化が図られるよう、拠点形成を進めます。

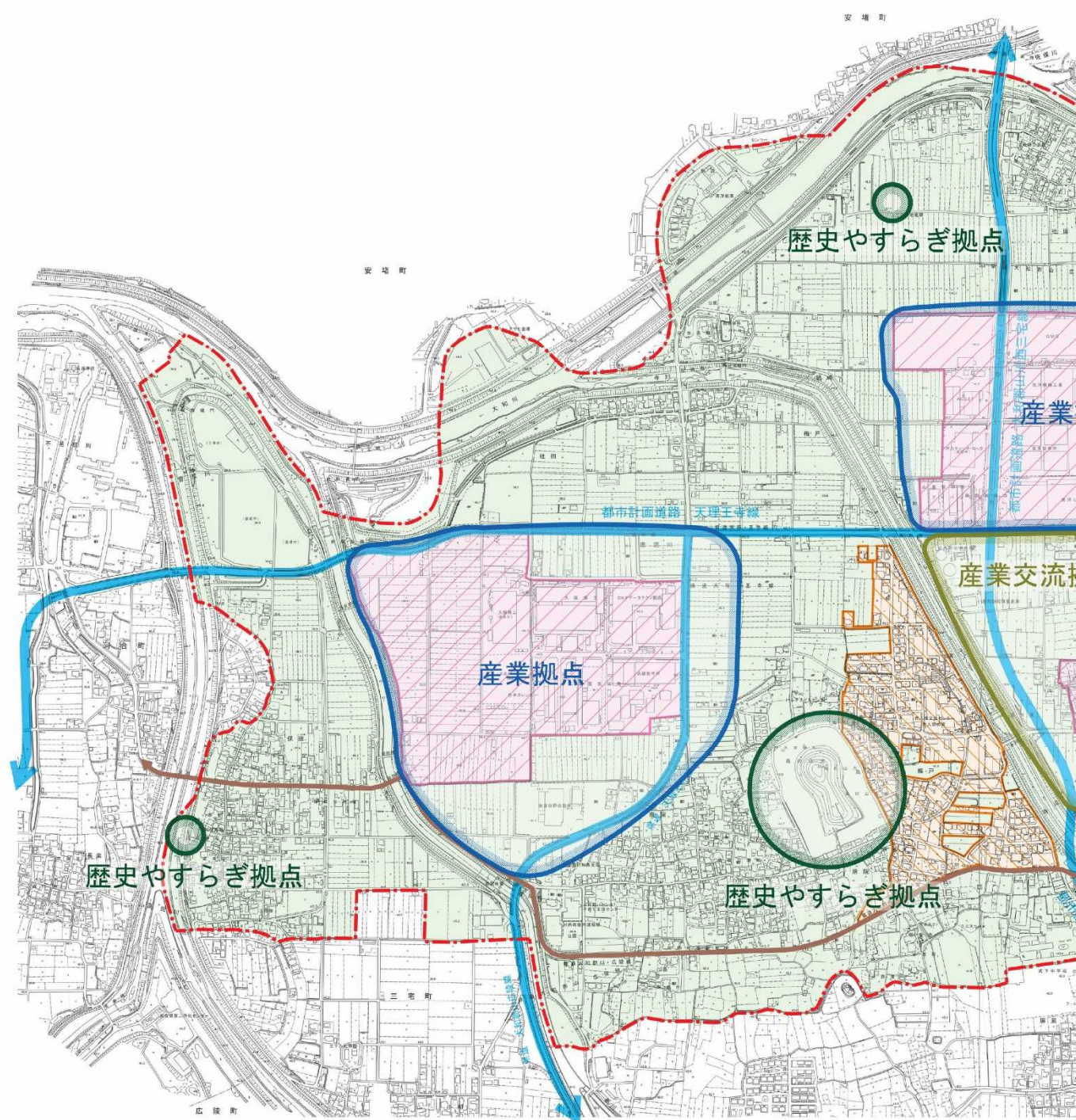
産業拠点	既存の結崎工業団地、拡張した唐院工業団地においても、周辺の緑地環境及び景観に配慮しながら、産業系土地利用の推進や、産業拠点としての機能維持とその強化を進めます。
歴史やすらぎ拠点	島の山古墳をはじめとする歴史資源の保全に努め、歴史および文化的遺産を伝える場として、生涯学習及び観光振興への活用を進めます。
社会福祉拠点	既存の社会福祉施設の維持を図るとともに、農地保全、社会福祉環境の充実の観点から、既存の居住区域に近い県道天理王寺線南側で、新たな社会福祉施設を集積するよう拠点整備を進めます。
健康増進拠点	まほろば健康パークの機能強化や大和平野中央田園都市構想によるウェルネスタウンの形成といった奈良県が進める事業による施設整備に合わせ、本町としてもこれらの施設の活用が図られるよう、都市基盤の整備を進めます。

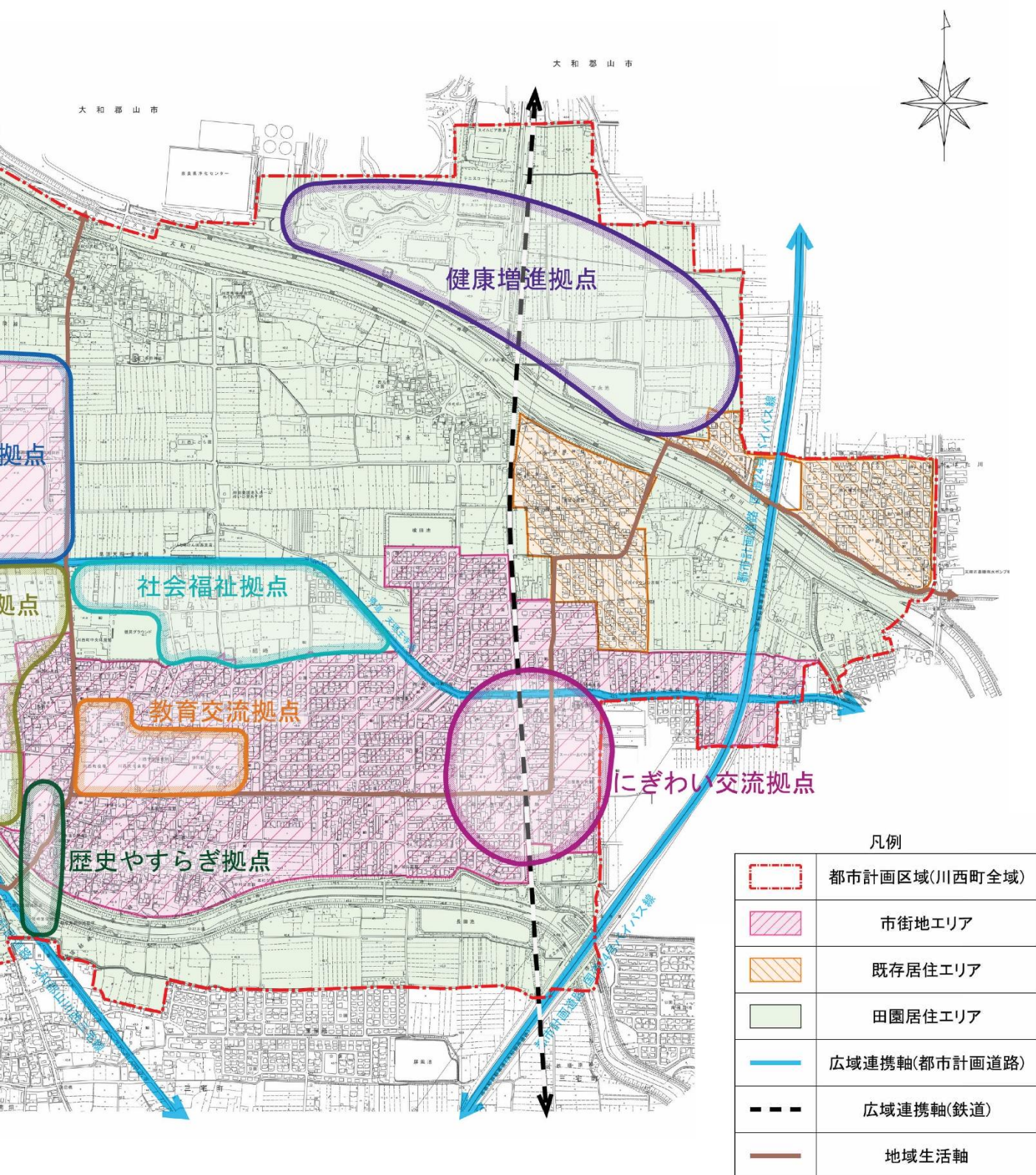
(3) 軸

広域連携軸	県道天理王寺線、県道大和郡山広陵線、県道結崎田原本線、京奈和自動車道および近鉄橿原線を軸として、隣接する市町村をはじめとする県内外の主要都市間との広域連携を形成します。
地域生活軸	県道大和郡山広陵線、町道結崎線、町道結崎吐田線、町道結崎下永線を軸として、生活拠点を中心とした地域生活圏の利便性や機能性を確保するため、町内の各拠点や集落間の地域連携を形成します。

分野Ⅶ 土地利用に関すること

土地利用構想図





分野Ⅶ 土地利用に関すること

1. 土地利用

自然と調和した生活環境の確保とまちの発展に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、日常生活に必要なサービスが住まいなどの徒歩圏にあることに加えて、奈良盆地内外から人が集まり交流する、賑わいのあるコンパクトシティの実現を目指します。

【現状と課題】

- 人口減少と人口密度の低下により、上下水道やごみ収集などの行政サービス、商業施設や医療機関などの民間が提供するサービスの維持が難しくなっています。これらの問題に対応するため、国では人口密度の維持を目的としたコンパクトシティの実現を求めており、緩やかに住居や施設を誘導していく立地適正化を推奨しています。
- 本町においても少子高齢化の進行により、一定の人口集積に支えられている様々な都市機能の維持が困難となり、生活利便性の低下が懸念されます。
- 不足する都市機能を誘導し、生活利便性の維持・向上を図るとともに、町外からも活用されるまちづくりをおこなうことで、人口減少に歯止めをかける必要があります。
- 本町は、住宅と工業系産業のバランスがとれたまちづくりが成功している一方で、商業系事業者は減少しています。今後は農業振興のための優良な農地は維持しつつ、住宅、工業、商業の調和がとれた土地利用を図る必要があります。



重点プロジェクト
4つの柱

総合戦略：P96, P103, P107



【取組方針】

1

不足する都市機能の誘導

- 町の中心部に都市機能を集約化し、その周辺地区に居住を誘導することで行政サービスなどを将来にわたり維持できる都市構造を形成します。一方、まち全体を捉えた拠点配置のバランスから、居住地域に近い広域連携軸の沿道に不足する都市機能の立地を目指します。

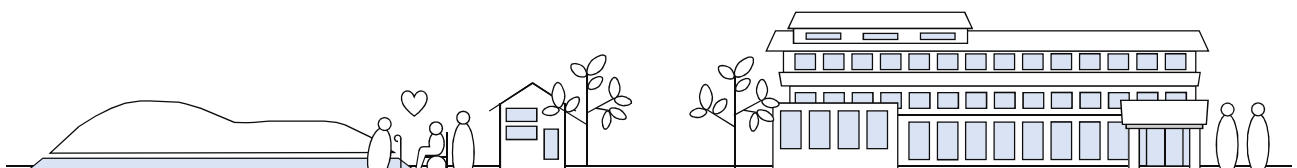
2

調和のとれた土地利用の推進

- 土地の適正かつ有効な利用を図るため、住宅用地、産業用地及び農業用地のバランスを意識し、地域の特性を踏まえた合理的で調和のとれた土地利用を推進します。

【成果指標】

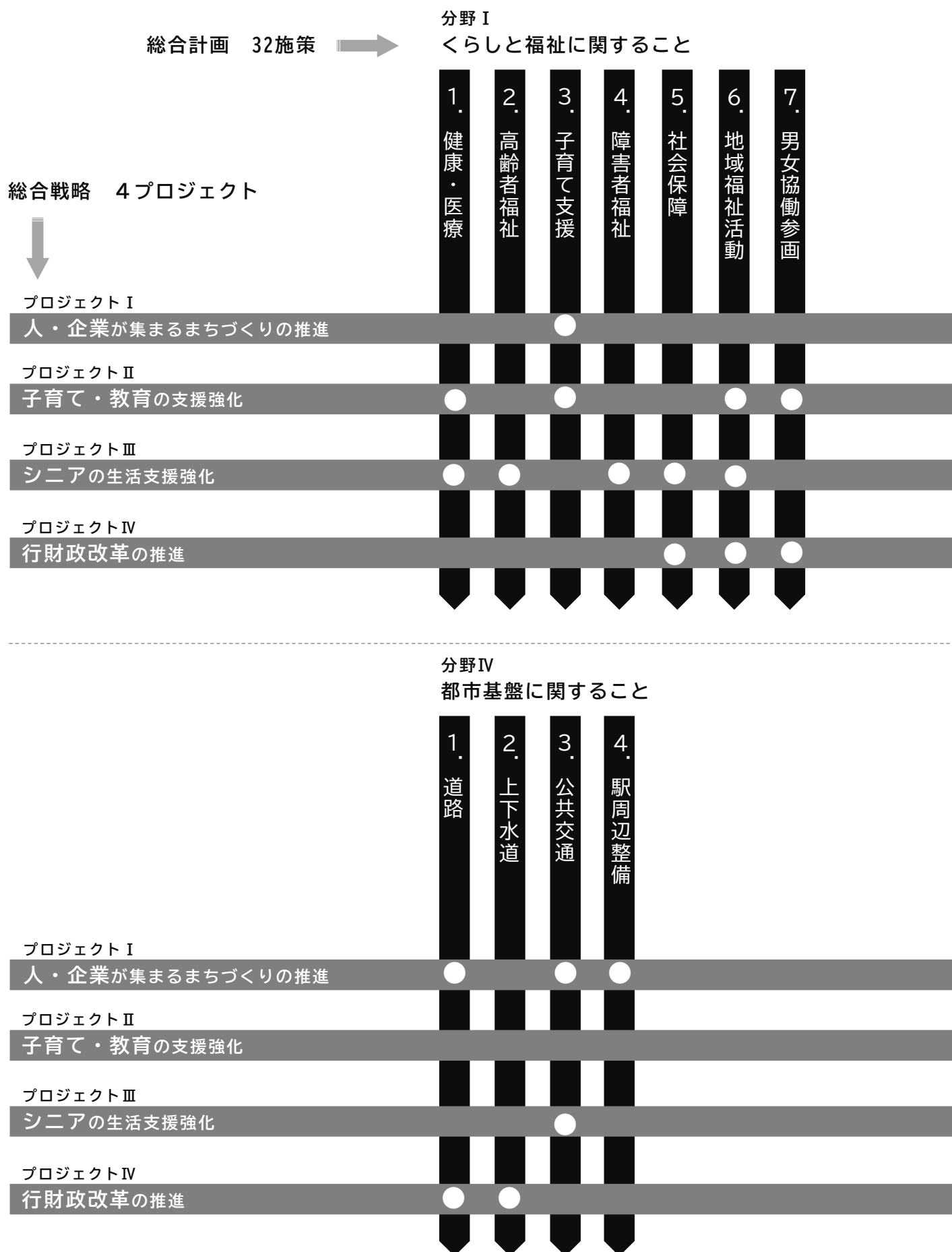
項目	目標値（R8）	参考値
居住誘導区域の人口密度 担当課による集計	66%	67%（R3）
商業施設等の誘致に向けた都市計画の変更 担当課による進捗管理	完了	未着手（R3）



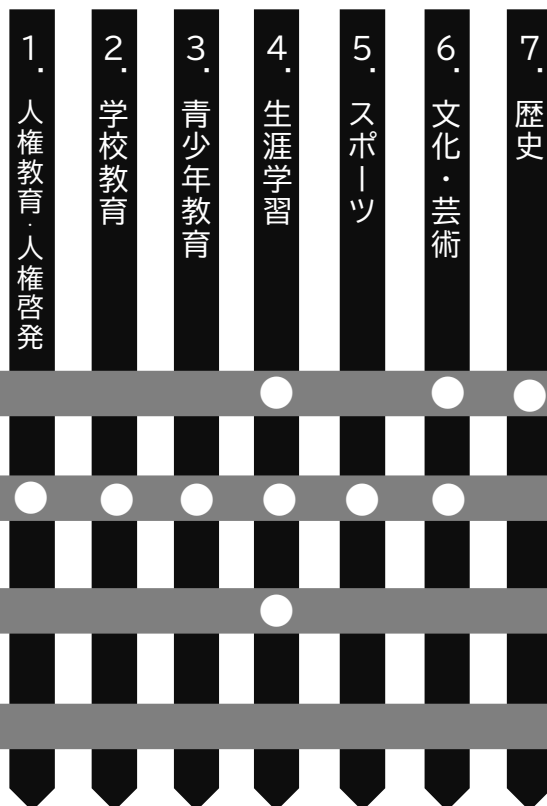
第3章

まち・ひと・しごと総合戦略

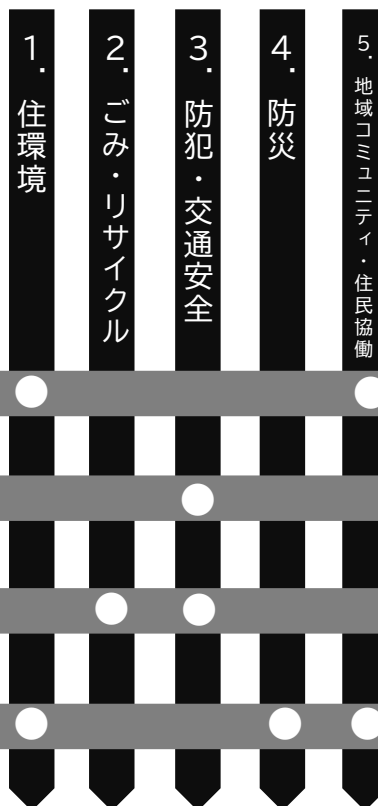
まち・ひと・しごと総合戦略の体系



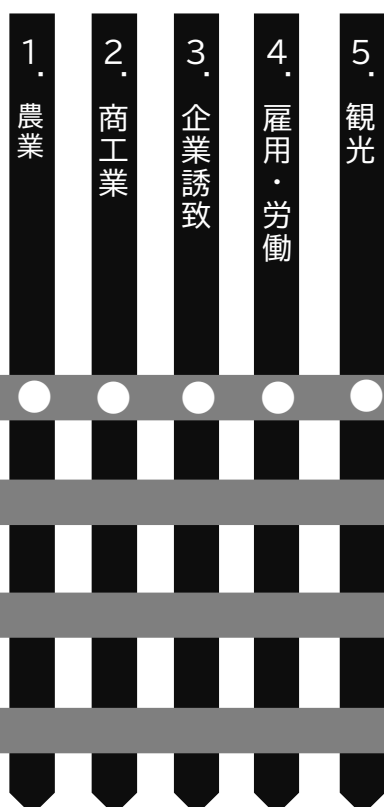
分野Ⅱ
教育と文化に関すること



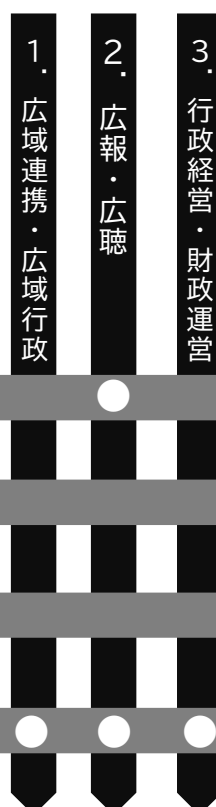
分野Ⅲ
生活環境に関すること



分野Ⅴ
地域産業・地域経済に関すること



分野Ⅵ
行財政運営に関すること



分野Ⅶ
土地利用に関すること



プロジェクトⅠ

人・企業があつまるまちづくりの推進

数値
目標

町内事業所の新規求人数

700 人 参考値：448人（令和3年度）
（令和8年度）

人口の社会増減

10 人 参考値：8.2人（平成29年度～令和3年度の平均）
（令和5～8年度の平均）

1. 商工業を活性化する

人口減少に歯止めをかけ、「人」の本町への定着や新たな転入を促進するためには、まずそこに生活の基盤となる「仕事」と日常生活に必要な「消費」の場があることが必要です。

本町は奈良県内のなかで製造品出荷額が最も高い町（市を含めると6～7位）です。このことは、本町が奈良盆地の中央に位置し、県内外からのアクセスが良好なことが要因の1つといえます。現在進行中の道路網が整備されれば交通アクセスは飛躍的に向上し、川西町にとって「人」の流れを呼び込む上で追い風になると考えられます。この利点を生かして、企業（工業系・商業系）を積極的に呼び込むことに取り組みます。

2 地域への新しい人の流れをつくる

本町は奈良盆地のほぼ中央に位置し通勤通学にも便利なまちです。しかし、本町の課題として情報発信の不足があげられます。タウンプロモーションの強化により、本町の魅力を知り、感じていただくことで他市町村からの居住者の流入・U I Jターンにつなげていきます。

1. 商工業を活性化する

(1) 企業誘致の促進

- ・ 本町は奈良盆地の中央に位置します。今後大和中央道の延伸が予定されていることや、西名阪自動車道の「大和まほろばスマートインターチェンジ」が最寄りにあることなど、立地条件に恵まれています。この恵まれた立地条件を生かしながら、工業系事業者や商業施設などの誘致に積極的に取り組んでいきます。
- ・ 企業の誘致促進のための優遇制度や奨励金の充実も図るとともに、既存の企業が本町にとどまり、継続的に事業運営が出来るよう支援をおこなうことで、しごとを生み出します。
- ・ 女性をはじめとする意欲ある働き手の雇用の場をつくるために、社会福祉施設の誘致や立地支援をおこなっていきます。

主な
事業

P68 分野Ⅴ－2 商工業
P70 分野Ⅴ－3 企業誘致

K P I

町内の事業所数 ※再掲：P68

330 社 (令和8年度) 参考値：333社 (令和元年度)

商業系・工業系の用途地域における立地企業数 ※再掲：P70

15 社以上 (令和8年度) 参考値：15社 (令和3年度)

製造品出荷額 ※再掲：P68

850 億円 (令和8年度) 参考値：818億900万円 (令和元年度)

（２）雇用・労働の場の創出

- ・雇用や労働の場の有無は移住・定住を決める際の大きな要素であり、雇用の確保は町外からの移住、町内における定住の促進につながります。町内企業への雇用促進を積極的に支援することで、雇用の場の創出を図ります。
- ・ライフスタイルが複雑化し、働き方の多様なニーズを満たす必要性が増しています。女性や子育て世代、高齢者などにとって働きやすい雇用を創出することで、多くの住民が働きやすい環境づくりをおこなっていきます。

主な事業

P66 分野Ⅴ－１ 農業
P68 分野Ⅴ－２ 商工業
P72 分野Ⅴ－４ 雇用・労働

KPI

町内で就労している町民の人数 ※再掲：P73

1,200 人 （令和8年度）参考値：936人（令和2年度）

町内で就業している町外在住者の人数 ※再掲：P73

3,000 人 （令和8年度）参考値：2643人（令和2年度）

2. 地域への新しい人の流れをつくる

(1) 住まいの確保に向けた住宅施策の推進

- 本町の転出入の推移を見ると、宅地開発があった時期は転入超過となっており、宅地開発をおこなうことで転入者増に繋げることができると考えられます。特に20代後半～40代前半の子育て世代が住みたくなるような住宅地の供給を促し、転入者の増加を目指します。
- また、住宅地の供給のための宅地開発は開発できる土地が有限であるため、開発し続けることは困難です。しかし、活用されていない資産として、町内には多くの空き家があります。そこで、宅地開発を進めるとともに空き家を活用することで、限られた町の資産を上手く活用しながら、移住・定住者の増加に繋げていきます。

主な
事業

P44 分野Ⅲ－1 住環境

K P I

空き家バンク登録件数 ※再掲：P44

10 件／年 （令和8年度） 参考値：10件／年（令和3年度）

新規住宅宅地開発の区画数

60 区画 （令和8年度までに） 参考値：0区画（令和3年度）

プロジェクトⅠ 人・企業があつまるまちづくりの推進
2. 地域への新しい人の流れをつくる

（２）地域の魅力発信と認知度の向上

- ・ 奈良盆地の中心にあるという恵まれた立地条件、田園と調和した豊かな住環境、多彩な住民のスポーツ文化活動、結崎ネブカ・貝ボタンなどの特産品、島の山古墳や面塚などの観光資源の存在を本町独自の魅力として町内外に発信します。町民にとって本町で住むことが誇りになり、町外の方にとっては転入したいと思えるようにプロモーション活動を行います。
- ・ 広報紙などの紙媒体による広報活動に加え、ホームページやSNSなどのインターネットを活用した情報発信により、幅広い世代が行政情報・行政サービスにアクセスできる環境を整えます。

主な
事業

P66 分野Ⅴ－１ 農業
P68 分野Ⅴ－２ 商工業
P74 分野Ⅴ－５ 観光
P80 分野Ⅳ－２ 広報・広聴

K P I

公式SNSのフォロワー数 ※再掲：P81

2,250 人 （令和8年度） 参考値：1,976人（令和3年度）

広域連携で実施する観光イベントの参加者数 ※再掲：P75

12,000 人 （令和8年度） 参考値：9,152人（令和元年度）

（３）中心市街地のにぎわいづくり

- まちの玄関口である結崎駅周辺を整備を進め、交通結節点としての利便性の向上を目指すとともに、駅へのアクセスの整備やまちの賑わいを創出します。

主な 事業

P56 分野Ⅳ－１ 道路
P60 分野Ⅳ－３ 公共交通
P62 分野Ⅳ－４ 駅周辺整備

K P I

町の公共交通利用者数 ※再掲：P60

10,000 人 （令和8年度） 参考値：7,621人（令和3年度）

プロジェクトⅠ 人・企業があつまるまちづくりの推進
2. 地域への新しい人の流れをつくる

（４）シビックプライドの醸成

- ・ 本町の文化や歴史について理解を深め、本町に住むことへの愛着や誇り（シビックプライド）を感じてもらうことにより転出者を抑えます。また、就学・就職で本町を出ることとなった場合でも、いつか戻りたくなる川西町を創出し、転入者の増加を図ります。
- ・ 本町は能楽の観世流の発祥地であることから、能楽に触れ合う機会を積極的に設け、伝統芸能に対する理解を高めます。また、島の山古墳や面塚などの川西町独自の歴史文化史跡について学ぶ機会を設けます。

主な事業

P36	分野Ⅱ－４	生涯学習
P38	分野Ⅱ－６	文化・芸術
P40	分野Ⅱ－７	歴史
P52	分野Ⅲ－５	地域コミュニティ・住民協働
P66	分野Ⅴ－１	農業
P68	分野Ⅴ－２	商工業
P74	分野Ⅴ－５	観光
P80	分野Ⅵ－２	広報・広聴

KPI

住民提案型事業の参加団体数 ※再掲：P53

10 団体 （令和8年度） 参考値：7団体（令和3年度）

結崎ネブカの生産者数 ※再掲：P67

30 人 （令和8年度） 21人（令和4年度）

プロジェクトⅡ

子育て・教育の支援強化

数値
目標

年少人口（0～14歳）

900 人

（令和8年度）

参考値：956人（令和3年度）

3月31日時点の住民基本台帳

1. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を かなえる

まちづくりの原点は「人づくり」です。まちづくりを子どもや子育ての観点から見直し、子どもたちが健やかに育つ仕組みを整えます。わが国の未来を担っていく子どもたちは町にとっての財産であり、子育てしやすい環境を整えることが大切です。子どもを生みやすく、子育てしやすいまちを目指します。

プロジェクトⅡ 子育て・教育の支援強化

1. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

1. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 出産・子育て支援の充実

- ・ 出産・子育ての不安を減らすことで、本町で子どもを産み、育てたいと感じる方を増やしていくことが重要です。妊娠から出産、子育てまで包括的に育児を支援するサービス（川西町版ネウボラ）を実施し、安心して子どもを出産し、育てることができる環境づくりをおこないます。
- ・ 乳幼児健診や育児相談、子育て支援センターにおける出産・子育てに関するセミナーの開催をはじめ、各々に応じた適切な支援をおこなうことで、育児不安の解消を図り、多様なニーズに対応した出産・子育て支援を推進します。

主な
事業

P12 分野Ⅰ－1 健康・医療
P16 分野Ⅰ－3 子育て支援
P18 分野Ⅰ－4 障害者福祉

K P I

出産から3歳までの乳幼児との面談率 ※再掲:P16

100 % (令和8年度) 参考値: 100% (令和3年度)

子育て支援センターの利用人数 ※再掲:P16

2,500 人 (令和8年度) 参考値: 1,677人 (令和3年度)

(2) 安心して子育てしやすい環境の充実

- ・ 幼稚園の預かり保育の拡充や認定こども園の誘致により、保護者の子育てに対する不安やストレスを解消し、安心して子育てできる環境づくりをおこないます。
- ・ 地域で子どもを見守り、育てるという意識を住民の間で醸成し、見守り隊活動の支援を図ることにより、学校および子どもの安全を確保します。

主な事業

P16	分野Ⅰ－3	子育て支援
P22	分野Ⅰ－6	地域福祉活動
P24	分野Ⅰ－7	男女協働参画
P32	分野Ⅱ－3	青少年教育
P34	分野Ⅱ－4	生涯学習
P48	分野Ⅲ－3	防犯・交通安全

K P I

保育所の待機児童数 ※再掲:P16

0 人 (令和8年度) 参考値: 0人 (令和3年度)

学童保育所の待機児童数 ※再掲:P16

0 人 (令和8年度) 参考値: 0人 (令和3年度)

川西町見守り隊の登録者数 ※再掲:P33

317 人 (令和8年度) 参考値: 317人 (令和3年度)

プロジェクトⅡ 子育て・教育の支援強化

1. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(3) 「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ教育の推進

- ・ 学ぶ力の向上の推進はもとより、能楽をはじめとした伝統芸能の授業、さまざまなスポーツ活動、アート・表現活動の機会の充実、読書の推進、ICTの活用を図ることにより、創意工夫を生かした特色ある教育を展開し、健やかな心豊かな子どもを育む教育をおこないます。

主な
事業

P28	分野Ⅱ－1	人権教育・人権啓発
P30	分野Ⅱ－2	学校教育
P32	分野Ⅱ－3	青少年教育
P36	分野Ⅱ－5	スポーツ
P38	分野Ⅱ－6	文化・芸術

K P I

国語の学力 ※再掲：P30

県平均 以上 (令和8年度) 参考値：57% (令和3年度)

算数の学力 ※再掲：P30

県平均 以上 (令和8年度) 参考値：68% (令和3年度)

教職員の情報活用指導力 ※再掲：P30

85 %以上 (令和8年度) 参考値：79.8% (令和2年度)

地域学校協働活動の充実 ※再掲：P30

7 回 (令和8年度) 参考値：0回 (令和3年度)

数値
目標

健康寿命（男性） ※再掲：P13

21 年 参考値：19.18年（令和元年度）
（令和8年度）

健康寿命（女性） ※再掲：P13

22 年 参考値：20.14年（令和元年度）
（令和8年度）

1. 健康長寿と生涯活躍を実現する

だれもが住み慣れた地域でいつまでも充実した生活ができるよう地域福祉の仕組み作りに取り組みます。ハード面よりもソフト面による創意工夫をおこないつながりながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2. 安心で安全なくらしを持続可能なものとする

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるよう、健康で幸せに過ごすことができるヘルスケアや、高齢者の移動支援、防災に取り組むことで、安心・安全な生活環境をつくります。

プロジェクトⅢ シニアの生活支援強化

1. 健康長寿と生涯活躍を実現する

(1) だれもが安心して暮らせる地域づくり

- ・ だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域活動をはじめ、いきいきと社会参加することができるように支援します。
- ・ 地域包括ケアシステムを推進するために中心となる地域包括支援センターの充実を図り、民生委員や自治会等の住民組織や民間事業所等との支援体制を構築していきます。

主な
事業

P14 分野Ⅰ－2 高齢者福祉
P18 分野Ⅰ－4 障害者福祉
P20 分野Ⅰ－5 社会保障
P22 分野Ⅰ－6 地域福祉活動
P48 分野Ⅲ－3 防犯・交通安全

K P I

介護給付適正化事業の実施率 ※再掲:P14

100 % (令和8年度) 参考値: 100% (令和3年度)

相談支援の延べ利用者数 ※再掲:P19

1,300 人 (令和8年度) 参考値: 1,166人 (令和3年度)

まほろば「あいサポート研修」受講者数 ※再掲:P19

20 人 (令和8年度) 参考値: 16人 (令和3年度)

(2) 生涯活躍のまちづくり

- ・ 少子高齢化の急速な進展により、まちの活力を維持していくためにはシニア世代の力を生かしていく必要があります。シニア世代は若年層にはない知識や経験を保有しています。特にアクティブシニアと呼ばれる元気な高齢者がこうした知識や経験を地域貢献に活かすことができる環境づくりをおこないます。
- ・ 老人クラブ活動の支援やボランティア活動への参画促進、シルバー人材センターの運営支援などをおこない、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援します。

主な事業

P14 分野Ⅰ－2 高齢者福祉
P18 分野Ⅰ－4 障害者福祉
P34 分野Ⅱ－4 生涯学習

KPI

自主体操グループの実施団体数 ※再掲:P14

15 団体 (令和8年度) 参考値: 12団体 (令和3年度)

シルバー人材センターの登録者数

55 人 (令和8年度) 参考値: 28人 (令和3年度)

2. 安心で安全なくらしを持続可能なものとする

(1) 地域医療の充実

- 生活習慣病のような病気や、症状が出て病院で診察を受けると命に関わるほどの重症だったということは事前の予防によって、ある程度防ぐことができます。検診受診者数を高め、自らの健康状態に関して定期的にモニタリングすることにより、病気の早期発見と重症化の予防などにつなげます。
- 安心して医療が受けられるように、かかりつけ医制度の普及を図り、2次医療・救急医療との連携体制の強化に努めます。また、救急医療体制の現状や近隣も含めた医療機関の情報について、町民への周知に努めます。

主な事業

P12 分野Ⅰ－1 健康・医療
P14 分野Ⅰ－2 高齢者福祉
P18 分野Ⅰ－4 障害者福祉

KPI

がん検診の受診率（胃がん） ※再掲:P13

5.8 % （令和8年度） 参考値：5.8%（令和3年度）

がん検診の受診率（肺がん） ※再掲:P13

5.1 % （令和8年度） 参考値：5.1%（令和3年度）

がん検診の受診率（大腸がん） ※再掲:P13

10.0 % （令和8年度） 参考値：8.0%（令和3年度）

健康サポーター活動参加人数 ※再掲:P13

90 人 （令和8年度） 参考値：100人（令和3年度）

（２）高齢者の生活支援

- ・ 自動車運転免許返納後も公共交通等の利用を支援することで、日常生活における外出を支援します。また、見守り活動と連携したごみ出し負担の軽減など、日常生活の不便に寄り添った支援を行います。

主な事業

P14	分野Ⅰ－２	高齢者福祉
P18	分野Ⅰ－４	障害者福祉
P22	分野Ⅰ－６	地域福祉活動
P46	分野Ⅲ－２	ごみ・リサイクル
P60	分野Ⅳ－３	公共交通

K P I

町の公共交通施策の利用者数（延べ） ※再掲：P60

10,000 人 （令和8年度） 参考値：7,621人（令和3年度）

プロジェクトⅣ 行財政改革の推進

数値
目標

経常収支比率
全国平均以下
(令和8年度)

参考値：85.7%（令和2年度）

全国平均 93.1%

1. 多様な主体と連携する時代にあった地域をつくる

多くの人の声が届き、それを形にできる行政を目指します。町民の方の声を聞きながら、行政と住民が協働で課題を解決し、よりよいまちづくりをおこなっていくことが不可欠です。そのためにも住民の方に積極的に参加していただける場と機会をつくっていきます。

2. 持続可能でクリエイティブな行政を運営する

健全な行財政運営を図ることはもちろんのこと、ICT技術を活用することで事務の効率化を図ります。また、行政サービスのオンライン化など、行政事務全般のデジタル化を推進し、住民サービスの利便向上につなげます。

1. 多様な主体と連携する時代にあった地域をつくる

(1) 協働のまちづくりの推進

- 行政だけの力でよりよいまちづくりをおこなっていくことは難しくなっています。住民が主体的に町政に参加できる仕組みや住民・住民活動団体等と行政が協力・連携できる仕組みを構築していくことで、よりよいまちづくりをおこないます。
- 住民と地域課題を共有し課題解決に向けた活動とともに進めるため、より質の高い広報活動を推進していきます。
- 各家庭の生活スタイルは多種多様であり、抱える課題・要望も多岐にわたります。定期的に住民参加の会議を開催することにより、住民の意見や考えを広く集める機会を設け、住民ニーズに沿ったまちづくりをおこないます。
- 企業や団体、大学等との包括連携協定等を通じて、双方が互いの資源や魅力を活かした事業に協働して取り組むことで、多様化する地域課題、社会課題の解決を目指し、地域の一層の活性化や住民サービスの向上に資する様々な事業を推進していきます。

主な事業

- P22 分野Ⅰ－6 地域福祉活動
 P52 分野Ⅲ－5 地域コミュニティ・住民協働
 P78 分野Ⅵ－1 広域連携・広域行政
 P80 分野Ⅵ－4 広報・広聴

KPI

住民提案型事業の参加団体数 ※再掲:P53

10 団体 (令和8年度) 参考値: 7団体 (令和3年度)

協定締結団体数 ※再掲:P78

20 件 (令和8年度) 参考値: 14件 (令和2年度)

プロジェクトⅣ 行財政改革の推進

2. 持続可能でクリエイティブな行政を運営する

(1) 将来にわたる持続可能な行政経営

- ・ 小学校建設や駅周辺整備事業など多額の公債費の償還が生じる中、人口減少、少子高齢化を見据え、限られた財政状況での効率的な行政運営を図ります。特に公共施設については統廃合や長寿命化を検討し、将来の負担にならないよう計画的な運用をおこないます。
- ・ 単独自治体では実施が難しい事業等については、周辺市町と連携した取り組みを推進し、広域的な住民サービスの充実を図ります。
- ・ 採用面では、従来型の『公務員試験』から脱却することで、決められた制度を円滑に運用するための人材だけでなく、地方創生の進展を見据えた人材を確保していきます。
- ・ 情報通信技術を活用することで行政事務の効率化や負担軽減を図ります。また、行政事務全般のデジタル化を推進し、住民サービスの利便性の向上につなげます。

主な事業

P20	分野Ⅰ－5	社会保障
P24	分野Ⅰ－7	男女協働参画
P78	分野Ⅵ－1	広域連携・広域行政
P82	分野Ⅵ－3	行政経営・財政運営

KPI

県または市町村との連携事業数 ※再掲:P78

45 件（累計） （令和8年度） 参考値：40件（令和3年度）

自治体の情報システムの標準化・共通化 ※再掲:P83

100 % （令和8年度） 参考値：4.5%（令和3年度）

（２）災害に強い地域の仕組みづくり

- ・ 災害から住民の暮らしを守るため、自主防災会や社会福祉協議会並びに婦人会と連携を図りながら、住民の防災意識を高めるとともに、地域住民と一体となった防災体制の充実や住宅やインフラの強靱化の推進により、災害に強いまちを目指します。
- ・ 災害の種類により避難場所、対策は異なります。災害の種類に応じた適切な避難をおこなうことができるように住民の防災に関する意識・知識をともに高めます。

主な事業

P44 分野Ⅲ－１ 住環境
P50 分野Ⅲ－４ 防災
P56 分野Ⅳ－１ 道路
P58 分野Ⅳ－２ 上下水道

KPI

防災訓練の実施 ※再掲：P50

1 回 （令和8年度） 参考値：0回（令和3年度）

耐震診断の実施戸数 ※再掲：P44

25 戸 （令和8年度） 参考値：23戸（令和3年度）

耐震改修の実施 ※再掲P50

15 戸 （令和8年度） 参考値：6戸（令和3年度）

付 録

参考資料

川西町総合計画審議会・川西町まち・ひと・しごと創生会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

	所属	役職	氏名	総合計画	総合戦略
1	天理大学	副学長	岡田 龍樹	3 学識	1 学識
2	川西町議会	議長	寺澤 秀和	1 議会	2 住民
3	川西町議会	副議長	阪本 学	1 議会	2 住民
4	川西町自治連合会	会長	吉村 勝	2 住民	2 住民
5	川西町商工会	会長	吉村 伸泰	2 住民	3 産業
6	川西町農業委員会	会長	吉村 利一	2 住民	3 産業
7	川西町民生児童委員協議会	会長	吉村 雅夫	2 住民	2 住民
8	川西町婦人会会長	会長	福西 裕子	2 住民	2 住民
9	川西町スポーツ協会		白馬 龍毅	2 住民	2 住民
10	川西町老人クラブ連合会	会長	丸谷 延弘	2 住民	2 住民
11	川西町連合PTA	会長	乾 あゆみ	2 住民	2 住民
12	川西町身体障害者(児)福祉協会	会長	入口 芳一	2 住民	2 住民
13	株式会社南都銀行 川西支店	支店長	辻岡 正訓	4 その他	6 金融
14	川西町	副町長	森田 政美	4 その他	4 行政
15	川西町	教育長	橋本 宗和	4 その他	5 教育

川西町都市計画審議会

委員名簿

(敬称略・順不同)

	所属等	役職	氏名	区分	備考
1	奈良女子大学	教授	中山 徹	1 学識	会長
2	畿央大学	准教授	清水 裕子	1 学識	
3	弁護士	弁護士	藤木 秀行	1 学識	
4	川西町自治連合会	会長	吉村 勝	1 学識	
5	川西町農業委員会	会長	吉村 利一	1 学識	
6	川西町議会	議員	石田 三郎	2 議会	
7	川西町議会	議員	伊藤 彰夫	2 議会	
8	川西町議会	議員	福西 広理	2 議会	
9	川西町議会	議員	福山 臣尾	2 議会	
10	奈良県中和土木事務所	所長	牧田 孝光	3 行政	
11	天理警察署	署長	徳島 善夫	3 行政	

川西町総合計画策定条例

平成28年9月30日／条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちの将来像や基本理念など長期的な方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方針及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める等必要な措置を講ずることができる。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(諮問)

第5条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、川西町総合計画審議会条例(平成2年6月川西町条例第12号)に規定する川西町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

川西町総合計画審議会条例

平成2年6月28日／条例第12号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、川西町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定及び推進に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 一般住民(町民)
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第19号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例(昭和61年条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成30年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

川西町まち・ひと・しごと創生会議 設置要綱

（目的）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、川西町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、広く町民や有識者等の意見を聴取するため、川西町まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 創生会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な審議・検討等を行うものとする。

- (1) 人口ビジョン総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

（組織）

第3条 創生会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表者
- (3) 産業関係団体の関係者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) 教育機関の関係者
- (6) 金融機関の関係者
- (7) 労働関係団体の関係者
- (8) 報道機関の関係者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

（任期）

第4条 委員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第5条 創生会議に、座長及び副座長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 創生会議の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、創生会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

川西町都市計画審議会条例

平成8年4月4日／条例第9号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、川西町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 町議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内

2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は学識経験者のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第14号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

計画策定の経緯

▶ 平成28年（2016年）

- ・ 3月 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

▶ 平成29年（2017年）

- ・ 4月 川西町第3次総合計画策定

▶ 令和2年（2020年）

- ・ 3月 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2版）策定
※計画の期間を令和4年3月末まで延伸

▶ 令和3年（2021年）

- ・ 9月 川西町まちづくりアンケート調査
＞調査対象：18歳以上の住民から3,600名を無作為抽出
＞有効回答数：1,940通（回収率：53.9%）

▶ 令和4年（2022年）

- ・ 3月 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3版）策定
※計画の期間を令和5年3月末まで延伸
- ・ 3月 川西町総合計画審議会（書面開催）
＞前期基本計画の期間を令和5年3月末まで延伸することを議決（延伸の理由）
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、中長期的な財政収支や社会環境の変化の見通しを立てる期間を設ける必要が生じたため
 - ②令和3年7月の町長選挙により、同年8月に新町長が就任したため、新町長の方針や考え方を整理し、総合計画との調整を行う期間を設ける必要が生じたため。

▶ 令和5年（2023年）

- ・ 1月 川西町都市計画審議会
- ・ 1月 川西町総合計画審議会・川西町まち・ひと・しごと創生会議
- ・ 2月 パブリックコメント
- ・ 3月 川西町総合計画審議会・川西町まち・ひと・しごと創生会議
- ・ 4月 川西町第3次総合計画後期基本計画策定（予定）
- ・ 4月 第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略（予定）

パブリックコメントの概要

下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

1. 第3次総合計画後期基本計画及び 第2期まち・ひと・しごと総合戦略

募集期間	令和5年2月10日（金）から2月24日（金）まで
募集の周知	・ 町ウェブサイト ・ 庁内掲示 ・ 公式SNS（LINE、Instagram、Facebook）
閲覧場所	・ 町ウェブサイト ・ 総合政策課窓口
募集方法	郵送、ファックス、電子メール、直接持参
意見提出状況	2名（6件）

2. 土地利用の基本方針及び土地利用の後期基本計画

募集期間	令和5年2月6日（月）から2月20日（月）まで
募集の周知	・ 町ウェブサイト ・ 庁内掲示 ・ 公式SNS（LINE、Instagram、Facebook）
閲覧場所	・ 町ウェブサイト ・ まちづくり推進課窓口
募集方法	郵送、ファックス、電子メール、直接持参
意見提出状況	なし

総合計画による地域づくり

平成23年（2011年）の地方自治法改正によって、「総合計画（基本構想）を策定しなければならない」という市町村の義務が撤廃されました。このことによって、総合計画の策定は、町が独自の判断のもと策定していくこととなりました。

また最近では、地方創生として町が主体的に地域のポテンシャルを引出し地域づくりを進めていくことが求められています。

このような状況の中、本町では総合計画の後期基本計画に「地域づくりのビジョン」を示すものとして意義があるものと考えました。同時に町が目指すビジョンを住民の皆さんや町に関わってくれる人や事業者、町職員などが共有し実現することで、地域を持続可能なものにするための仕組みも必要だと考えました。

令和4年（2022）6月から12月にかけて、民間複業人材（※）を活用する実証実験を行い、5つのプロジェクトを実施しました。そのうちの1つとして「総合計画共創プロジェクト」に早川延寿氏を登用し、庁内で後期基本計画の素案を作成する際にアドバイスをもらいながら、総合計画の「作り方」「活かし方（進め方）」「見せ方（共有のし方）」などについてともに検討しました。今回、そのプロジェクトで提案いただいた内容を掲載しています（P130～P139）。

※民間複業人材：専門分野において、個人として活躍できる能力を備え、複数の官公庁・事業所などで業務に従事する人材。今回、早川氏には無償で活動していただきました。➡関連ページ：P78

次ページへ

CHECK

川西町の民間複業人材活用

令和4年5月、川西町と株式会社Another worksで、民間複業人材活用に関する連携協定を締結しました。株式会社Another worksは、民間の即戦力人材のデータベース「複業クラウド」を運営している企業で、複業をしたい人と町をつなぐサービスを無償で提供していただきました。

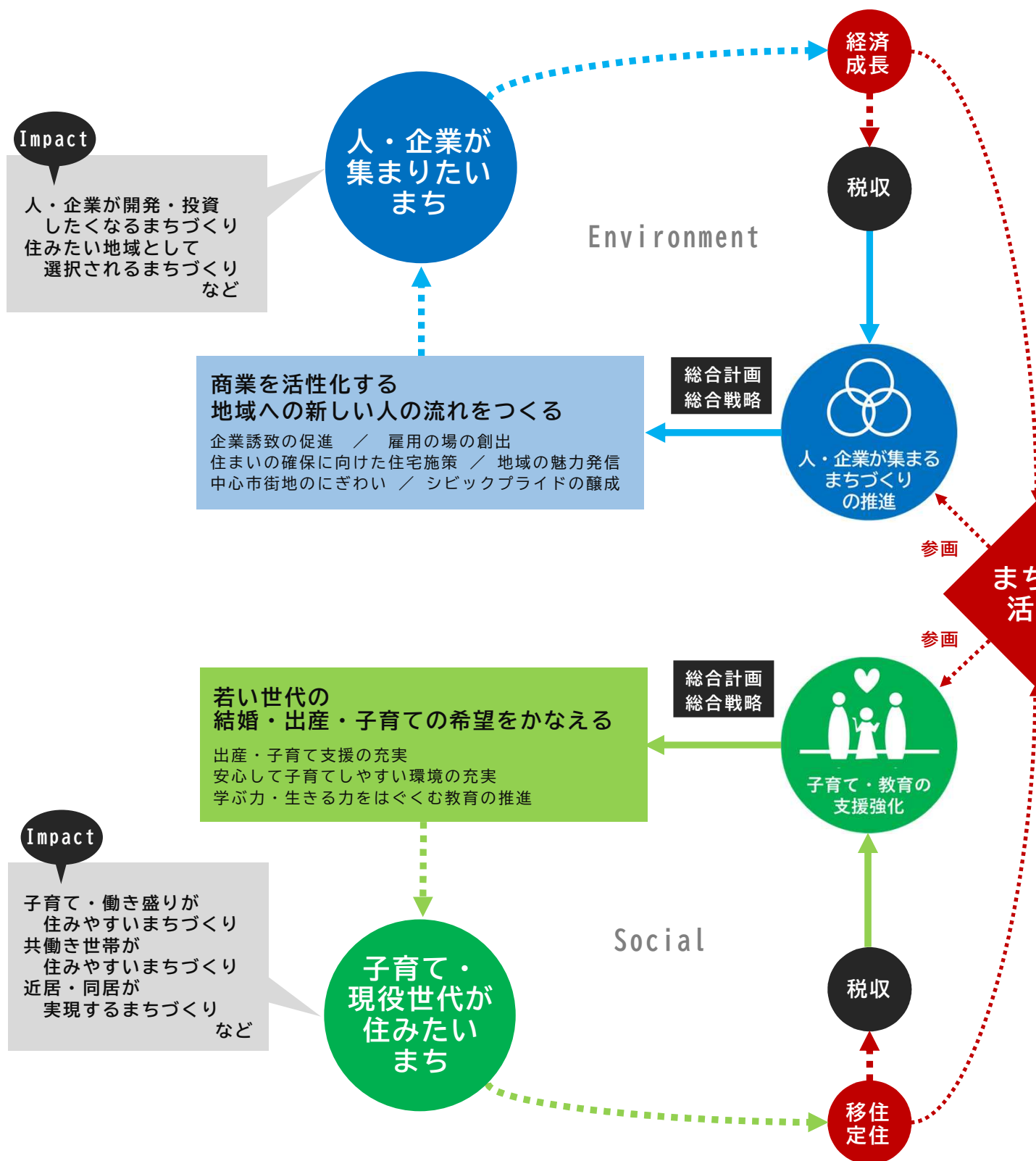
▶Profile：早川延寿氏

グロース・ストラテジスト&コミュニケーションプランナー。
ヨーロッパ系・会計系の経営コンサルティングファームK社からキャリアスタート。マーケティングリサーチ会社、ライブドアを経て独立。フリーランスの複業家としても活動中で、スタートアップ企業数社でBizDev／グロースチームに携わったり、ゼロイチ系のスタートアップスタジオを始め社会課題解決寄りのプロジェクト、社会起業や社会実験に関わったりされています。地方自治体の事業アドバイザーや、産官学民連携プロジェクトなど幅広い分野で活躍されています。



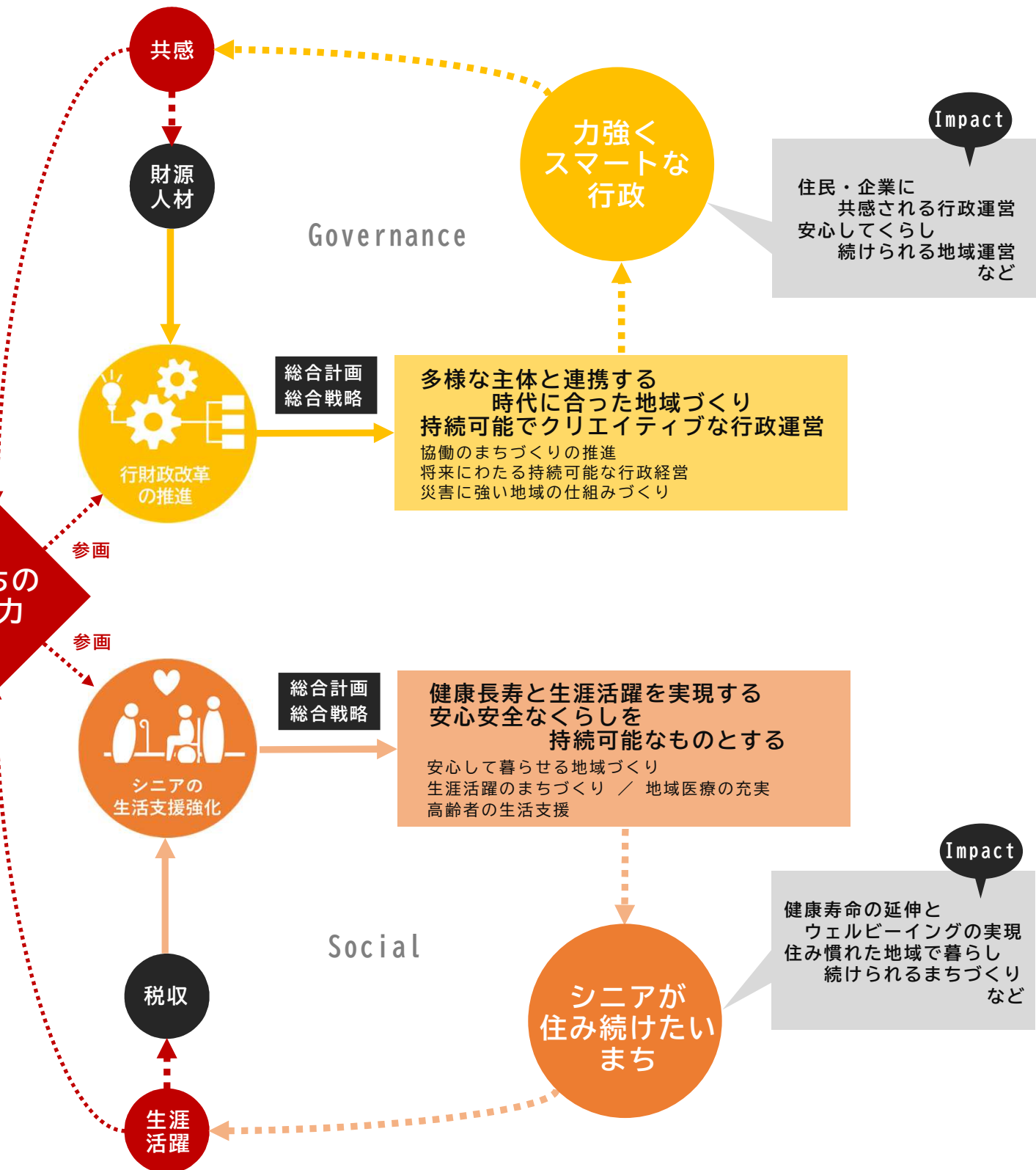
地域を持続させるための循環図

総合計画のフレームワークの一例

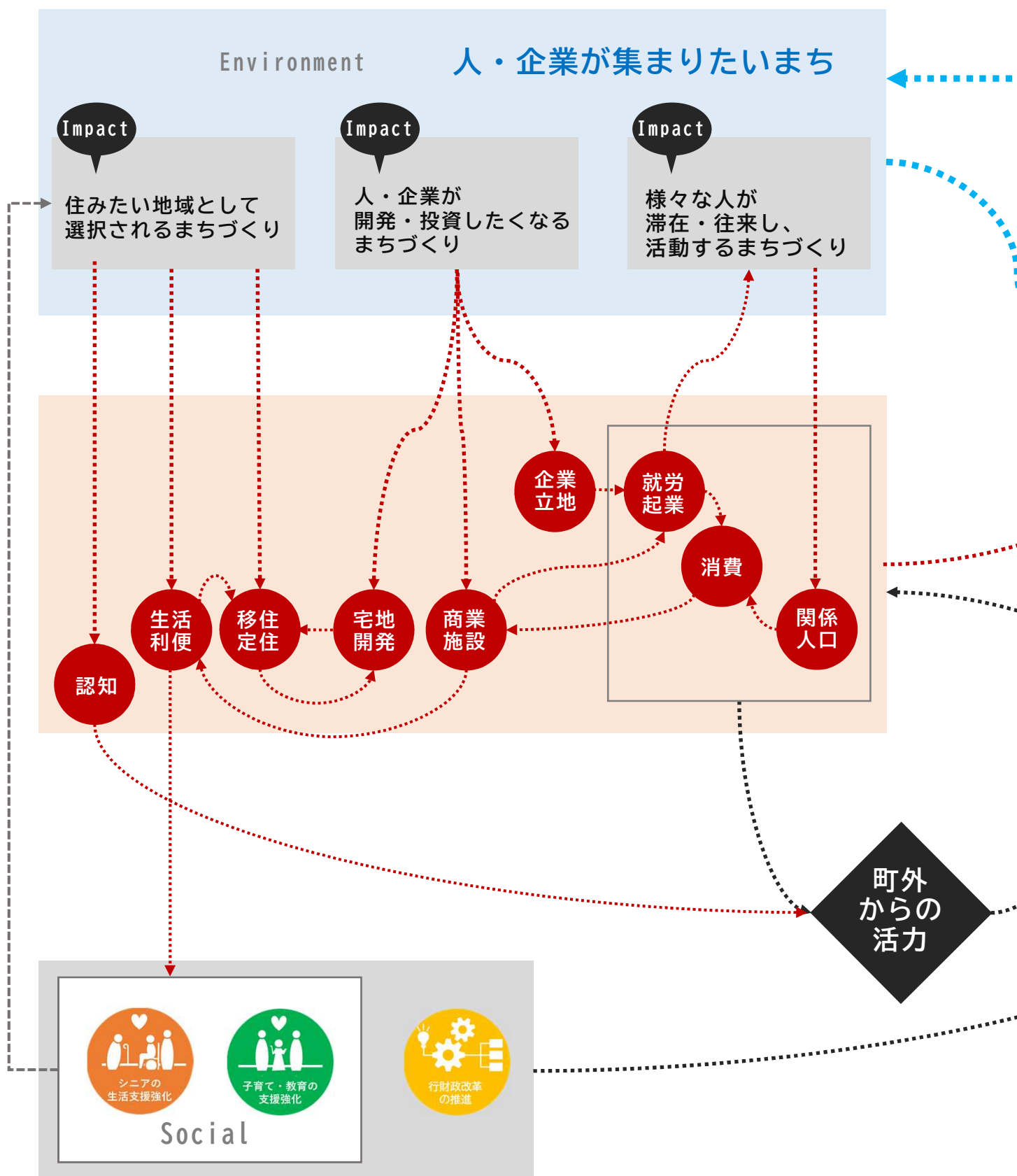


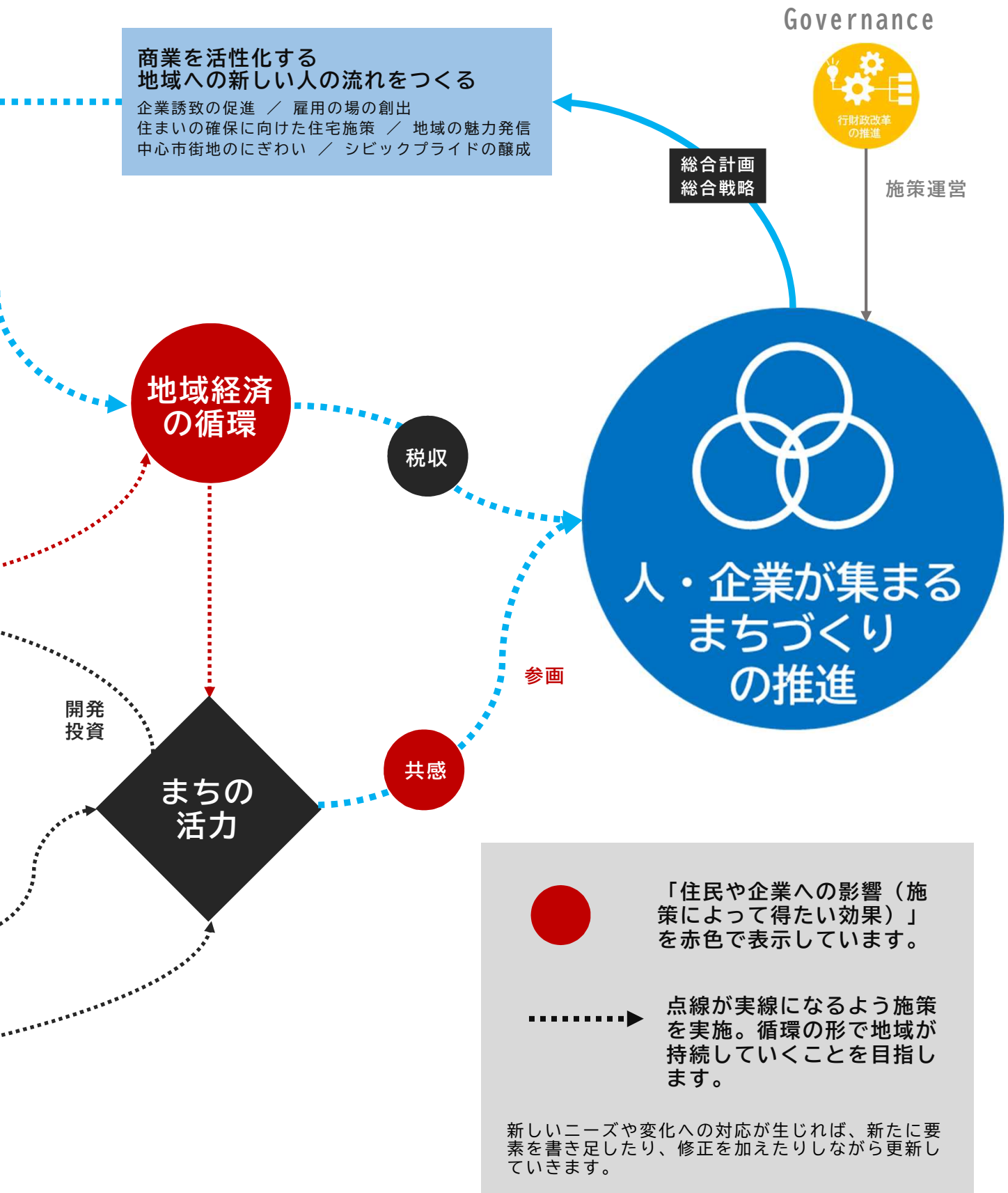
この図は総合計画の施策が、持続可能な地域をつかっていくためにどのように作用するかを示すものです。ここで示す内容が完成形ではなく、新しいニーズや変化への対応が生じれば、新たに書き足したり、修正を加えたりしながら総合計画のPDCAを円滑化させていきます。

(複業人材登用実証実験 総合計画共創プロジェクトからの提案)

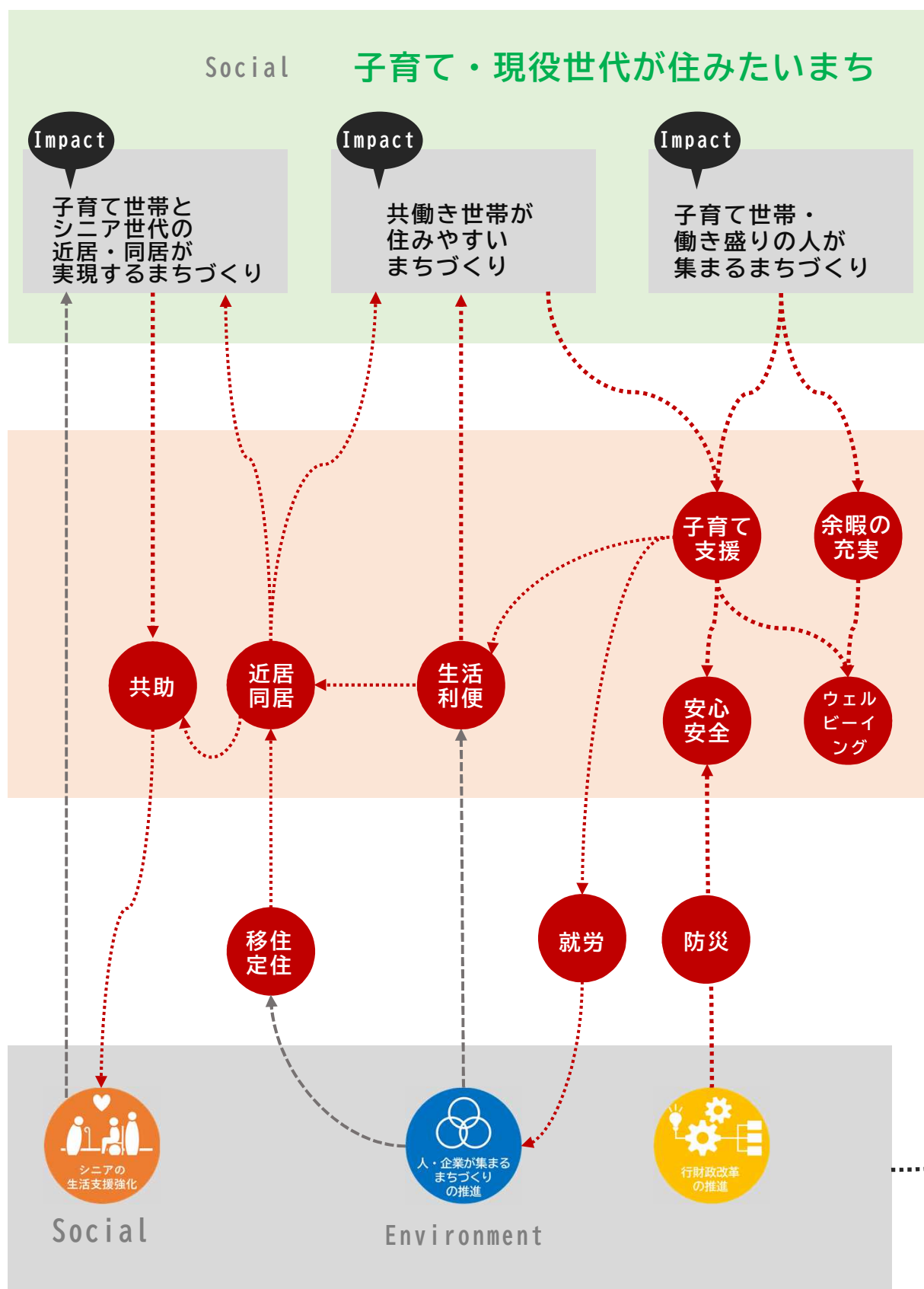


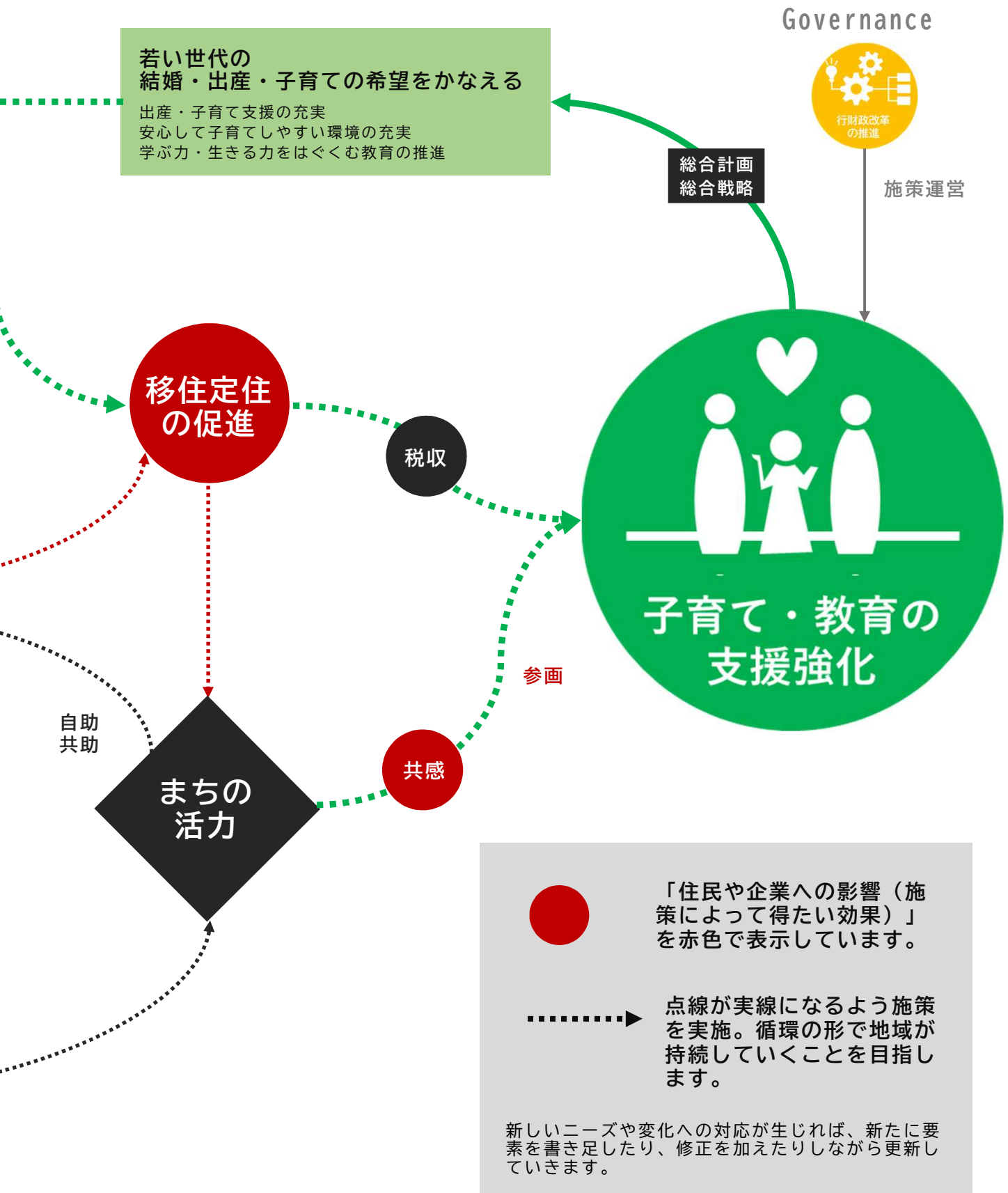
地域を持続させるための循環図 総合計画のフレームワーク①



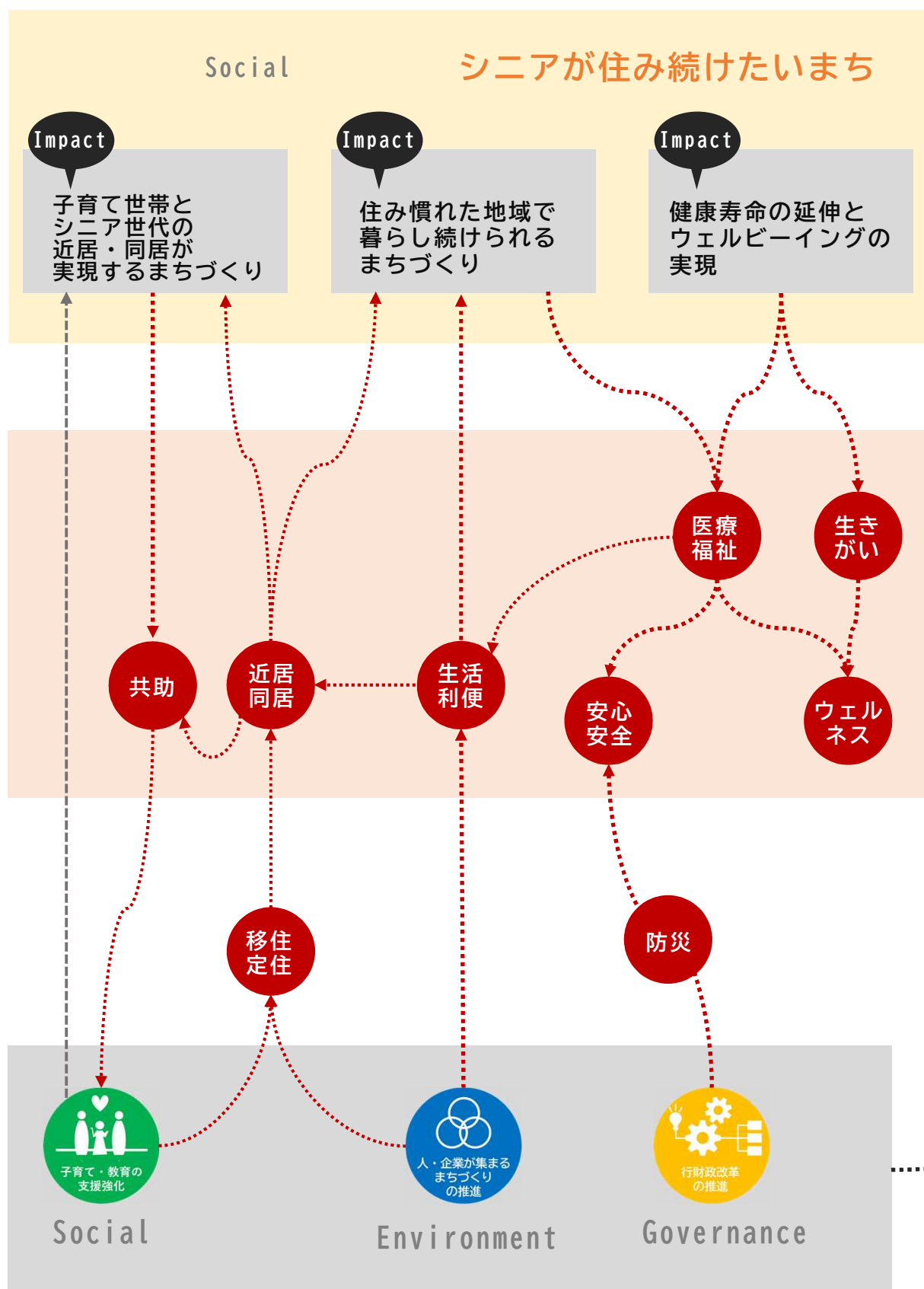


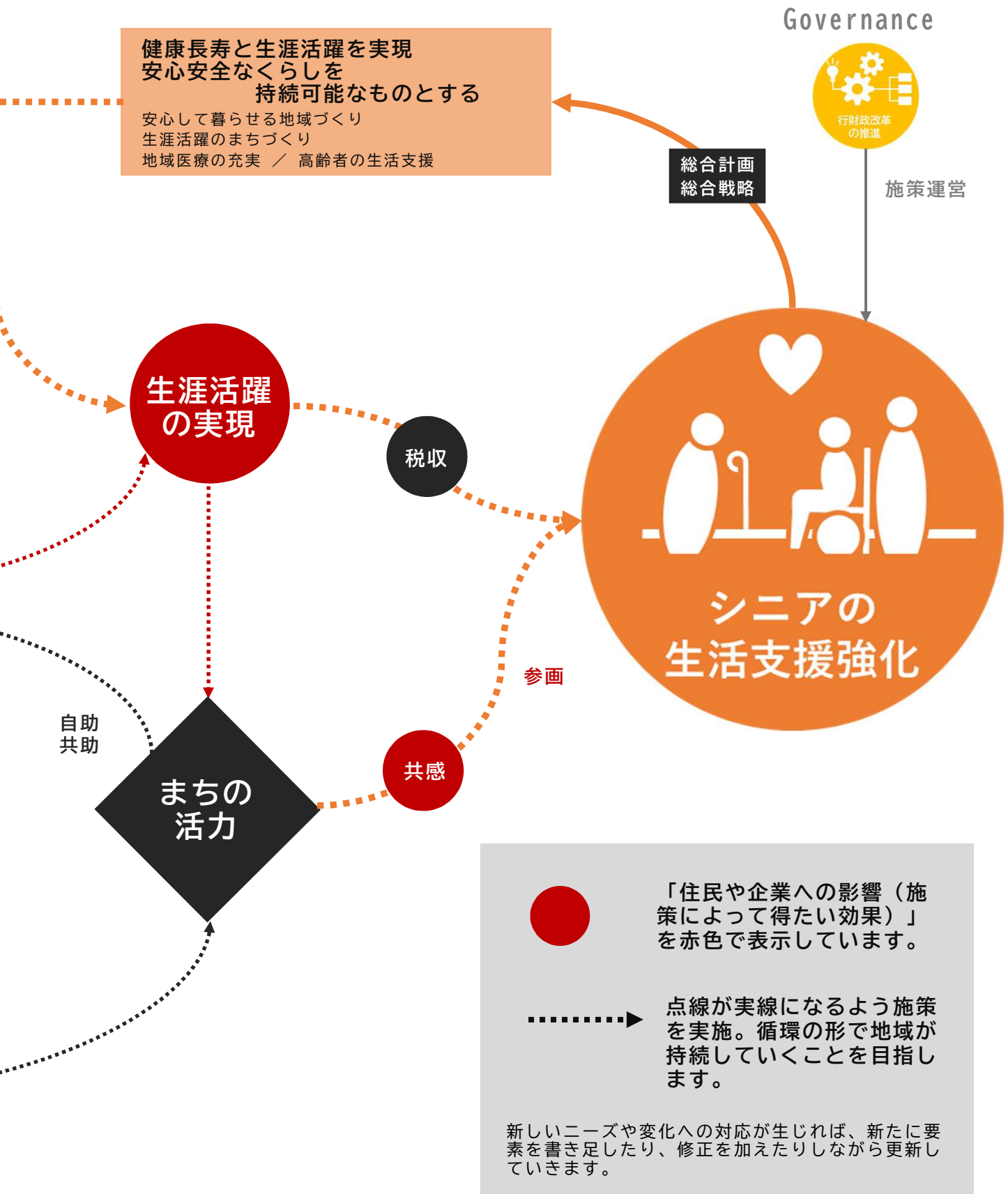
地域を持続させるための循環図 総合計画のフレームワーク②



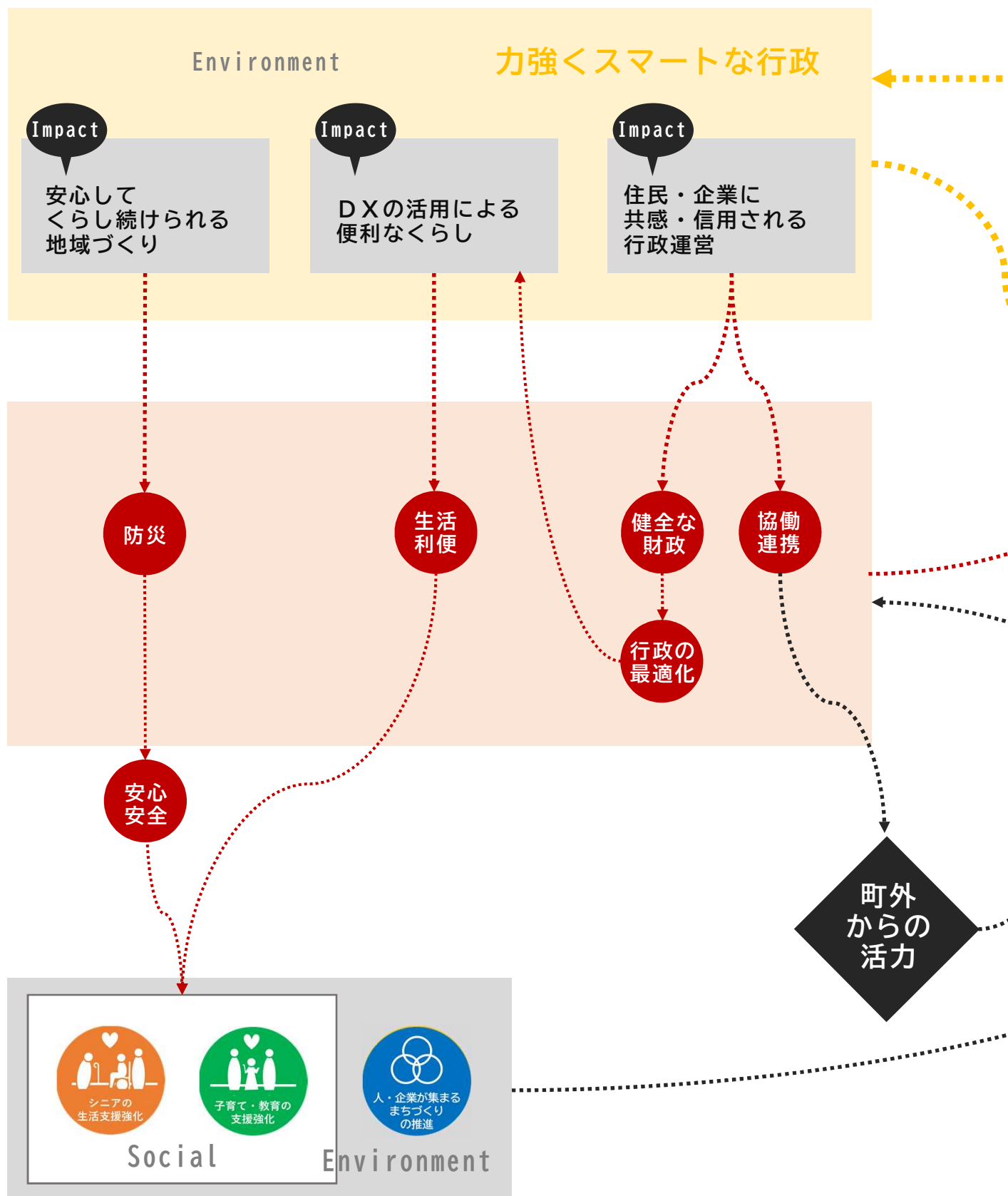


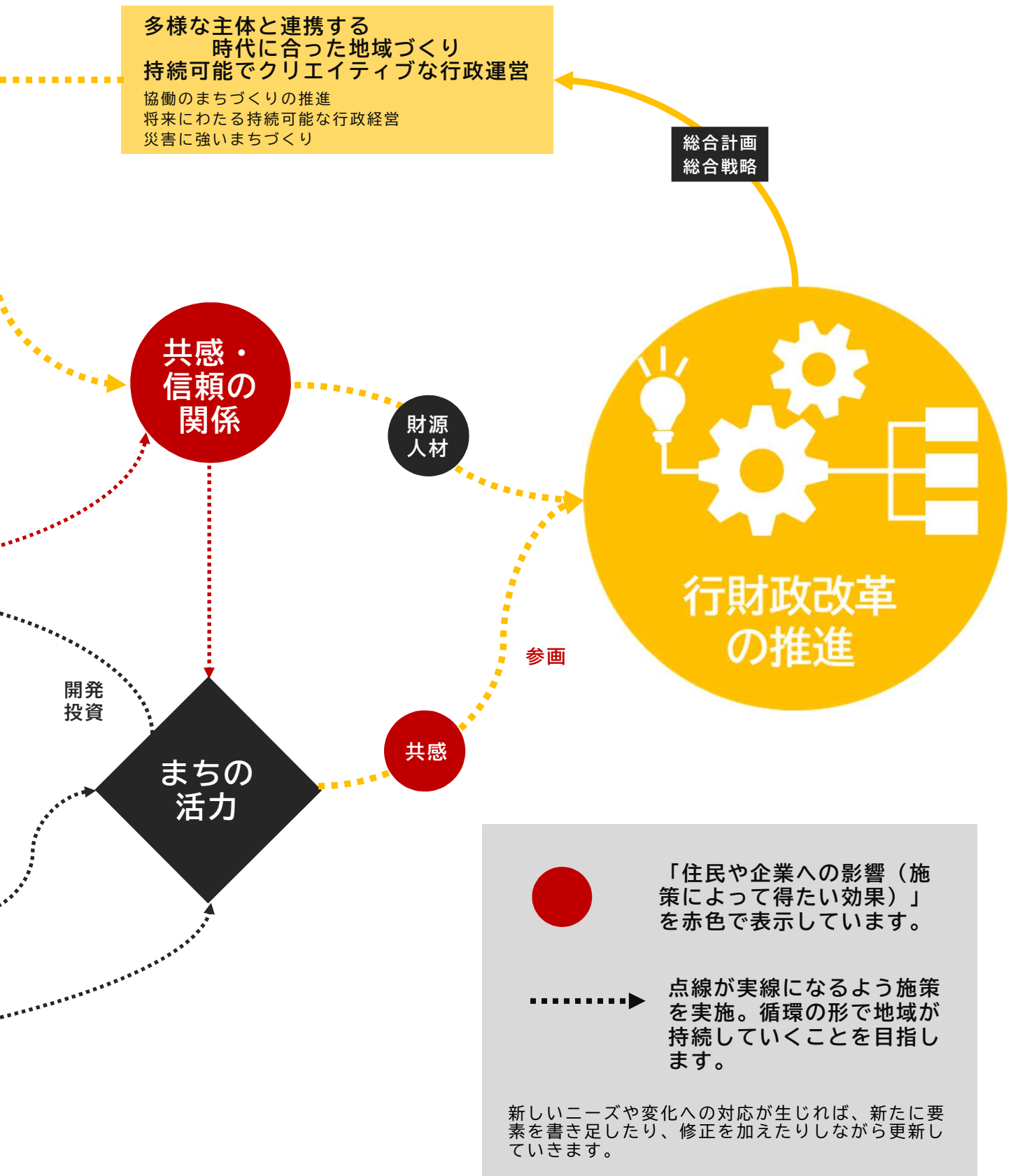
地域を持続させるための循環図 総合計画のフレームワーク③





地域を持続させるための循環図 総合計画のフレームワーク④







川西町第3次総合計画後期基本計画
第2期まち・ひと・しごと総合戦略

